平成29年９月定例会
総務文教常任委員会記録

平成29年９月14日（木）

平成29年９月19日（火）

平成29年９月29日（金）

平成29年10月２日（月）

平成29年10月３日（火）

場所：鳥栖市議会　第１委員会室

目　　次

平成29年９月14日（木）　……　７頁

平成29年９月19日（火）　……　65頁

平成29年９月29日（金）　……　79頁

平成29年10月２日（月）　……127頁

平成29年10月３日（火）　……185頁

平成29年９月定例会審査日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	９月14日（木）	開会 審査日程決定 議案審査（総務部） 議案乙第18号 議案甲第30号、議案甲第33号 〔説明、質疑〕 議案審査（企画政策部） 議案乙第18号 〔説明、質疑〕 報　告（企画政策部総合政策課） 市庁舎整備基本計画策定委員会について “鳥栖発”創生総合戦略の改定について 〔報告、質疑〕 議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第18号 〔説明、質疑〕 報　告（教育委員会事務局教育総務課） 学校給食センターについて 〔報告、質疑〕
第２日	９月19日（火）	現地視察 お試し移住施設（河内町） 自由討議 議案審査 議案乙第18号 議案甲第30号、議案甲第33号 〔総括、採決〕

日　次	月　　日	摘　　要
第３日	９月29日（金）	審査日程決定 議案審査（総務部） 議案乙第26号 〔説明、質疑〕 議案審査（企画政策部） 議案乙第26号 〔説明、質疑〕
第４日	10月 ２ 日（月）	議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第26号 〔説明、質疑〕
第５日	10月 ３ 日（火）	議案審査 議案乙第26号 〔総括、採決〕 閉会

９月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔平成29年９月13日付託〕

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）　〔可決〕

議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例　〔可決〕

議案甲第33号　財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について　〔可決〕

〔平成29年９月19日　委員会議決〕

〔平成29年９月28日付託〕

議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について　〔認定〕

〔平成29年10月３日　委員会議決〕

２　報　告

市庁舎整備基本計画策定委員会について（企画政策部総合政策課）

“鳥栖発”創生総合戦略の改定について（企画政策部総合政策課）

学校給食センターについて（教育委員会事務局教育総務課）

平成29年９月14日（木）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田　寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	実本　和彦
総務課庶務防災係長	古賀　庸介
総務課文書法制係長	江下　剛
総務課長補佐兼職員係長	山本　英規
財政課長	姉川　勝之
財政課財政係長	秋山　政樹
契約管財課長	三橋　和之
会計管理者兼出納室長	松隈　久雄
監査委員事務局長	岡本　昭徳
議会事務局長	緒方　心一

企画政策部長	石丸　健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛　晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田中　秀信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤川　博一
まちづくり推進課都市計画係長	古澤　貴裕
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐兼整備推進係長	下川　広輝
情報政策課長	古澤　哲也

情報政策課情報政策係長	楠	和久
情報政策課広報統計係長	熊田	吉孝
教育長	天野	昌明
教育次長	白水	隆弘
教育総務課長	江嵜	充伸
教育総務課総務係長	原	祥雄
学校教育課長	平川	富久
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	木村	嘉身
学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	中島	達也
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊増	秀文
学校教育課学校教育係長	有馬	秀雄
生涯学習課長兼図書館長	佐藤	敦美

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　　武田　　隆洋

5　審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例

議案甲第33号　財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

〔説明、質疑〕

報　告（企画政策部総合政策課）

市庁舎整備基本計画策定委員会について

“鳥栖発”創生総合戦略の改定について

〔報告、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

〔説明、質疑〕

報　告（教育委員会事務局教育総務課）

学校給食センターについて

〔報告、質疑〕

6　傍聴者

１人

7　その他

な　　し

開会

午前９時59分

開議

古賀和仁委員長

ただいまから、平成29年９月定例会の総務文教常任委員会を開会いたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

審査日程の決定

古賀和仁委員長

早速でございますが、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案１件、甲議案２件の３件でございます。

審査日程につきましては、本日14日は総務部、企画政策部及び教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

また、企画政策部と教育委員会事務局の議案審査終了後に、それぞれ議案外の報告を受けたいと思います。

あすの15日は休会とし、来週19日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いをしたいと思います。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

下田寛副委員長

現地視察については、今回議案が上がっております河内町のお試し移住施設に視察を行いたいというふうに、今のところ検討しております。

また、別途で御希望の場所等がございましたが、私までお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

古賀和仁委員長

それでは、現地視察は以上のとおりさせていただきたいと思います。

総務部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時１分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前10時２分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

総務部

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

古賀和仁委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務関係の議案は、議案乙第18号、議案甲第30号、議案甲第33号の３議案であります。

それでは、議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

おはようございます。

ただいまから、議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号)、総務部関係について御説明させていただきます。

なお、説明は、お手元に配付させていただいております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料１ページ目をお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款10．地方特例交付金、項１．地方特例交付金、目１．地方特例交付金、節１．地方特例交付金603万1,000円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款11．地方交付税、項１．地方交付税、目１．地方交付税、節１．地方交付税4,892万2,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の、１ページ目をお願いいたします。

普通交付税の推移等について記載をさせていただいております。

平成29年度につきましては､現時点で交付基準額が５億4,892万2,000円となっております。当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額の算定におきます各項目における単位費用等の増減がございまして、全体として増額をいたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款16．県支出金、項２．県補助金、目７．消防費県補助金、節１．消防費県補助金25万円は、県から消防団確保対策事業補助金の内示がありましたので、消防団員が活動時に着用する夏季活動服の購入に財源充当することといたしております。

次に、款16．寄附金、項１．寄附金、目１．総務費寄附金、節１．総務管理費寄附金１億1,000万円は、ふるさと寄附金の申し出件数等の増加に伴い補正をするものでございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

続きまして、２ページ目をお願いいたします。

款19．繰入金、項１．基金繰入金、目１．財政調整基金繰入金、節１．財政調整基金繰入金、マイナス１億6,188万3,000円につきましては、平成29年度当初予算で財源調整のために繰り入れておりましたものを、地方交付税等の増があったことにより繰り戻すものでございます。

次に、款20．繰越金、項１．繰越金、目１．繰越金、節１．繰越金７億4,196万6,000円の補正につきましては、平成28年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の２ページ目に、繰越金の詳細を記載いたしております。

歳入繰越金と歳出繰越金を足しまして翌年度に繰り越すべき財源を引いた金額が７億4,196万7,000円ということになっております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款21．諸収入、項６．雑入、目４．雑入、節３．消防雑入84万3,000円は、消防団員へ退職報償金を支給するため、消防団等公務災害補償等共済基金から必要額を受け入れるものでございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

続きまして、款の22市債、項の１市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料の４ページ目、５ページ目と合わせてごらんください。

まず、款の22市債、項１．市債、目１．総務債、節１．総務管理債1,030万円につきましては、お試し移住施設整備事業に係る分でございます。

次に、目６．臨時財政対策債、節１．臨時財政対策債5,560万円につきましては、発行可能額の確定に伴う補正でございます。

次に、目７．農林水産業債、節１．農業債7,230万円につきましては、滞在型農園施設等改修事業に係る分でございます。

次に、目８．災害復旧債、節１．農林水産施設災害復旧債20万円につきましては、平成29年発生災害復旧事業に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、歳出を説明いたします。

３ページをお願いいたします。

款２．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費は、合計5,185万4,000円の補正をお願いしております。そのうち、節８．報償費4,400万円につきましては、ふるさと寄附の寄附者に対する謝礼品代の補正でございます。

今年度、ふるさと寄附金の申し出件数等が増加しておりまして、年間で予定していた謝礼品代800万円を当初予算として計上しておりましたが、不足が生じるため必要額を補正するものでございます。

次に、節12．役務費195万4,000円につきましては、ふるさと寄附金の寄附者に対するお礼状、ワンストップ特例申請書や受領者の郵送等に係る通信運搬費として76万6,000円の補正及び公金システム利用手数料として118万8,000円の補正でございます。これも同様に、ふるさと寄附申し出件数等の増加に伴うものでございます。

次に、節13．委託料550万円につきましては、ふるさと寄附の観光コンベンション協会に対

する謝礼品管理委託料について、ふるさと寄附金の申し出件数等の増加に伴い補正するものでございます。

次に、節20．扶助費40万円につきましては、今議会に甲議案を提出いたしております犯罪被害者等支援条例において、新たに創設をすることといたしております犯罪被害者等見舞金として、遺族見舞金30万円と障害見舞金10万円をそれぞれ１人分ずつ計上するものでございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

続きまして、その下になりますが、目12．財政調整基金費、節25．積立金４億4,600万円につきましては、平成28年度繰越額の確定などに伴う財政調整基金への積立金の補正でございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の３ページ目をお願いいたします。

財政調整基金につきましては、平成29年度９月補正後現在高、約27億1,700万円となる予定でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款９．消防費、項１．消防費、目２．非常備消防費は114万3,000円の補正をお願いいたしております。そのうち、節８．報償費84万3,000円につきましては、５年以上勤務した消防団員の退職に対して支給する退職報償金増加に伴う補正でございます。

次に、節11．需用費30万円につきましては、消防団活動に係る被服費、具体的には夏季活動服として半袖シャツの購入に係る補正でございます。

以上で、補正予算の総務部関係分の説明を終わります。よろしくお願いします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

２ページのお試し移住施設整備事業、中身についてはそのとき聞きますけど、中身についてはね。これ、借金してからやろうというんやけど、これについてはあとで交付税措置とか、そういったものがあるんですかね。

姉川勝之財政課長

お試し移住施設整備事業に係る起債につきましては、地域活性化事業債という起債のほう活用させていただくことに予定しておりまして、一応、事業費補正といたしまして元利償還金の30％が補填されるということになっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

30％ですね。

それから、３ページですね。ほかの人も聞かれるかもしれんけど、ふるさと寄附金ですけれども、トータルとして大分ふえたというお話がありましたけれども、現在までトータルとして幾らか、そして報償費はどうなのかと。

そこをちょっと聞きたいんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

平成29年度８月末現在でございますが、これ申請ベースでございますが、件数としては1,716件、金額としては2,799万5,000円となっております。

実際、800万円の予算を当初で上げておりましたけれども、６月末現在で謝礼品代が661万1,000円になっております。既に不足が生じておりまして、予備費で対応をさせていただいているところでございます。

尼寺省悟委員

これ、前も議論されて、あんま私は覚えてないですけど、結局これについては何％以下に抑えるとか、そういうことで、結果として前年度に比べて抑えるという形になって現在に至っているというふうに理解していいんですかね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

尼寺委員の御質問にお答えします。

謝礼品代については、総務省のほうから通知が４月に来ておりまして、３割以下に抑えることっていうことになっております。その分については、謝礼品の管理については観光コンベンション協会のほうでしていただいておりまして、うちのほうでチェックするということになっております。

それで、うちのほうで観光コンベンション協会からいただいた資料をもとにチェックをしましたところ、送料とかそういったこん包代とか込めればちょっと３割を超える分はあるんですが､物自体としては３割を超えるものはなかったということで確認をいたしております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

同じく謝礼、謝礼品代というよりも、ふるさと寄附金に関してなんですけれども、還元という言い方がどうなのかわからんけど、謝礼で３割以下にしなさいというふうになっているんですけどね、結局その他、役務費、委託料等かかっているじゃないですか。

結局、この寄附金集めるのにかかっている経費というのが、経費の割合、30％超えますよ

ね。実質的にどれくらいの経費率になるんだろうかと。

うちは寄附集めるのに、本来よそに行っているお金がうちに来るためにかかって――トータルの経費ですよ、もらう人の金額、割合じゃなくて――うちがかかってる経費の割合ってわかりますか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

松隈委員の質問にお答えします。

ふるさと寄附を集めるのの経費、それにかかる率ということでお答えをいたします。

予算ベースになりますが、今回、歳入のほうで１億3,000万円になるような――合計がですね。１億3,000万円になるような補正になっております。

そして、歳出のほうは全部で、謝礼品代、通信運搬費、手数料、委託料を込めまして補正後の額が、歳出が6,224万6,000円という形になっておりますので、経費、単純に割り返しますと47.9％ほどになるかと思います。

以上です。

松隈清之委員

半分ぐらいは経費に、なっているんですよね。

ちょっと､去年もそういう話して､いずれ制度的にどうなのかなっていう話をしていたら、過剰なね、還元率を是正するような方向は出てきました。地域によっては、これが活性化だったりとかって言われている地域もあるので、これ完全になくなるのかどうかわかんないですけど、うちはもともと、そんなに過剰に還元してたわけではないけど、それでもやっぱり半分くらいは経費になっているんですよね。

それぞれね、地域のためにお金を集めようという取り組みがトータルとしては、日本のそれぞれの税収を足したら経費に消える割合が、例えばうちと同じように50％あるとしたら、いわゆる合成の誤謬っていうかね、それぞれが一生懸命やったらトータルで悪いことになってしまうとか、ということになるような気がするんですよ、制度的にね。

もうこれ、どうしてもかかる経費なんですよね。いわゆるこの経費率を抑えるようなことっていうのは現実的にもうできないと思っていいんですか。

これ、全部かかるんですか。もう謝礼品、管理、委託料とか、運搬費はね、かかるだろうから。これもう、常に半分近くの経費が割合的にはかかっていくと思っていいんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この程度の経費が必要になるだろうというふうに考えております。

以上です。

松隈清之委員

あんまり、推奨したくないけど、それでもね、残り50％は残るということで取り組まれるのかなっていうふうに思います。

それと、この寄附金ていうのの１億3,000万円の見込みっていうのは、今までの集まった金額から出してあると思うんだけれども、これ去年は時期的に余りよろしくなかったんで、伸びてなかったっていうことなんですけれども、これ大体１億3,000万円ぐらい見込める、ずっと見込めるような感じなんですかね。

それともこれって、例えば１回取ったら、いろんなところの取ってみようとして結構――よその事例とかはわかんないですけど――要は、いろんなところに、ことしは来たけど来年はあっちみたいな、動向としてどういうふうになっているんですかね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃっているのは、ことしは鳥栖に寄附したけれども、それこそお試しで、来年は違う自治体にしてみようとかっていうような動向っていうことでいいですか。

ちょっと状況が把握できておりません。

古賀庸介総務課庶務防災係長

松隈委員の御質問にお答えします。

ちょっと、今、課長のお答えさせていただいた分の補足ということになります。

鳥栖市のほうが昨年の12月から本格的に謝礼品の拡大等を始めたということで、実際、昨年は決算額は412万6,000円ということで、ほとんど拡大をした効果が、12月から始めたというところでちょっとおくれがありまして、間に合わなかったというところで、実際いろいろ民間のウエブサイトとかコンビニ納付とか、それとかクレジット納付とかをしたんですけれども、ちょっとおくれがあったということで、実際拡大の効果が余りなかったということで412万6,000円になっています。それでことしは、申請ベースで、先ほどお答えした二千数百万円程度になっております。

よそに寄附されるとか本市のほうに寄附されるとか、その年度ごとのトレンドとか、そういった御質問なんですけれども、データがちょっとそういうことで少ないんですが、ことしの毎日の入金状況っていうのを見ていくと、ほとんど鳥栖市の場合はぶれがなく15件から20件程度です。15件から20件程度寄附申請がありまして、毎日ありまして、十万、十五万円程度の入金は確実にあっておるという状況になってます。

それで、熊本地震のときに、地震の寄附っていうことではなくてふるさと寄附でされたっていうようなお話をお聞きしてます。それから、今度、総務省じゃなくて内閣府のほうのホームページでも日田市の、今度、大雨の災害がありましたが、そういったふるさと寄附でも支援になるからというような、ホームページに内閣府のほうが載せている、被災者の方にそ

ういったふるさと寄附をすることで被災地への寄附っていうか、助けることになるからというような文面が載っておりましたので、ちょっと本市から日田市とか朝倉市に流れるのではないかというところをちょっと気にしてはおりましたが、毎日の入金状況とか見ているとほぼ影響はその時期を入れてもですね、なかったということで。ほとんどぶれはない、民間のウェブサイトとかコンビニ納付、それからクレジット納付を入れたというところで、ほとんど平均化されているのかなっていうふうな感覚は持っております。

ちょっとお答えになるかどうかわからないですけれども、余りそういった、この年は他市にっていうのはないというふうな感覚で思っております。

以上です。

松隈清之委員

日々の状況はそうなのかなと思います。

ただね、このふるさと寄附って、ほとんど今、謝礼目的になっているじゃないですか。要は、うちもその謝礼目的のサイトの中で来ている方がほとんどですよね。

鳥栖市のホームページを訪ねて来て､鳥栖市を支援したいから寄附をするっていうよりは、やっぱり謝礼目的が大半なんですよ。そうすると、もうショッピングするみたいに謝礼品を選ぶわけですよね。

そうすると、謝礼品のどこがいいかとか、もう町で選ぶんじゃなくて謝礼品で選んでるんだから、そうすると、要は商材選びっていうか、それとか、あるいは割合は規制されているにしても、そこで大きく、本当商売みたいになっちゃってるわけだから、影響する可能性があるんですよね。鳥栖のことをどんだけ知ってくれて寄附をされてるかっていうようなもんじゃない、だって、ふるさとじゃない人がほとんどするわけだから。

そうすると、寄附してもらった人にね、リピーターになってもらう努力って要るじゃないですか、一度してもらったら。そういうのって考えてあるんですかね。

まあ、１回はとりあえず謝礼品で選んだけど、何かリピーターになってもらう――物でつるとかじゃなくて、本当に鳥栖市をね、支援しようという気になってもらう、もともと僕はふるさと寄附金じゃないにしても、鳥栖市に縁のある方とかにそういう、鳥栖市を応援してもらおうという取り組みをしてくださいということは前から言ってるんだけど。ふるさと寄附金も一つの縁なんで、それでリピーターっていうかね、引き続き鳥栖市を応援していただくような、お礼状をパッて送ってもう終わりですか、今は。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

確かに現状では、おっしゃるようにお礼状をお送りした時点で終わりになります。

御本人さんに直接アクセスするというか――のはそこで終わりでございます。ただ、それ

こそふるさと寄附をいただいて、その寄附に応えて市がどういうふうに、例えば発展していくとか、こういうことが変わったっていうことを御理解いただけるように、広報等に務めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

下田寛委員

今のところに関連してなんですけれども、ということは商品として何かそういったものが今後出てくるということになるんですか。

リピーターの獲得について、あなたが寄附してくれたからこういった政策が実現して、まちがもっとよくなりましたというような、この政策のための寄附金をお願いしますというような方向を検討してあるということでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在も９つの項目に、寄附者がどういう事業に使ってほしいというような目的というものをつけて寄附をしていただいています。

現状でもそういう状況でございます。

下田寛委員

すいません、だから、ふるさと寄附金制度なんで何かの商品を送らなければいけないというのは前提としてあるんでしょうけど、その商品じゃなくて、もう政策を売っちゃうというような方向性とかってあるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

要は、市が政策を実現することで、それが謝礼品だというような考え方でいけば市がする全ての施策が謝礼品となるかと思います。

下田寛委員

すいません、申し上げたいのが、やっぱ見える化してほしいんですよね、政策。

特に、結構市民活動やっている人たちとかにも、もっと僕は地場でいろいろ鳥栖を盛り上げるために何かやりたいという方々が、結局困るところの一つがお金。

お金をどう、資金を獲得していくのかっていうところで、そういった支援なんかにもつなげていっていただきたいし、それがいかに見える化していくかっていうところで、ふるさと寄附金の制度も活用していってもらえれば、さっき松隈議員が言われたとおり、やっぱり今はただの寄附合戦、商品取り合戦になってて、恐らく今から、じゃああなたはこのまちに対して、寄附したまちに対してどういった愛着を持っているんですかっていうところに次の段

階で行かないといけないはずなんですよね。

ここがやっぱ国全体としてまだ行ってないんで、何かそこに問題提起をしていただけるようなことをぜひ御検討いただきたいと、これすいません意見として、要望を申し上げたいと思います。

それと、あと商品のラインナップを、品ぞろえをどういうふうなので考えているのかっていうのを、多分今後も、いろいろ今動かれてらっしゃると思うんですけど、例えばもう地場の、地元のお店がつくっている商品なんかをもっと吸い上げて公表していくっていうのも当然大切ですし、現場の話とか聞くと、やっぱりそれで売り上げが上がって本当に助かったという方も、現にほかの町ではいらっしゃるわけで。

そういったところに、現場の声として貢献するというのもありだと思いますし、そういった地元の人の顔が見えるような商品というのを、もっともっと吸い上げられる仕掛けができれば、なおいいんじゃないかなと思っているんですけれども、その点っていかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在でも新たな商品の開拓というか、いろんなところにお話を申し上げて、そういったところに謝礼品としてラインナップに加わっていただくような努力はしてまいっております。

当然、本市においては鳥栖市に関連のある製品とか商品をメーンにラインナップしているような状況でございまして、委員がおっしゃるように、今後も鳥栖市の魅力ある商品、そういったものを出したいという方がいらっしゃったりすれば、そういったことも含めて検討していきたいと思います。

以上です。

下田寛委員

そういった商品ってあれですか、公募してるんですか。それとも、こっちから取材に行って、お願いできないでしょうかって言っているんですか。

出したい人っていうのがどのくらいいらっしゃるのかちょっとわからないんですけれども、ちょっとうちもやってみようかなっていう方々に対しての広告を打ったりとかっていうのはしてないんですか。

野田寿総務部長

商品開発ですけれども、これについては、一応、観光コンベンションを通じてやっているんですけれども、うちからもお願いして各商店なり、こっちからこれを出してくれないだろうかと、鳥栖市で言ういわゆる象徴的な商品とか当然ありますんで、ぜひ出していただけないだろうかという御相談もやっていますし、向こうのお店なり事業所からうちの商品を出してもらえないだろうかと、両方ございます。

できるだけ地元の産品なり地元の商品なり、当然、鳥栖市の物産を紹介したいという気持ちもこちらにありますので、そういった商品について、ぜひ協力をお願いできないだろうかというふうなことで御協力をお願いしているという状況もあります。

なかなかそこは、お店屋さんのほうの気持ちもありますし、取り組むっていうのはお店屋さんのほうも、中には躊躇される場合もありますんで。説得というわけではありませんけれども、お願いしているということの状況はございます。

下田寛委員

お店の方が嫌だっていうのを無理やりやることはなかなかできないと思うんですけれども、柔軟に対応していただければ、例えば個数を、そこまで商品出せないよっていう方があったら個数制限して出すということとかできないのかなと思ったりもしますし、柔軟に御対応いただければと思いますんで。

よろしくお願いします。

松隈清之委員

ちなみに、売れ筋というのも変な話なんですけれども、希望で多い商品のベストファイブぐらいはわかりますか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

松隈委員の御質問にお答えします。

謝礼品の平成29年度、今の段階までの状況になりますが、１位から５位までについてはコカ・コーラウエスト株式会社様の500ミリのペットボトル関係、具体的な商品名を言うとコーラであるとか綾鷹、お茶ですね。お茶の関係、それからアクエリアスとかそういったものが上位５位までになっております。

以上です。

松隈清之委員

そのトータル上位５位までの、寄附の額のシェアってわかりますか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

寄附の件数とは必ずしも、謝礼品を何品か選ぶようなケースもありますので合わないかとは思うんですけど、１位から５位までを単純に足しますと、件数的には1,553件となっております。

寄附の件数のほうより商品の件数のほうが大きくなると思いますので、単純に今までの件数で割り返しますと、90％ほどを占めるということになっております。

以上です。

松隈清之委員

怖いですよね。ほとんどが、要は飲料でしょう。独自性全くないですよね。

何でこれをみんな選ばれているのか、僕はよくわかんないんですけど、全く独自性がないやつで９割ぐらいを取ってるってことは、なくなってもおかしくない、鳥栖ならではって全くないですよね。

だから、そんなに安いのか、工場があるんで、うちが仕入れという言い方がどうなのかわからんですけど。商品をね、仕入れるコストが安いので安く出せているのかもしれないですけど、ちょっと９割が飲料っていうのは怖いですよね。

鳥栖市を選ばなきゃいけない理由、全くないですもんね、そこに。

例えば、これが佐賀牛とか言われるとまだ佐賀県とかね、佐賀っていうのだけでも引っかかるけれども、これどこで買っても一緒じゃないですか。全国どこのスーパーにも売ってるやつだから。これが９割を占めているって、ちょっと怖いなと思うんですね。

だから、ここでしか、さっき下田委員も言われましたけど、鳥栖でしか手に入らないものだったら、やっぱ鳥栖で買う、あるいは、もうふるさと寄附でね、手に入るんだったら鳥栖市でやろうとかっていうのも出てくるかもしれないけど、それ全国的に知名度がないとね、全国の人は引っかからないでしょうけど。

今の商品を見ると、続くのかなっていう不安も出てきますんで、僕は以前から言ってるけど、ふるさと寄附金制度は基本的には反対なんですよ。何で税金集めるのに経費をかけないといけないんだと思っているんで、基本的には反対なんですけど。

仮に、執行部が続けられるとしたらね、これもう、ほとんど商売みたいなもんじゃないですか、これは。これ、ほとんど商売ですよ、寄附金て言うけど。だって、物を選んでもらってお金集めてるわけだから。

そうすると、やっぱり鳥栖市でしか手に入らないとかっていう商品、それだけの魅力も当然要るんですけど、そういう商品開発していかないと、このジュースでほとんど集まっているっていうことになると､今後続くのか非常に不安になりますよね｡御検討をお願いします。

古賀和仁委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

ないようですので質疑を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例について御説明を申し上げます。

鳥栖市議会定例会議案を見ていただければと思います。議案の１ページになります。

また、条例案参考資料もございまして、条例案参考資料では１ページになります。

この条例は、犯罪被害者等支援法に基づき犯罪被害者等の支援に関し、市や市民等の責務など基本的事項を定めるものでございます。

条例の主な内容としましては、犯罪被害者を支援する施策を推進し、被害の回復及び軽減に資すること。犯罪被害者の方々の相談や行政情報の提供を行うため窓口を置くことや犯罪被害者の方々の経済的負担の軽減を図るため、新たに見舞金制度を創設することを定めるものでございます。

遺族見舞金が30万円、傷害見舞金が10万円としております。

施行日は、平成29年10月１日といたしております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

この犯罪被害者支援､やっとできたような形でございますけど､私も以前から相当長い間、総務課のほうにお話をしとったんですけど、これ、窓口の設置をどの課で担当するのか、それをちょっとお教えていただきたいと思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

窓口につきましては、条例の中では窓口を総務部に設置ということで第５条第２項のほうに記載はしております。

具体的には総務課が担当いたします。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、専用の電話等は設置しないというふうな形ですね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

専用の電話を設ける予定はございませんが、多分こういう事象が発生した場合は、警察な

どから直接連絡がくるものだろうというふうに考えております。それで、被害者との相談に乗っていくというような流れになるのではないかと考えております。

以上です。(「いいです」と呼ぶ者あり)

松隈清之委員

先ほど、小石委員からもありましたけど、これ平成16年の法律ですよね。13年経過しとるわけなんですが、このタイミングでつくろうとなった経緯とかきっかけってあるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、お話ありましたように法律自体は十数年前にできておりまして、当時から地方公共団体でそういう総合的な支援の窓口が必要だというふうに言われておりましたが、その当時、県内においては実現しておりません。

それで、その後、佐賀県内でも一般人が、突然そういう犯罪被害に遭うような、それに巻き込まれるような事件が発生したりしておりまして、県や警察、あと民間団体等で犯罪被害者支援フォーラムなどを開催され、気運が高まってまいりまして、警察署としても条例の制定について市町のほうに呼びかけをされております。

平成29年4月に、県のほうで佐賀県の犯罪被害者支援条例というのを設置されまして、各市町、条例の制定について動き出したというような状況でございます。

小石弘和委員

今、10市10町ございますけど、この条例を設置したのは鳥栖市が初めてですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

条例設置の状況で言いますと、佐賀市と鳥栖市以外は平成29年3月までに条例を設置しております。

それで、鳥栖市と佐賀市が今度10月からということで、今進めているという状況でございます。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第33号　財産(小型動力ポンプ付積載車)の取得について

古賀和仁委員長

次に、議案甲第33号　財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

議案甲第33号　財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得についてでございます。

議案の９ページをお願いいたします。

これは、鳥栖市消防団で使用いたします小型動力ポンプ付積載車４台の取得に関し、市議会の議決を求めるものでございます。

取得価格は2,160万円、購入の相手方は鳥栖市轟木町の株式会社筑邦トーハツ商会でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

下田寛委員

すいません、どこに導入されるかを教えていただいていいですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この４台につきましては、第１分団第１部、安楽寺町。第２分団第２部、幡崎町。第３分団第６部、柚比町。それと、第５分団第１部、下野町の４カ所に配置するようにしております。

下田寛委員

あと、古い物はもう廃棄ですかね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

古い車両などについては、これ、もう既に、おおむね20年は使用をしておりまして、その20年を目安として更新をしております。

大半は故障が出やすい状態となっている状況から、基本廃棄ということで考えております。

以上です。

小石弘和委員

ちょっとお伺いしますが、これ、購入の相手先が株式会社筑邦トーハツ、これ、１台当たりの値段と、これ、どういうふうな入札の方法をかけられたかお伺いしたいと思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

入札の方法は指名競争入札で、８社参加で実施をいたしております。平成29年７月27日に

実施をいたしております。

それで、金額については４台の金額でございます。

以上です。

松隈清之委員

あんまり、購入する機会がたびたびあるようなもんではないですけど、実は私、この会社の名前を初めて聞きまして、鳥栖市にこういう専門性の高い車を取り扱うところがあったのかなあと思ったんですが、この会社、結構前からあるんですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

松隈委員の御質問にお答えします。

今回、応札をされた筑邦トーハツさんですけれども、今年度に入ってから鳥栖市のほうに事務所のほうを構えられているということでお聞きしてます。

それで、入札の指名の条件が、佐賀市以東の、佐賀市から東部のこういったポンプ車を扱っている業者さんということになりますので、先ほど課長がお答えしたような佐賀市より東部ということで、８社ということで入札のほうをしております。

以上です。

小石弘和委員

これ、例えば今、下取りじゃなくて廃車と、いうふうな形。これ、もし、結局地金として出すなら廃車というようなことをはっきり、地金として認めたというふうな形でせんと、もしそういうようなことではっきりした証明がなければですね、再転売というな形もね、起きてくるわけですよ。

必ず、やはりそういうふうな方法とらんと私はいけないと思うんですけど、その点どういうふうな考えですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

廃棄する場合には、今委員から御指摘をいただきましたけれども、きちんと廃車の手続等取ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

小石弘和委員

やっぱ公式的な文書で取ってね、やっていかないかん。結局、それを確認した上で、それでやるというようなことで。

それで、備品帳から結局入れかえるというふうな形をとっていただきたいと思う。

これ、鳥栖・三養基消防事務組合でも一緒と思うんですよね。それをしていかんとですね、再転売というふうな形が出てきますの、そういうような点を注意していっていただきたいな

と思うけん、私御質問しているわけでございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

　委員に御指摘いただきましたので、きちっとその辺の確認をとってまいりたいと思います。

　以上です。

古賀和仁委員長

　ほかに、ありますか。

久保山博幸委員

　消防積載車のことは余り詳しくないんですが、現場の能力的な要望と、今回１台五百何十万円。現場の望む能力を備えているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

　消防団として必要とされている能力を備えているものと、認識しております。

　以上です。

古賀和仁委員長

　ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

　ありませんので、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

　以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

　企画政策部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時４分開議

古賀和仁委員長

　再開をいたします。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

企画政策部

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第18号の１議案であります。

それでは、議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

委員会の審査に入っていただきます前に、一言御挨拶申し上げます。

今回の企画政策部関連の補正予算につきましては、歳入ではお試し移住関連といたしまして、県補助金のさが未来スイッチ交付金を628万1,000円、起債を1,030万円、また鳥栖駅周辺整備事業に充当するための都市開発基金繰入金２億円など全体で２億1,710万6,000円を計上いたしております。

歳出では、企画費でお試し移住に関連する経費といたしまして1,535万6,000円、基幹統計費で統計調査員の増員等で17万5,000円、まちづくり推進費で鳥栖駅周辺整備事業に関連する経費といたしまして、代替地購入費や移転補償費など４億5,789万2,000円、全体で４億7,324万8,000円を計上するとともに、あわせて移転補償費分は繰越明許費を計上させていただいております。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては各担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）のうち、企画政策部関係につきまして御説明いたします。

資料は、総務文教常任委員会資料及び主要事項説明書にて行わせていただきます。

まず、総務文教常任委員会資料の１ページをごらんください。

歳入でございますが、款16．県支出金、項２．県補助金、目１．総務費県補助金、節１．

総務管理費県補助金の628万1,000円につきましては、さが未来スイッチ交付金を活用し、お試し移住事業等に取り組むため県交付金として受け入れるものでございます。

古澤哲也情報政策課長

次の、款16．県支出金、項３．委託金、目１．総務費県委託金、節４．統計調査費委託金につきましては、10月１日現在で実施されます国の基幹統計調査である就業構造基本調査の委託金の交付決定に伴う補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして３段目です。

款19．繰入金、項１．基金繰入金、目５．都市開発基金繰入金、節１．都市開発基金繰入金２億円につきましては、鳥栖駅周辺整備事業に係る建物補償費に充当するために繰り入れたものでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、款21．諸収入、項６．雑入、目４．雑入、節４．雑入の35万円につきましては、平成28年度鳥栖地区広域市町村圏組合運営費の精算により、余剰金が生じたため返還されるものでございます。

続きまして、資料２ページになりますが、款22．市債、項１．市債、目１．総務債、節１．総務管理債の1,030万円につきましては、お試し移住事業施設の取得及び改修経費に対しまして、地域活性化事業債を充当するものでございます。

続きまして、資料３ページをごらんください。

歳出となります。

先ほどお伝えしましたように、合わせまして主要事項説明書をごらんいただきながら御説明させていただきたいと思います。

まず、款２．総務費、項１．総務管理費、目９．企画費、節11の需用費につきましては、お試し移住事業に必要な消耗品費、それからセールスシートを作成するための印刷製本費でございます。

続きまして、節15．工事請負費の450万円につきましては、お試し移住住宅の居室、トイレ、浴槽等の改修に要する経費でございます。

節17の公有財産購入費1,020万円につきましては、お試し移住施設の土地、並びに建物の購入費用でございます。

節18．備品購入費の40万円につきましては、お試し移住施設の備品購入にかかる費用でご

ざいます。

古澤哲也情報政策課長

次に、款２．総務費、項５．統計調査費、目２．基幹統計費について御説明いたします。

節１．報酬につきましては、就業構造基本調査の調査員の増員に伴う報酬の補正、節11．需用費につきましては消耗品費を減額補正するものでございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、４ページです。

款８．土木費、項４．都市計画費、目６．まちづくり推進費、節13．委託料1,000万円につきましては、鳥栖駅周辺整備にかかりまして地形測量を行うための委託料として計上しております。

続きまして、節17．公有財産購入費9,189万2,000円につきましては、鳥栖駅周辺整備事業の購入にあたりまして、代替地として求められた土地を購入する代金でございます。

続きまして、節22．補償、補填及び賠償金３億5,600万円につきましては、鳥栖駅周辺整備事業用地内にある建物の移転補償費として計上いたしております。

続きまして、下段でございます。

繰越明許でございます。

款８．土木費、項４．都市計画費、事業名、鳥栖駅周辺整備事業につきましては、先ほど申し上げました建物移転補償費の、先方さんの解体工事が１年以上かかるということでございますので、繰越明許をいたしております。６月補正のときに、鳥栖駅周辺整備事業の基本設計関係の繰り越しも8,500万円お願いしておりましたので、合わせまして補正後４億4,100万円となります。

以上で、平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号)、企画政策部関係の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

まずは、お試し移住施設整備に関して、ちょっと幾つか質問するんですけどね、これ基本的に目的については、資料によると既存集落の活性化及びさらなる定住人口の獲得につなげると、こういうふうに書いてあるんよね。

それで、ここに基山町のやつを持ってるんやけど、基山町の場合は、本町の人口の流入を

促進することを目的とすると。基本的に、鳥栖市にもっと人が来てほしいということだろうと思うんですけどね。

そこで聞くんですが、今、毎年鳥栖市は人口がふえていると思うけれども、どんくらいふえているのか。そして、今後の見通し。そして、この事業によって大体どれぐらい人口の流入を促進できると想定しているのか。

まず、その辺が聞きたいんですが。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

先ほどの、尼寺委員からの人口の増加の数につきましては、今ちょっとお時間を頂戴したと思います。

それで、今回のお試し移住によりまして、どれくらい見込んでいるのかということでございますが、今回、このお試し移住事業に取り組むことで、まずは鳥栖市に対しての目を向けていただこうということで考えております。

それで、昨日の議案審議の中でも、一定取り組み目標ということで答弁させていただきましたけれども、15世帯の利用を目指して取り組んでまいりたいということで御答弁したところでございますが、その中で、成果といたしましては、できるだけ多くの方に移住していただこうということで、目標としては複数世帯を、定着を目指していくということにしておりますので、具体的にこの事業で何名というところまでは現時点で設定できておりません。

目標値としては年間15世帯、そのうちの複数世帯を実際定住に結びつけていきたいということでございます。

尼寺省悟委員

これに対してね､頭から反対するつもりはないんやけど､結果としてやっぱり借金をして、さっき聞いたら交付税措置はあるんだと、30％かな。でも、それにしても、かなりの金額を使ってやるわけよね。

だから、一応あるけれども、基山町とか人口が減っているところについてね、やるのはそうかなあと思うけどね、わざわざ鳥栖市においてこれだけのお金を使ってやる必然性というか、どうもあんまり感じられないっちゃんね。

そんなことせんでも鳥栖市は人口ふえてるしね、本当にふやしたいと思うんやったら、いわゆる子育て支援政策っちゅうんかね、子育てがしやすいまちということで、いろんな各地でやってるよね、医療費の無料化とかそれを上げるとか、何かそっちのほうがもっと、よっぽどね、本当に定住人口を図るとするならば効果があるような気がするしね。

さっき、15世帯、複数世帯。私が聞いたところでは、どっかのところでは、何か、１年間で６世帯ぐらい申し込みがあって、実際は１人と、一か二世帯と。あんまり効果が見られん

ちゃんね。

あなた方はよく費用対効果というふうなことを言うったいね。そういう点でね、どうなのかなと。わざわざ借金までしてやる必然性がね、どうもあんまり感じられないんやけどね。

その辺はどうでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

確かに、尼寺委員おっしゃいますように現在鳥栖市では人口増が続いております。この傾向につきましては、今後もしばらく続くということで予測がされております。

ただ、本市におきましても御多分に漏れず、今後人口減少に転じてまいりますので、そのときにそこから人口増加対策をとっても間に合わないということから、今この時点で、鳥栖市にはさまざま引きつける魅力がございますので、そういったものを今のうちからアピールしていくことで、定住人口の拡大につなげていくということで、今回、御指摘のとおり土地、建物を取得させていただくということでございますけれども、当然、これにつきましては、今言われましたように６世帯の利用があって実際１世帯の定着にも結びついていないというような現実も確かにあろうかと思います。

本市といたしましては、できるだけこの取り組みをアピールしながら少しでも多くの方に、まずは利用していただいて、そして定着、定住していただけるような取り組みにつなげていきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

言われたけど、あんま理解できんけどね、この前提として鳥栖市の場合、既存集落の活性化と、基山町と違ってね。だから、河内町の集落の活性化ということなんですけど。

そもそも今、河内町というのはどんなふうな状況なわけ。要するに、人口がふえてる減ってる、その辺って何かわかりますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

河内町におきましては、人口が減少しております。

それで、ほかの町区につきましても人口減少地域がございますので、今回のこのお試し移住につきましては、先ほどから言われておりますように、定住人口の拡大と既存集落の活性化ということで今回予算に上げさせてもらっております県のさが未来スイッチ交付金というのも、そういった人口減少が続く集落等に対する活性化のための手だてということで示されておりますので、そういったものを活用しながらやっていくということで考えております。

尼寺省悟委員

ここの河内町の当該住宅っちゅうんかね、私もよく行ってよく知ってるけど。河内町の方から聞いたんやけど、これ長い間ずうっと、いわゆる空き家になっていて、そのことによっ

て非常に心配なっていると、ね。

火事とか、何か犯罪の温床になるというふうなことがあって、何とかしてほしいという話も聞いたことがあるんよね。何か、そっちのほうでね、その辺と結びつけてやってるというんやったらね、それは別に対処すべきだと思うしね。

あるいはここ、誰の持ち物なんですか、この住宅は。２つ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

河内町の現状でございますけれども、確かに尼寺委員がおっしゃいましたように、そういった安心、安全の部分であったりとか、そういった御心配のお声があるというふうなことも私たちのほうでもお聞きおよびしております。地元のほうからもそういった活性化のための何かしらの対策をというような地元からの要望もあってございますし、あと県のほうでも昨年ですか、県の事業の中で県と市とが一緒になって河内町の調査等を行っておりますけれども、そういった中で地域の活性化のために何かしらの手を講じていく必要があるというようなことから、このさが未来スイッチ交付金を活用したお試し移住に取り組むこととしております。

ですから、こういった形で今回取得しようとしているところに行って、お試しとはいっても人が入ってくる、またそれに起因してさまざまな事業等も関連してやっていこうとしておりますので、そういったことで地域の活性化、にぎわいにはつながっていくのかなと。

それが地域の安心、安全にもつながっていくんじゃないかというふうに考えております。

あと、現在のこれから取得しようとしております所有者ということですが、鳥栖市内の方がお持ちの物件を（「言えないと」と呼ぶ者あり）この場で、はい。（「言えないってこと」と呼ぶ者あり）

鳥栖市内の所有者の方がお持ちの物件を取得したいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

その持ち主について言えないとあったんやけど、私は河内町のほうで、いわゆる安心、安全と言われたけどね、そういったような形で問題があるとするなら、それはそこの持ち主がまず第一に何らかの対策を打つべきであってね、それを、何かしないけん、そういった事業があったからそれに乗っかってやるような気がね、半分するんやけど。

そして、あそこに行ってみたらわかるけど、いわゆるぽつんと建ってるったいね、ぽつんと。もう離れているんよね。

だからあとで聞くけど、そこに来て周りの交流というのはほとんどないし。子供さんがおられるとしたらね、学校までものすごく遠いし、現役の方があそこに仮にね、住むとしたとしても駅までかなり離れているし、なんかね。基山町やったらまちの中でこれやっているん

よね。

あすこにする必然性といったものがね、それはリタイヤした方であれば――ちょっと河内町のことをどうのこうの言うつもりはないけどね――何か、現役の方があそこに定住するにはちょっと不便だと思うし、本当にこれを考えるならばね、市街地の、まちの中でやるのをね、どうなんかなあっていう気がちょっとするんやけど、その辺いかがですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、今回取得しようとしています物件が所在する場所でございますが、確かにちょっと離れたところに建ってはおります。ただ、あそこの場所が御存じのとおり市民の森とか、あと河内ダム、河川プール、あと、とりごえ・やまびこ山荘もございますし、そういった意味で鳥栖市の観光資源が一定集約した場所であると。

ああいった場所で、鳥栖の自然を満喫していただくという意味では非常にいいロケーションであろうということを考えております。

確かに、ぽつんとありますので、実際体験される方がちょっと心配とか寂しいとか思われることもあるかもしれませんが、一応、今回の事業につきましては地元のほうともお話しをさせていただきまして､実際取り組むときには地元ともですね､連携を図らせていただいて、例えば声かけであったりとかいろんな形でかかわっていただくようなそういったことで、地元にもちょっと後押ししていただくようなことでさせていただこうと思っております。

あと、場所につきまして、なんであそこなのかと、町なかではだめなのかということでございますが、確かに基山町さんはその町なかというようなことでされております。

この取り組みにつきましては、本当に全国の自治体が取り組んでおりますけれども、鳥栖市では都市的利便性と言っておりますけれども、そういった便利な町なかというのも当然ありましょうけれども、すぐ近いところにああいった自然環境があると、そこから、確かにちょっと通学とかでは不便かもしれませんけど、そこからでも十分通勤、通学は可能だということで、あえてああいったところでの体験をしていただくことで鳥栖市のよさをより感じていただけるという思いでこの物件の取得を考えているところでございます。

尼寺省悟委員

いろいろ言われたんですけど、なかなかちょっと納得しがたいものがあるんですがね。

ちょっとそれは置いといて、これ本会議場でも質問があったんですが、基山町の場合には実施要綱というのを、これつくってるんよね。その中には、借用対象者とかね、あるいは期間とかもろもろ定めているわけよね。

鳥栖市の場合には、こういった要綱っていうのは定めていないというふうなことを聞いたんですけど、その辺はどういうふうに持っていこうとしているんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

このお試し移住事業に取り組む際には、本市でも要綱を制定いたしまして、取り扱い基準といいますか、ルール化を図りたいと思っております。

まだ､お示しができておりませんけれども､今その準備をしておるところでございまして、そこの中では利用の条件、利用の期間、あと利用料金、あと実際の利用の方法、そういったものにつきましてお示しをして事業を始めたいというふうに考えております。

小石弘和委員

ちょっと１点だけお伺いしますけど、もしお試しを１週間されて、そして私たちは河内町に住みたいと、家を建てたいとそういうような可能性が出てきた場合はそういうふうなことができるまちですかね。それを、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

河内町は市街化区域ではないんで、なかなか開発とか宅地化っていうのは規制がございます。ただ、お伺いすると空き家もあるといったようなことで、既存宅地ということでの手続きとか許可関係のほうを進めることも不可能ではないというふうに考えております。

久保山博幸委員

まず、今この現在の建物の築年数ってどれぐらいの年数のものですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この建物につきましては、平成10年に建築がなされておりますので、築19年ということになろうかと思います。

久保山博幸委員

それから、シティーセールスシートを印刷されるっていうことですけど、このシートの大まかなイメージっていうか、どういうふうなセールスのシートになるのか教えていただきたい。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回、予算として計上させていただいておりますセールスシートでございますけれども、今回取得いたします物件をまず示して、鳥栖市のお試しできる物件として、こういった物件ございますということでそこを出しながら、あと、実際体験の場所であります河内町周辺のさまざまな情報、あと鳥栖市内における、このお試し移住というのが働く場所とその住む環境とそういったものがかかわってまいりますので、そういった窓口の御紹介とかそういったものをセールスシートの形でお示しをして、特に今回ターゲットとしていますのが福岡都市圏とかそういったところでお勤め、お住まいの方に対してアプローチをしていこうと思っておりますのでそういったところへ、またお試し移住の相談会とかある場所にそういったセー

ルスシートを持ち込んでアピールしていきたいというふうに考えております。

久保山博幸委員

このセールスシートのつくり方って非常に難しいと私は思うんですよね。

今回、なぜこの土地、この住宅になった経緯はよくわかりませんけれども、個人的な思いは、まず今、鳥栖の市民がですよ、河内町自体にどれだけその意識があるのかっていう、せっかくああいういい場所があって、まずはその、この鳥栖市民からもう一遍その河内町に目を向けていただいて、そのための何か取り組みが先なのかなっていう気がするんですよね。

それで、定住を促進するのに外に向かって鳥栖市はこういうライフスタイルのいろんな提案をするんでしょうけど、何かその辺の伝え方が非常に難しいかなと思うんですよね。この場所で定住、例えば町なかの住宅でお試し移住であれば通勤、通学にも便利ですし、生活にも不便はない。

しかし、ちょっと一方、車で山間部に行けばこういうすばらしいところがあります。こういう自然、日常生活とそれからウィークエンドの生活、そういうライフスタイルが鳥栖では実現しますよっていうふうな、私はそっちのほうが伝わりやすいのかなっていう、せっかく移住をＰＲするならですね。

そういう思いが１点と、それから、これ、現実的な問題として、こういう人里離れたところですから管理の問題が非常に心配するんですね。

多分、じゃあ応募者が行って、お試し移住をしたいというふうな、特に東京、大阪になるとその辺の手続、きちっと面接をやって選考するのか、あるいはウエブで申し込みみたいな受け付けをするのかあると思うんですが、その管理者がいないというのが非常に不安なんですよね。鳥栖市の管理する施設で、何か変な使われ方をするリスクもあるんじゃないかなっていう心配があるんですが、その辺の管理、仮にお試し移住をしていただくとして、その辺の管理に対する考え方はどうなのかなっていうのをお尋ねしたいんですが。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、お試し移住の手続につきましては、窓口につきましては私ども総合政策課のほうが所管をしたいというふうに考えております。

実際、住宅の準備ができまして、利用をしたいというようなことがありましたら、総合政策課のほうで必要な手続をとっていただくような形を考えております。

今、久保山委員おっしゃいますように、実際現地には、いわゆる管理人というような方の配置は考えておりませんので、あくまでも事前の申請の段階で注意事項等を説明させていただく中で、例えば鍵の施錠の件であったりとか、ごみの出し方とか退去時のこととか、そういうことにつきましては、一定御説明をした上で、御理解いただいた上で御使用いただくと

いうようなことになろうかと思います。

久保山博幸委員

もう１点、お尋ねします。

先日のお話の中で５カ年をめどにっていうか、５年刻みで今後取り組んでいくっていうふうなニュアンスのお話だったかと思うんですが、例えばこれは事業として、あんまりそういう需要もないしというふうな、５年先、10年先にそうなったときに、例えば用途の、使われ方の変更というのは可能なんでしょうか。

例えば、今、子どもクラブなんかで１泊、合宿っていうか自然体験なんかしようと思うとなかなか近場にはないんですよね。黒髪山とかちょっと遠方、貸切バスで行かないとなかなかアクセスできない、そういう貸し切りバスの料金もなかなか払えんから、１泊で子供連れて宿泊体験をさせようと思ってもなかなか難しいんですよね。

例えば、近場にこういうところがあれば比較的安く、そういう拠点に子供たちの活動が何かできるんじゃないかなって、なのでそういう使い方も将来的に可能なのかどうかっていうところですね。

石丸健一企画政策部長

現時点では、まずはお試し移住事業に全力を挙げて、あきがないような形になるように努めていきたいとは思っております。

それで、将来的には、例えばその貸し出し期間があく場合の活用の方法等はまた検討することはあるかと思いますけれども、現時点では、まずはお試し移住に来ていただくように努力をしていきたいというふうに思っております。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

先ほどの、５年を目安にというようなことで御質問あったかと思いますけれども、後ほどちょっと御説明いたしますけれども、まち・ひと・しごと関係で総合戦略の中でこのお試し移住事業を位置づけしたいと思っておりますので、まち・ひと・しごと創生本部の中であったりとか、あと外部有識者によります会議等の中で検証する仕組みがございますので、そこの中で随時検証していく中で、今、部長申しましたようなことも検討になってくるのかなということを考えております。

松隈清之委員

私もお試し移住の件なんですが､まず目的等も中身についても御説明いただきましたけど、正直あんまり、なるほどと言えないですよね。

１つは、その目的として既存集落の活性化なのか定住人口……、この定住人口が既存集落にかかっているのかどうかはわかんないですけど、鳥栖市の定住人口の獲得につなげようと

しているのかっていうのがよく、はっきりわからないんですけど。

もう一度確認させてもらっていいですか、これどこに力点を置いているんですか。既存集落の活性化なんですかね、力点としては。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

事業目的といたしましては、今、掲げておりますのは鳥栖市の利便性を最大限生かした定住人口の獲得とあわせまして、既存集落の活性化というところで、両方、その２つが鳥栖市の強みであると、そういった既存集落の活性化を図る場所としてこの場所を使ってやることが鳥栖市の強みとして人口、定住拡大につながっていくという思いで、両方を考えて取り組みたいと思っております。

松隈清之委員

もちろん、河内町の集落の状況っていうのが人口減ってると、これは河内町に限らずですよね。ほとんどの町区は人口減っている所のほうが圧倒的に多いですよね、それは高齢化に伴って。

既存集落って言えばね、それこそ、この辺の市街化区域、市街地の中の集落っていうか町区でも人口減ってて、じゃそこの活性化も、正直高齢化して人口減ってままならない状況が出てきているんですよ。

だから、あえてその事業の目的によってね、この仕組みをどこでやるのかっていうので大分変わってくると思うんですよね。あえて河内町っていうのを選んだっていうところが、何かそこ、さっき質問の中にもありましたけどね、鳥栖市の利便性を活用しようと思ったら町なかのほうが、やっぱり鳥栖市の利便性を実感できますよね。

確かに、近隣に豊かな自然とかね、言われるのもっともなんですよ。ただそこって、普通の人からすると非日常なんですよね、自然に触れるっていうのは。ふだんはやっぱり日常生活の中で買い物したり、仕事に行ったり学校行ったりっていう日常が基本的にあるわけじゃないですか。

それが、すごく近い距離で豊かな自然と触れ合えるっていうのが鳥栖市の売りなんですよね。

だから、あえて初めから非日常のところに持っていって鳥栖市の利便性をっていうのはちょっと無理があると思うんですよ。そこが、例えば既存集落、あえてそこで河内町と、河内町の活性化と言われるならね、それはそういう、あそこにする理由もあるのかなと。

先ほど答弁中で、関連してさまざまな事業やっていくと言われたんで、むしろ河内集落、そこを観光も含めてね、今後こういうふうにしていきたいというビジョンがあるほうが理解しやすいですよね。

人口をふやすっていう、鳥栖市の定住人口でいえば基本的に、今はほっとってもふえてるんですよね。ただ、僕は課長言われるように、今から手を打つべきだっていう認識はまさしくそのとおりだと思うんだけれども、その認識の中で打つ手があれですかっていう気がするんですよ。であれば、さっきも言ったように、もう町なかの既存集落でさえ人口減ってきているんだから、そこに対して何もしないであえて河内町なのかなっていうことになると、河内の地域を、例えば今ある市民の森とかね、あるいは河川プールとか、あるいは、今後また改修されるとりごえ、やまびこ、あれを含めて、あの地域をもっと変えていきたいというビジョンがあるほうがもっとしっくりくるんですよね。

だから、目的がちょっとわかんない、今の説明の中では。どっちもぶれている感じがして。

さっき、答弁の中であったけれども、関連してさまざまな事業をやっていきたいという答弁あったんだけど、この関連してさまざまな事業っていうのは、やっぱり河内町に関して何か手を入れていきたいっちゅう考えがあるんですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

確かに、今、松隈委員がおっしゃいますように、河内町につきましてはさまざまな観光資源が集積をしているということから農産交流エリアといったところで、そこで今、現にさまざまな事業等が行われております。

そういったものが行われているというような部分と、あと河内町にこのお試し移住の場所を選んだっていう理由には、昨年、県のほうで行われた中山間地等の調査の中で、実際、河内町の中に入ってさまざまな課題等の抽出が行われたというような部分と、あと地元からもそういった要望等もございましたし、あと県の具体的なそういう事業に対する分の後押し、支援もあるということから河内町をこの事業の場とさせていただいたところなんですけど。

先ほどお話ありましたように、じゃあ河内町に移り住む受け皿といいますか、そういうのがあるのかというようなこともございましたけれども、確かにそうなってまいりますと新たに家を建てるとかっていうのは厳しい部分もございますが、ここで体験していただいた方が、みずから鳥栖に興味を持っていただいて、移り住んでいただく場所として河内町を選んでいただければ一番いいと思うんですけど、難しい場合にはほかの中山間地、また市内のどこか、新規に移り住んでいただくということでもいいというふうに思っているんですが、まずは河内町のこのロケーションを鳥栖市の強みとして出すことで、鳥栖市のほかの、よそがやっているお試し移住とはちょっと違う視点で、切り口で訴求していきたいということを考えたところでございます。

松隈清之委員

確かに、切り口違うんですけど、それが受け入れられるかっていうことなんですね。

要は、鳥栖の利便性を売りにすると言いながら、違う切り口といってあそこで住んでみませんかって言われても、いやいや、こんなところは、別荘ならいいですよと。まあ、１週間ぐらいね。

ここの、自然を楽しむ別荘地として来るならいいんだけど、やっぱりせっかく鳥栖市に来るのにここはさすがにちょっと不便過ぎはしませんかっていう気がするわけですよ。やっぱり、非日常に近い部分なんですよね、もちろん、生活しておる方がおるんで、こういう言い方は失礼かもしれないですけれども。

やっぱり鳥栖市の利便性っていうのを感じられる場所っていうのはもっと町なか。だからっちゅうて、僕はここの町なかでやれとは思わないですよ。今、人は来ているんで、もっと別の政策をやったがいいと思うんですけど、やるならば。

ただ、僕は河内町でやる意味っていうのは本当に別にあると思ってて、じゃあ、あそこの観光資源をもっとね、目を向けてもらうっていう、例えば三瀬とかね、山の中のそば屋が人気があったりすることもあるじゃないですか。あえてそういうところのほうがよかったりする事業もあるんですよね。

だから、今、家建てられないとか既存宅地でないとっていうのがあるんだけど、じゃあ、住んである方もいらっしゃいますけど、例えば、観光をもっと力を入れて、そういう観光で来た人が楽しめる空間を河内につくっていこうとか、そういう観光としてもっとあそこに行ってもらう、非日常を楽しんでもらうにはちょっとあそこまだアメニティー足りないですよね。河川プールとか、ただ山を見て回れっていうだけだと、あそこで滞在する理由があんまない。

そういうことに目を向けていこうと､今後あそこの観光資源を生かしていこうと､だから、何かを河内でやっていこうということのほうが僕はもっと理解できるわけですよ。あそこを使って鳥栖市の利便性をと言われても全然しっくりこないですよね。

だから、あそこの河内、さまざまな事業をやっていく予定と言われたんで、あそこで今後どういうことやっていかれようとしているのかっていうのがあればちょっと教えていただきたいんです。あの地域を、こういうふうに活性化していきたいという。

さっき言われた、関連するさまざまな事業っていうのはそういう意味じゃなかったんですか。あそこで何かをやるっていう意味ではなかったんですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現に、今、市民の森、それから大山祇神社等を使った事業が行われておりますので、そういった事業と連携した活用、また定住拡大を図るということとあわせまして、交流人口といいますか、先ほど松隈委員おっしゃってましたように、いろんなところから鳥栖に注目して

いただいて、まずは足を運んでいただくということだと思うんですけど、例えば鳥栖プレミアム・アウトレットにはたくさんの方がお越しになっていらっしゃいますので、そういった方の足を向けるような、そういった取り組みなんかというのも一つ考えられるのかなという気がいたしております。

それで、お試し移住につきましては、年末年始のお休み期間を除いて活用していただくようなことも考えておりますが、全てそこが埋まるということでもないと思いますので、利用されないときには地元や関係各課との連携を図りながら、そこで何かしら交流事業的なものも使いながら、有効にこの施設を活用していきたいというふうな意味での事業という発言でございました。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

久保山博幸委員

先ほど、小石議員のほうから、実際この近辺に家を建てられるのかっていう話あったんですが、例えばハウスメーカーとかの話をすると、やっぱり売らんがためにモデルハウスをつくって、お客さんに来ていただいて、気に入られたら場所も保証があるし建物、具体的に話が進んでいくんですけれども。

もし、ああ、気に入ったと、お試し移住して気に入ったと、じゃあこの辺に住みたいとなったときに提供できる具体的な物件がないと、これはお客様に対してものすごく失礼ですよね。その保証はきちんとあった上で、お試し移住を実施しないと、いや、この近辺には実は建てられんとかになって町なかの移住を勧められても、シンプルに体験者としては、何のためのお試し体験だったのかなっていうふうになってしまうんで、その辺のきちっとした準備というかな、やる以上は準備は必要かなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

確かに、河内町におきましては、既存宅地でしか建物が建てれないとか、そういった条件があろうかと思います。

さきに、建設課のほうで空き家等の実態調査がなされておりますけれども、河内町に空き家が２軒あるというようなことでございまして、それがすぐに使えるかどうか、また所有者の方の御意向というのも当然必要かと思いますけれども、このお試し事業で河内町のよさ、鳥栖市のよさを実感していただいた方が河内町に移り住みたいという御希望をお持ちしになればですね、そこはそういったところをまずは御紹介、御相談をさせていただくことになると思いますし、それが難しいときには、別の中山間地域なり市街地の住宅等の御紹介、御案

内を不動産会社等を通じて行うというような形になると思っております。(「やらしてみたらよかよ。やれやれ」と呼ぶ者あり)

古賀和仁委員長

ほかに。

下田寛委員

ちなみにこれ、お試し移住したとき、家賃とかって幾らぐらいとかを想定しているんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

要綱等の中で定めてまいりたいということを考えておりますけれども、他市の取り組み事例等を調査しますと無料でやっていらっしゃるところ、あと安価、廉価といいますか、安い金額でやっていらっしゃるところ、ございます。

私どもが、今回取り組みさせていただく場合には、そういった事例も参考としながら設定をしたいと考えておりますけれども、電気代とかそういった実費相当分という形での利用料という形でいただくような条件整備を進めていきたいというふうに考えております。

下田寛委員

すいません、期間はどんくらいでしたっけ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

利用期間につきましては、これも要綱の中でになりますが、今考えておりますのは、目安といたしまして３日から２週間程度の期間で御利用いただいて、鳥栖のよさを感じていただきたいというふうに考えております。

下田寛委員

あと、対象もまだ幅広くっていう形でしたよね。

今、お試し移住で来てもらう人の対象者っていうのも幅広いイメージなんすね、全国。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

取り組みに当たりましては、広く周知を行う必要があると考えております。

もちろん、ホームページ等でまずはやりますので、そういう意味からしますと本当に全国に呼びかけをするということになると思うんですけど、直近でといいますか、まずはターゲットといたしましては、やはり近隣のところが現実的に高いだろうと思われますし、鳥栖市内、また鳥栖以西、以東、以南から福岡都市圏へお勤めの方もいらっしゃいますので、そういったことを考えますと福岡都市圏に通勤、通学されていらっしゃる方をターゲットに、また、若年層とかそういった方たちを主なターゲットとしたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

ちょっと、別の質問です。

まちづくり推進費について聞きます。

４ページ、この中で公有財産購入費ということで9,189万円ありますけれども、こちらの資料ですね。２カ所、黒塗りされておりますけれども、これの購入費の坪単価っちゅうか平米単価幾らかということが１つ。

それと、これを見ると２カ所あるんよね、２カ所。下のほうの鳥栖ビルについては以前から聞いとったけれども、上のほうについては私は初めて聞いたような気がするんですよね。それが１つ。

それで、その一方で、前から言っているように――左のほうですね、マークつけてないと。駅前不動産とかコンビニがあるところなんですが、ここについては購入の予定がないと。

上のほうの、意味がわからんので言うんやけど、そんな金があるんやったらなんでここを買わんのかと。駅舎の現地保存はスペースがないから無理だと言っておきながらね、なんでここの土地を買わんのかというのが常々疑問に思ってたんやけど、改めてね、その辺についてお尋ねしたい。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

まず１点目です。

誤解のないように、ちょっと改めて御説明いたします。

資料の節17．公有財産購入費9,189万2,000円につきましては、このお配りしている資料の下の段の分です。

それで、もう１枚主要事項説明書もお配りしていると思うんですけれども、この位置図の資料の上の段の鳥栖駅の西側の鳥栖ビル用地と道を挟んだ駐車場用地の資料に関するものとしては、主要事項説明書で建物移転補償費として３億5,600万円と書いております、これは建物の移転補償費。

それと土地の代金につきましては、一般会計ではなく下に参考としてお示ししております土地開発基金で先行取得をさせていただきたいと思っておりまして、この値段が鳥栖ビル用地と道路挟んだ駐車場用地合わせまして１億7,137万円です。この１億7,137万円の単価につきましては、鳥栖ビルが建っているほうの用地が９万3,000円。それで、鳥栖ビルの駐車場用地のほうが７万9,100円。これが不動産鑑定の評価をした結果であります。

それと、あと駅前広場の中にある白い空白地ということで、ＪＲさんの立体駐車場の北側の部分をおっしゃっていると思うんですけれども、これは将来的に山道線の地権者さんの代替地が想定されるということでここに貼りつけておりますけれども、この部分に、今の現駅舎が入るほどのゆとりはございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いや、２カ所黒塗りになってるけど、上のほうの目的たいね、上のほうの。

これ、今まで説明なかったと思うんですけど、その説明を。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

すいません、鳥栖ビル用地だけという御説明はしてなかったと思います。県道を挟んで西側に駐車場があるのでその分も含めてと。

それで、なぜ西側の駐車場もかっていうと、県道の歩道とかの整備にもちょっと使用させてもらいたいなというところがございます。

尼寺省悟委員

民間駐車場の右側のところが白塗りになって、さっき言った駅前不動産とか、私はそこに現駅舎がすぽっと入るとかそういった意味で言ったわけじゃないです。

もともとね、スペースが足りんからできませんと言っておきながら、ここのスペースをね、買うのはなんでなのかと。ここにあればね、もっともっと駅前広場もスペースも広がるし、もっともっと余裕のある駅前広場ができるんじゃないのかと。

ここだけしないのはね、理解でけんと、なんでかと、そういう質問です。

ここに現駅舎がすっぽり入るかどうかと、そういった意味の質問じゃないです――入れば一番いいんですが。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

まだ、絵図面とかお示しできてなくて非常に御説明しづらいんですけれども、やはり今回橋上駅、あるいは２階駅ということでできるだけ駅前広場の動線とかきちんと整理、整備したいと。

あと、歩道とかの幅員についても、最低でも６メートルはほしい。あと、今度バスの乗り場も駅前広場に取り込みをさせていただきたいと。

こういうことをずっと整理していきますと、どう考えても現駅舎が今の場所にとどまっていただくというのは非常に難しいという結論が出つつあるということです。

尼寺省悟委員

いや、駅舎のどうのこうのを言ってるわけやないったい。

どうしてここを購入しないのかと。さっき言ったようにね、そういった形でバスの乗り場とか動線とか言うんやったら、なおさらここの土地が必要だろうと言ってるわけ。

だから、現駅舎を残せという意味で聞いているわけじゃないったい。(「どこのことですか」と呼ぶ者あり)

ここのところ。(「ここのところって、わからん」と呼ぶ者あり)

民間駐車場の右側が白塗りになってるやん。そこのところたい。

そこのところを購入すればね、今の駅前不動産とか横のコンビニとかそのあたりが予定になってないわけでしょう。そこまで購入して、そこまで駅前広場を広げればね、もっともっとあなた方が言うような余裕のあるレイアウトができるんじゃないですかと、そういう質問です。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今、言われた並びは事業用地になります。

それで、これまで駅西側ではさまざま事業に取り組もうとしてきた経緯は、当然、議員さんも御存じだと思います。

そうした過去の記録などを見ながら、このあたりの地権者さんからは相当の圧力で代替地を求められるというのが想定されます。そういったことも想定してこの部分、空白といいますか、事業用地とはしていないということです。

古賀和仁委員長

尼寺委員、いいですか。まだありますか。(「よか」と呼ぶ者あり)

よかですか。

ほかに。

〔発言する者なし〕

ないようですので質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時59分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時59分開議

古賀和仁委員長

再開します。

松隈清之委員

いいですか。

まず、今言われた鳥栖駅周辺整備事業の中の建物移転補償費の積算の根拠って、わかりますか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

根拠っていいますか、何を計算したかということでいきますと、ビル本体の解体と基礎の解体、内部造作物の解体、あと外部の枠組み足場の組み立て――仮設ですね。

そして、外部の足場組み、あと外部の防災シート張り、それと鳥栖ビルは地下構造になってますので埋め戻し費と、さらに基礎の下にコンクリート杭も打ってありますのでそのくいの撤去、あと地下室の埋め立てのときの矢板の出し入れも必要になります。

あと浄化槽の撤去、こういったものを計算させていただいております。

松隈清之委員

これ、工事が１年ぐらいかかるっていうことなんですけれども、仮に、買いますと、補償しますとなったときには、いつからいつぐらいまでかけて、これ、もう当然、この補償費で払うからこっちで工事はしないですよね。相手さんにやっていただくことになりますよね。

大体、うちの事業のスケジュールもあるんでしょうけど、どれくらいの期間、それで、それに伴う、要は道路への影響、歩道もそんなに広くない、西も東側も。道路への影響っていうのはどう考えてありますか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

予算が通ればという前提で、既に警察協議等も行われております。

それで、土木事務所も県道の道路管理者として入っていただいておりますけれども、鳥栖ビルの東側の鳥栖田代線については迂回路、迂回路といいますか、道路をちょっと東側に振った仮設道路をつくってやるということで、その道路の仮設費用もこの中に入ってます。

それと、あと鳥栖ビルの西側の部分につきましては、歩道を当面の間、閉鎖して、路側帯のところで歩行者の歩く動線を確保するということで協議をさせていただいております。

期間につきましては、予算が認められれば契約をすぐにいたしまして、11月ごろから着工されたとすれば来年の９月､10月､１年弱ぐらいの期間ということでお伺いをしております。

松隈清之委員

当然、通勤、通学の、特に朝とかはね、多いところなんですよね。

結構、歩道を路側帯まで振ってとか、あるいは、ちょっと道路自体を曲げてっていうこともありますんで、それが、ほぼほぼこれ１年近くそういう状態になりますよね。

これは、もちろん警察協議もされているということなんですけど、こういったときに、もし仮に事故とか起こった場合には、どこがどうということになったりはするんですか。原因者がどうとかっていう話になるんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

原因者になると思います。

この場で言うのが正しいかどうかわかりませんけれども、工事をされる民間のほうです。

古賀和仁委員長

いいですか。(「よかです」と呼ぶ者あり)

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたしました。

なお、報告事項についてはお昼からお願いをしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後０時４分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後０時５分開議

古賀和仁委員長

それでは、再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報　告（企画政策部総合政策課）

市庁舎整備基本計画策定委員会について

“鳥栖発”創生総合戦略の改定について

古賀和仁委員長

続きまして、議案外ではございますが執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

事務局より資料を配付させます。

〔資料配付〕

それでは、まず市庁舎整備基本計画策定委員会についての報告をお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それではまず、現在取り組みを進めております鳥栖市庁舎整備基本計画策定委員会につきまして御報告いたします。

過日８月28日になりますが、第２回目の策定委員会を開催いたしましたので、その概要につきまして御報告をさせていただきます。

当日は、まず報告事項といたしまして、資料をお示しておりますけれども、１点目、用途地域変更手続について。それから、鳥栖市庁舎整備に関します事業スケジュール検討について。それから、市庁舎建設候補地の考え方、この３点につきまして、御報告をしたことをまず御報告させていただきたいと思います。

それから､今回の市庁舎建設で市民の皆様向けにアンケート調査を実施いたしております。この集計結果が取りまとめることができましたので、本日お示しをしております。

2,000名の市民の方にお願いをし1,092名の回答をいただいたところでございます。回収率は54.6%になっております。本来ならば、一つ一つ御説明すべきところでございますが、後ほどお目通しいただければ幸いでございます。

なお、この結果につきましては、嘱託員会等にも提出をした後に市民の皆様へも公表したいと思っております。

次に資料、鳥栖市市庁舎整備基本計画策定検討資料と書かれたものでございますが、これが第２回目の策定委員会で主に議論を行った資料でございます。

資料を開いていただきまして、２ページになりますが、これから進めてまいります基本計画策定スケジュールをお示しして、この説明をさせていただきました。

８月28日第２回ということで、基本計画ではここに掲げます６章の編成で基本計画を策定することにしておりますが、第１章、第２章について御議論をお願いしたところでございます。あわせまして、第４章で予定をしております庁舎の機能等につきまして、一部アウトラインをお示ししたところでございます。

それで次、第３回目になりますが、10月の開催を予定しておりますけれども、ここでは第３章、第４章について御審議いただくとともに、第５章、第６章の部分についてのアウトラインをお示ししたいというふうに考えております。

そして、12月に予定いたします第４回の策定委員会で、第５章、第６章という形の御議論をお願いするということで、第４回までに、一定ここにお示しします第６章までの基本計画内容につきまして御審議をお願いするというところを確認したところでございます。

なお、３ページから８ページまでにつきましては、これまでの議論の確認とあと先ほど申し上げました今後協議を行う分のアウトラインについてお示しをして、若干の説明をさせていただいたところでございます。

そして、この第２回の議論のポイントとなりましたのが、資料の９ページ以降になりますけれども、建設候補地の検討ということで説明と議論をしたところでございます。

建設候補地につきましては、ここに掲げます要件を全て満たすところを抽出していくということで、この現庁舎敷地のほかにこの要件を満たすところがないかというような検討を進めました結果、最終的に、先日新聞報道でも発表ありましたけど、３カ所が候補地として挙げられたところでございます。

今後は、この３カ所から１カ所に絞るための作業を検討委員会の中で行っていただくことにしておりまして、先日の検討委員会の中では、候補地を絞るための評価項目につきまして御議論いただきまして、一定その評価項目が示されましたので、これをもとに、今後庁内での協議等の中でこの候補地に合致するところをですね、１カ所を選定いたしまして、その結果を10月に行います第３回委員会のほうに報告をしていくと、そういったスケジュールで第２回目の策定委員会を終えたところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）

よかですか。

〔発言する者なし〕

それでは質疑を終わります。

次に、“鳥栖発”創生総合戦略の改定について執行部より報告をお願いします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

“鳥栖発”創生総合戦略の改定についてでございます。

平成27年９月に策定いたしましたこの“鳥栖発”創生総合戦略でございますが、計画期間が平成27年から31年度までの５カ年となっておりまして、ちょうどことしがその中間年度に当たるということから、まち・ひと・しごと創生有識者会議の中で、事業の効果検証を行いまして、取り組み施策の見直しを行い、この総合戦略の改定を行いましたので御報告をさせていただきます。

本日、資料はちょっと概略で、１枚ものの全体像ということで取り組み項目を取りまとめたものと総合戦略の冊子を御準備しているかと思います。

簡単に、その改訂いたしました部分だけ御報告したいと思いますが、Ａ４の１枚ものの上

段が今回改正したものになりますけれども、その中で赤字でお示ししているもの、赤字で示しているものが今回改定した部分でございます。

ちょっと簡単に説明させていただきますと、基本目標１でございますけれども、「さがんみらいテレワークセンター鳥栖」という部分でございますが、これにつきましては、従前の計画では九州みらいジャンクション創出事業というような表記をしておりましたので、ここを現在やっております正式名称に変更したということでございます。

それから、新しい「しごと」と「ひと」の受け皿づくり「土地利用構想策定」というものにつきましては、グリーン・ロジスティクス・パーク、それから新産業集積エリアに続きます次の企業誘致、また定住人口拡大につながるための土地利用を行うための構想策定に向けた調査を現在行っておりますので、その追加記載をしたところでございます。

次に、国家戦略特区、それから企業誘致の推進という部分につきましては、これ、平成27年９月に策定した以降、改訂版という形で新たな特区提案を平成28年７月に提案をしておりますので、その絡みで提案内容の修正という形で掲載するとともにこの掲載順の若干見直しをしたところでございます。

次に、基本目標２でございますが、定住人口拡大へ！鳥栖っていいね！「移住推進の取組」でございますが、これは、先ほどから御説明申し上げておりますお試し移住事業に取り組むということなどから、ここに掲げさせていただいたところでございます。取り組みの拡大を図るということでございます。

次に、地元大学との連携による若者の転出抑制という部分につきましては、これは、大卒者がなかなか地元に就職、根づかないというようなところから、学卒者の地元定着率の向上を図るという意味でインターンシップの積極的な受け入れ等々に取り組むということで、先日も８月に佐賀大学のほうから10名、本市のほうにインターンシップでお越しいただいておりますので、そういった取り組みを行っていくということで、より具現化ということで記載をさせてもらっているところでございます。

次に、基本目標３でございますが、濃い恋来い♡「婚活支援イベント認定事業」という部分でございますが、従前の計画では、これは婚ボス世話焼き隊結成というような表現にしておりましたので、この表現の仕方を改めて取り組みをしていっているところでございますので、そこの修正をかけております。

最後に、子ども達に質の高い文化・芸術を「アウトリーチ事業」という部分でございますが、これも従前からの取り組みでございますけれども、ワークショップなどの体験学習というのは非常に幼少期から情操教育にも役立つということで、今後も取り組んでいく必要があるだろうというふうなことから、ここを少し前に出していくような形で修正といいますか、

かけたところでございます。

以上が、今回の中間年度における改訂の見直しのポイントでございます。

ちょっと駆け足になりましたけれども、後ほどお届けしております戦略のほうで御確認いただければ幸いでございます。

以上です。

古賀和仁委員長

報告終わりました。ただいまの報告について、質疑があればお受けしたいと思います。

下田寛委員

お疲れさまです。

これ、ちょっとすいません、細かい話ですけど、さっきの、例えば河内町の移住というのがこの移住促進の取り組みというところに多分なるんでしょうけど、要は、これ、前回からの三世代同居っていうやつを取りやめてこっちになったっていうふうな認識でいいんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

三世代同居のすゝめにつきましては、県のほうで事業化をされておりますので、今回の改定の中では削除させていただいております、取り組み項目としてはですね。県の事業として取り組みがなされておりますので。

下田寛委員

この、一つ一つの事業というのは当然、検証はされているんですよね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まち・ひと・しごと創生有識者会議の中で、年２回取り組み状況の進捗確認等を行う中で、今回この改定作業になったものでございます。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんので、質疑を終わります。

教育委員会事務局の準備、並びに昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後０時16分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時11分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

教育委員会事務局

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

古賀和仁委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第18号の１議案であります。

それでは、議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平川富久学校教育課長

それでは、お配りをしております資料に基づき御説明をします。

歳出、款10．教育費、項１．教育総務費、目３．学校教育事務局費、節５．災害補償費。平成29年３月に、鳥栖市学校給食センターの嘱託職員に発生しました公務災害に係る療養補償費でございます。腰部捻挫及び右腰部筋筋膜炎との診断を受けておられます。

負傷時の状況は、平成29年３月23日木曜日、午後３時30分ごろ給食センターの調理場内で、座って食器やバットなどの数を数えて確認後、立ち上がるときに腰部を痛めたものでございます。

重い物を持ったりなどの特に負担のかかる作業をしていたわけではございません。負傷後、病院を受診されております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

ちょっと病名がよくわからんかったんで、わからんというか、どういうのかなと思うんす

けど、ぎっくり腰的な感じなんですかね、これ。

平川富久学校教育課長

そのような感じで、ちょっと無理な体勢になったんではないかなと思われます。

疲労もあって、筋膜に炎症をおこしているという診断がございました。

松隈清之委員

その後、例えば何日かお休みになったりとかっていうことはないんですか。

平川富久学校教育課長

そのように、仕事を休んで治療に通うということはございませんでした。仕事を続けながら、治療を続けられたということでございます。

松隈清之委員

今回は、休むに至らない程度のけがだったんですけど、例えばこれ、休んで休養が必要だとか、治療が必要だというような場合に、今の体制で、例えば人が足りなくなるとかって、そういうことって想定されているんですか。

平川富久学校教育課長

調理をする職員がいろんな理由で休むことはございます。そのために、８名ほど代替職員というのを置いておりまして、緊急の休み等があった場合は連絡をして、かわりに来てもらう職員を確保しているところでございます。

小石弘和委員

この療養補償費っちゅうたら、どういうふうな内訳になるんですか。

これ、嘱託職員さんでも社会保険があるでしょう。２万１,000円って、療養補償費っていうような意味合いがちょっと私には理解できませんけど、答弁をお願いしたいと思います。

平川富久学校教育課長

発症しまして、公務災害の申請を出しました。公務災害の審査を終えて公務災害ということが認定を受けましたので､このようにかかった費用をお願いしているところでございます。

内訳としましては、治療にかかった経費でございます。シップなどの薬品代、それからレントゲンなどの検査にかかった費用、それから診断書等を取っていただきましたのでその診断書を書いていただく料金とか、初診料などでございます。

古賀和仁委員長

よかですか。

ほかに。

〔発言する者なし〕

いいですか。

　ないようですので質疑を終わります。
　以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑を終了いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報　告（教育委員会事務局教育総務課）

学校給食センターについて

古賀和仁委員長

　続きまして議案外の報告ですが、学校給食センターについて執行部より報告をお願いいたします。

白水隆弘教育次長

　お時間を頂戴いたします。
　２点ほど御報告をさせていただきます。口頭になりますので申しわけございません。
　まず、１点目でございますけれども、６月の定例会以降、現在に至るまで行われました行事について御説明を申し上げます。
　６月の議会以降でございますが、７月31日に安井建築設計事務所、それから今泉建設株式会社と鳥栖市学校給食センター新築工事の是正工事の協議に係る覚書ということを結ばせていただきまして、この覚書に基づきまして資料の提供・開示などを現在行っているところでございます。
　この覚書を結びましたことで守秘義務が発生いたしますので、資料につきましては、他者に漏らしてはいけないというようなことで縛りをかけて作業を進めさせていただいておるところでございます。
　作業については、今現在、進行中でございますので、この件につきましては以上でございます。
　それと、もう１点でございますけれども、７月21日の全員協議会の折に、松隈議員より御質問いただきました、当時担当しておった職員に特定天井に近づける状態に至った経緯を聞き取りをしてくださいという御質問がございますので、それに基づきまして、私、それから天野教育長、２人で、現在在職しております職員につきましては、聞き取り調査をしております。既に退職をしております職員２名につきましては、電話での聞き取りをさせていただいております。

それぞれ、記憶があいまいな部分等ございましたので、皆様のおっしゃられたことを総合して、総括して文章にしたものを申し上げます。

着工後、間もなく国土交通省、文部科学省から相次いで法改正や手引が示されましたということです。着工は、平成25年７月24日に着工しておりますが。

相次いでということで、８月５日に国交省からの法改正の政令公布、それから同じく８月７日に天井落下防止に対するための手引ということが相次いで示されております――これは、検証報告書にも記載をされている部分でございます。

それで、情報は教育委員会及び建設課においても共有しておったということは言質で取れております。

内容としましては、少しでも改正に近づけた仕様にして、より安全となるように双方の課で思案し、契約金額の変更が必要でない範囲において行うという方向性をどうやら示されたようでございます。また、その裏には国の補助事業でもあり、通知を無視して万一落下事故などにつながってはならないというような考えも同時にあったということでございます。

実際の現場施工の方針などについては、業者を交えた工程会議の場でさまざま工種などの変更が加えられていったものでございます。それで施工に至ったという段取りでございます。

口頭で大変失礼でございますが、以上でございます。

古賀和仁委員長

ただいまの報告について、質疑があればお受けしたいと思います。

小石弘和委員

今の、要するに次長さんの御報告、ペーパーでは出せないんですか。

白水隆弘教育次長

今、申し上げましたものは、手書きで帳面に書いておりますけれども、あとで起こしまして、同様のものを皆様方にお知らせするということでよろしゅうございますでしょうか。

小石弘和委員

いいですよ。

松隈清之委員

もうちょっと、時系列が具体的になりませんか。（「ならん」と呼ぶ者あり）

白水隆弘教育次長

時系列がですね、いついつこれこれを行ったというような記憶が、皆様非常に曖昧でございまして、その当時こうだったといったような発言でございます。

これは、教育長と一緒に聞き取りをしておりますけれども、皆様何月何日に何をしたとか、いったようなメモがあったりしたようなものがございません。

今、申しましたように着工の直後にそういった国からの通知が来たと。特に、文科省に関しましては教育委員会にも来ておりますので、それに基づいて担当職員が研修にも行っておりますので、そういった情報共有はされておるといったものでございます。

先ほど申しましたように、より安全な方向に、また国から補助をいただいておりますのでそちらの方向になるべく近づけようということと、契約金額に支障がないような範囲でなるべく近づけていこうという方針が示されたというような内容でございます。

松隈清之委員

今の話だと、双方の課で契約額を超えない範囲で近づけようというコンセンサスが取れてたってことですか、その時点で。

双方っていうのは建設課と教育委員会ということですかね。

白水隆弘教育次長

そのとおりでございます､建設の建設課長まで至っているかどうかわかりませんが､当時、建設課に技術依頼をしておりますので。

当時の建設課の担当職員、それからその上役に当たる者につきましてはそういう意思だということで確認が取れております。

松隈清之委員

初めから契約額を超えない範囲で、要は近づけるっていう意思がね、あったということなんですね、今の話は。ただ、我々に対する答弁は特定天井であるという答弁をされていたんですよ、当時、説明としてね。

そこがね、いや、初めっから契約額を超えない範囲でっていう前提も決めているわけですね、その時点で。だから、要は変えてまで特定天井にするっていう発想はもうその時点で、それは必要ではなかったっていうのはあるけれども、その発想はなかったってことなんですよ、当時。

特定天井でないっちゅうことを、少なくともそこにいた人って知っているんですよね、特定天井ではないことを。その近づけるということでしか話をしないわけだから。

近づけただけで特定天井にはなってないっちゅう認識はみんな持っているんですよね、そこにいた人は。でも、執行部で特定天井だという説明をされていた時期があるじゃないですか。

それで、不思議なのは、いやいや、それ特定天井じゃありませんよって内側から、内部でね、来ると思うんですよね。だって、特定天井に初めっから近づけるっていうことを、個人でそう思ったんじゃなくて、共有されているわけでしょう、方向性というのは。

だから特定天井でないことは明らかなんですよね。

だってできてないんだから、特定天井に。仕様を見たって、変更されたやつ見たって特定天井にはなり得ないことの認識はあるんですよ、そこに携わっている人は。

それで、例えば、特定天井での説明っていうのは本会議の中でもありましたよね。それが、何で内部からね、いやいや、あれ特定天井じゃないんですよと。近づけただけですよっていう話がそのときに出てこないのかなと思うんですよね。

それが不思議でならんのですけど。それ、どうなんですかね。

白水隆弘教育次長

すいません、その点についての聞き取りは行っておりませんが、今申しましたのは、言葉を発した職員の記憶を総合すればそういうことになります。

松隈清之委員

さっき、課長まで共有されてたかどうかわかんないって言われましたよね。

言えば、そういう通知が来ているんで、近づけようということをどのレベルで考えてやったのかわかんないですよ。それは、だっていいことだから。

やろうとすることはいいことだから、それはどういうレベルでやったかはわからんけれども、ただ、じゃあ誰が最初にね、その特定天井という答弁とか、説明とかっていうのは誰があれ特定天井になっているって言ったんですか、最初に。

白水隆弘教育次長

すいません、その特定天井の発言の経緯については、また調べさせてください。

松隈清之委員

僕が不思議に思っていることって不思議に思われないですかね。

誰が答弁書を書いたときに特定天井という言葉を使ったんだと、だって、なってないのに。それ、特定天井になっているという認識があったということなんですよ。

何でその認識を持つに至ったのかね、そこが不思議でしようがないですよね。

これ、ああいう説明しなかったら、もめ方も多分違うんですよね。要は、こっちが特定天井と思って、あんなんで壊れるはずがないと言っているけど、つくってるほうとか設計したほうはね、いやいや、特定天井ではないからと、はなから思っているわけですよ。

だから、ここって結構大事なんですよね。その特定天井であるという認識になぜ至ったのかっていう、そこで、第一歩を踏み出す方向を間違っているわけだから。それ不思議に思われませんか。

白水隆弘教育次長

過去の答弁において、特定天井ということで御説明をされております。

なぜ、その特定天井だという、特定天井の仕様になっているかという発言についての裏と

申しますか原因につきましては、今後もう一度、皆様の記憶をたどっていただくということで調査をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

尼寺省悟委員

一番最初に、安井と今泉と市で是正工事の覚書を結んだと。そしてそのあとで、守秘義務が発生するとかなんとか言われたですね。

結果的に、だから、覚書は公開できないとそういうふうに言われたんですか。ちょっと、ようわからんやった、その辺。

白水隆弘教育次長

市が持っております公文書、例えば設計書とか、そういったものを使って瑕疵担保分と思われる分、もしくはそうでないと思われる分に仕分けをする部分もございますので、こちらが今用意しております設計書などを開示する必要がございます。

その開示資料につきましては、それを見て知ったことなどは他言してはいけませんと。これ、基本的に覚書を結びましたので、あなた方も私たちと同じようにこの書類については他言してはいけませんよという、この中で縛りをかけておりますので、この是正工事に関する仕分けについて知り得たことについては第三者に漏らしてはいけないということで覚書を結ばせていただいております。

尼寺省悟委員

ただ、最終的に是正工事の内容について、どっからどこまでについては今泉、安井のほうでやらせると、そういったことについては当然発表する、公開はするわけでしょう。

白水隆弘教育次長

この是正工事に至りますプロセスにつきましては、今仕分けを業者においてさせております。

いただいた分につきまして、私どもも顧問弁護士等おりますので、基本的に顧問弁護士にお願いをして、それが正当なものかどうかということを確認させていただきたいと思っております。なおかつ、これは私の全くの私案でございますけれども、もし可能であれば第三者委員会的な方に、その仕上がったものをこれで妥当かどうかという御判断をいただけたらもっときちんとしたものになろうかと考えているところでございます。

尼寺省悟委員

私が聞きたいのはね、最終的に決まったといったものについて当然公表するし、その前段階として、どうかするときの覚書、そういったものについても最終的には、当然、請求されたら公表するわけでしょう。

白水隆弘教育次長

当然、公開をしてまいります、できあがった分につきましては。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

久保山博幸委員

先ほどの特定天井の認識のどうのこうのの話ですけれども、平成25年７月着工、８月に手引が来た時期に、当然工程会議が行われていると思うんですよね、業者と設計事務所と市の担当者と。

当然、その議事録が残っているはずで、多分、特定天井っていうことはその時点で、会議の中で出てきているはずなんですが、その議事録を見れば当時どういう双方に認識があったのかなっていうのはたどれると思うんですが、そういう議事録っていうのは残っているんですか。

白水隆弘教育次長

これにつきましても、さきの検証委員会の報告書にもございましたように、それを特定できるような書類は残っていないということでございます。

それで、それを前提として松隈議員からの御質問として、じゃ当時の職員の、要は記憶の中にも当然あるはずだろうから聞き取りをしてくださいという御質問がございました。

それで、今のところ、この聞き取りをさせていただいた経過が先ほど申しました結果でございますが、もう一度そのあたりは書類などをこちらでも検証し直しまして、そのあたりの確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

久保山博幸委員

確認ですけれども、そういうその議事録の記録責任者っていうのはどこになるんですか。

白水隆弘教育次長

当時の現場の工程会議の進行は安井建築設計事務所が行っております。ですので、恐らく安井建築設計事務所の責任において議事録が残されているものと考えます。

以上です。

久保山博幸委員

その議事録、当然、関係者のそれぞれの印鑑、押印の上で記録として残っていくと思うんですよ。

そういう記録は当然あるんですよね。会議参加者の承認。

白水隆弘教育次長

工程会議の議事録そのものは、つづりがございますので、そのあたりで確認をさせていた

だきたいと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

小石弘和委員

あのね、報告するって、もう少し根拠ある報告をせんとね、後ずさりしてるじゃないですか、ね。

言われたことも調査も、何もしてない。これで説明にはならないんですよ。

白水隆弘教育次長

申しわけございません。当時のそういった文書類がですね、ほぼございません。

この特定天井に近づける仕様になっていったその段階の、いわゆる検証委員会のまとめの中にも示されておりますけれども、私どもも検証委員会に対しましては、できる限り全ての文書を開示させていただいて、まとめていただいたものと考えておりますが、その中でも確認ができなかった部分もございます。

その部分については、聞き取りということでされておる部分がございます。業者にも検証委員会の中でインタビューをされておられますし。

しかしながら、職員に関しては検証委員会の中でインタビューなどされておられませんでしたので、このたび私どものほうで、少し時間をいただきましてインタビューをさせていただいたということのまとめとして開示をさせていただいております。

そのバックデータとして、どこにどのような書きつけが残っているといったものが今回は確認ができておりませんので、もう一度そのあたりは洗い直しさせていただきたいと思います。

小石弘和委員

公文書のね、保管期間ってあるんですよ。

今、次長がお話されているようにどこにどうあるか、要するにないかもわからない、そんな行政のね、あれでは、私はつまらないと思うんですよ。

恐らく公文書としてね、残ってますので、保存期間ってありますので、それ調べてくださいよ。

白水隆弘教育次長

先ほど来、申し上げましたように工程会議とそれから文書として記録が残っておるものについてはもう一度洗い直しをさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

松隈清之委員

これちょっと、どういう仕事の進め方をふだん、ふだんですよ、されるのかわからないんですけど、こういう何か変えようとかね、出てきたときに、記録っていうのはやっぱ取らないんですかね。

取らなくても、ああ、こういうのは取らないよねえっていうような内容なんですか。今回のようなやつは。

白水隆弘教育次長

私も種々建築・土木の現場に携わってきておりますけれども、基本、工法を変更する場合は工程会議では必ず記録が残るものと、常識的には思っております。

それで、先ほど来、御説明申し上げましたように、さきの検証委員会に開示をした、恐らく全てだと思われます開示をした書類の中には、そのプロセスに至る部分が欠落しておるというような御報告がなされておりますので再度、もう一度ですね、私どもの手持ちにありますものを洗い直して、やりたいと思っております。

先ほど来、申しましたように、私の常識ではこういう工法変更を行われる場合は必ずどっかにその変更点が記されているものが残っておらなければおかしいと私は考えております。

以上です。

松隈清之委員

探して見つかるんであれば、と思いますけど、今までもね、さんざん探されていると思うんですよ、僕は。もう結構な時間がこれに対して使われてますんで。

新たに出てくるっていうことも、もともとあって誰かがね、意図的に隠しているっちゅうのなら別だけど。少なくとも、今まであったやつから新たに何かが見つかるとは思えないんですよね、現実的に考えると。

通常は、こういうのに対し記録が残らないっていうことはないと言われましたけど――僕もそう思うんですよ。それが、いわゆる工程会議の議事録にも残っていない。庁内の記録にもない。信じられないんですよね、はっきり言って。

例えば、こういう変更をするっていうときに、そのときの課長が知っていたかどうかはわからない、建設課の課長が知っていたかどうかわからないけれどもっていう――建設課は直接関係ないからね、知らなくてもいいのかもしれないけど。そういうことに関しての記録が一切、認められる記録がないというかね、そうしたんだろうなこの文書でとかっていうのが全くないというのがちょっと、本当に信じられないんですよね、そんなことあるのかっていう。不思議ですよね。（「不思議です」と呼ぶ者あり）

だから不思議過ぎてね、これまでの調査も含めて本当に――隠してるとかっていうふうに思っているわけじゃないですよ。ちょっと考えにくいんですよね、こういうことが。

だから、さっき言われたように、特定天井の仕様に契約額を超えない範囲で近づけようっていう判断も、誰がするんですかっちゅう話ですよ。例えば、これは契約額を変更してでもその仕様に持って行くかどうかの判断というのは多分もっと、担当者レベルではなくて、部長・教育長レベルも含めてこういう通知来ましたと。ここに近づけるだけでいいのか、この仕様を満たすような仕様の変更が必要なのかの判断って出てくると思うんですよ。

それが全くなされずに、勝手にという言い方がいいかどうかわからんけど、契約額を超えない範囲で近づけようっていう判断も、担当者レベルでやっていい話なんですかね。

白水隆弘教育次長

憶測でございますけど、これ私の経験をもとにお話しさせていただきますが、今申しましたように基本的に工法が、もう契約が終わっておりますので定まっております、設計も終わっておりますので。

それを変えてまで違う仕様にしようというようなことで――契約の額の変更云々は別として――つくり方を変えるということでございますので、その件に関してはどっかで意思決定の文書なり、会議の会議録なりが残っておらなければ私の常識としてはおかしいなと思います。

ただ、先ほど来、申し上げましたように７月21日の全員協議会の中でも発言をさせていただきましたが、今回の検証委員会に開示をさせていただきました、恐らく全てであろうと思われる文書の中にはそのプロセスに当たる部分が欠落しているという現状でございます。

この件につきましては、もうお恥ずかしい話でございますが、役所としては文書で始まり文書で終わるというのがほぼ基本でございますので、何らかの、どっかに何らかの物がなければおかしいと思いながらですね、調査をさせていただいておりますが、現在のところでそこに至っておりません。もう一度そのあたりはスクロールかけて探させていただきたいと思います。

以上でございます。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

〔発言する者なし〕

ありませんので質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、来週19日は午前10時から現地視察の予定となっておりますので、委員の皆様の御参集よろしくお願いをいたします。

本日は、これをもって散会をいたします。

午後１時43分散会

平成29年９月19日（火）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田　寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	実本　和彦
総務課庶務防災係長	古賀　庸介
総務課文書法制係長	江下　剛
財政課長	姉川　勝之
契約管財課長	三橋　和之
会計管理者兼出納室長	松隈　久雄
監査委員事務局長	岡本　昭徳
議会事務局長	緒方　心一
企画政策部長	石丸　健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛　晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田中　秀信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤川　博一
情報政策課長	古澤　哲也
教育長	天野　昌明
教育次長	白水　隆弘
教育総務課長	江嵜　充伸

教育総務課総務係長　原　　祥雄
学校教育課長　平川　富久
生涯学習課長兼図書館長　佐藤　敦美

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　　武田　　隆洋

5　審査日程

現地視察

お試し移住施設（河内町）

自由討議

議案審査

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例

議案甲第33号　財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について

〔総括、採決〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

自　午前10時

現地視察

　お試し移住施設（河内町）

至　午前10時50分

ගගගගගගගගගගගගගගගගගගගග

午前10時59分開議

古賀和仁委員長

本日の総務文教常任委員会を開きます。

まず、先日の教育委員会の報告の中であっておりました資料の提出につきましては、お手元のほうに配付をいたしております。

御確認をお願いいたします。

ගගගගගගගගගගගගගගගගගගගග

自由討議

古賀和仁委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回、付託された議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

自由討議を終わります。

ගගගගගගගගගගගගගගගගගගගග

総　　括

古賀和仁委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら発言をお願いします。

なお､議案外の所管事務についての御意見などは採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については付託議案の審査を通じての総括的な御意見をお願いいたします。

小石弘和委員

一つ意見を申し上げておきたいと思います。

今回の給食センターで起きているパワハラ問題については、私も一般質問をしましたが、安全で安心な給食のためにこうした職場環境が長きにわたって放置されたということは、大変遺憾に思っております。

一定の対策についても答弁をいただきましたが、これ、実行してもらわないと問題解決はしません。センター長と現場の意思疎通も余り芳しくないようなことも聞きますし、平川課長も現場に足を運ぶと答弁にもありましたので、ぜひ陣頭指揮をとってもらって、パワハラをなくしてもらいたい。

今後もこの問題については、現場の声を届けられると思いますので、私も注視してまいりたい。意見することもあると思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

先ほど現地視察、見せていただいたお試し移住の件なんですが、住居としてはとても大きい住居で、お試し移住をするのはどうなのかな、ふさわしいのかなっていうぐらい大きな建物でした。

なかなか、そういった形での利用が進まないことも想定をされるので、今後の展開も含めて、もう少し使い方、あるいはの地域に対する活用の仕方っていうのはもう少し考えておかれたほうがいいのかなと思います。

古賀和仁委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

ないようですので、総括を終わります。

∽∽

採　　決

古賀和仁委員長

これより採決を行います。

∽∽

議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）

古賀和仁委員長

まず、議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第18号　平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第２号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

∽∽

議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第30号　鳥栖市犯罪被害者等支援条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

∽∽

議案甲第33号　財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について

古賀和仁委員長

次に、議案甲第33号　財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

古賀和仁委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

所管事務調査

古賀和仁委員長

以上で、付託議案の審査は終了しましたが、これ以外に当総務文教常任委員会の所管事項について御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際ですのでお伺いしたいと思います。

下田寛委員

すいません、１点お伺いしたいことがあるんですけれども、ちょっと相談を受けている点でもあるんですが、今、田代中の大規模改修に伴って部活動が臨時的にいろいろな場所で、代替でやっているという点について。

予想外に体育館以外で運動場も制限がされることになって、ほかの場所でやっているということで、民間の施設を借りることになったというところで、ＰＴＡ費からお金を払ってそこの部分は対応するということになったと聞いているんですけれども、そこの経緯と、これ

ってイレギュラーな形でそういったことに、事前に市としても想定をしていないことが生じたということだったので、そこの部分というのは市として部活動費を対応してもらうようなことっていうのはできなかったのかなと思って、ちょっとその辺の経緯等をお伺いしたいんですけれども。

江嵜充伸教育総務課長

ただいまの、下田委員の御質問でございますけれども、今年度、田代中学校の体育館につきまして大規模改造事業のほうをやっております。

それで、部活動につきましては、当然、体育館も全く使用できませんので、体育館を使用している部活動については市民体育館のほうを代替施設として使っていただくというようなことで学校側と協議をやって、現在使っていただいているというような状況でございます。

ただ、グラウンドにつきましては野球部と陸上部、この２つのクラブのほうが現在使用されておるんですけれども、実際どの程度支障するかっていうのが全く、実際改造工事の業者さんが決定するまではどういった形で――いわゆる重機関係、工事車両関係。どういった形で実際その工事が行われるのかっていうのは、その業者さんが決まってからしかわからないと、そういう状況でございましたので、実際発注を行ったあとに工事車両の搬入、経路等が決定いたしまして、この程度支障してきますと学校側と協議を行いました。

この程度であったらそんなに支障はないだろうというようなことで、実際部活動のほうをされておったんですけれども、その工事車両の進入経路のほうがグラウンドの南西側から出入り口を設けまして、グラウンドをぐるっと回すような形で仮囲いを行いまして、工事車両の搬入をやっているところなんですけれども、グラウンドで支障するのが陸上部の場所が一番支障するというようなことで、学校側のほうには、できれば近隣の田代小学校で陸上部の練習ができませんかというようなことで協議をお願いしておりました。

過去にこういった大規模改造事業の場合については、基本的には公共施設を代替施設として使っていただいていた経緯もございまして、できればそういう公共施設、実際体育館を使用されている部活動についても鳥栖市民体育館のほうを使用されておりますので、私どもとしては従来どおり、公共施設の対応というようなことで田代小学校での対応ができませんかというふうなことでお願いしておりました。

それで、今回野球部については、確かに野球部が練習されている形態からするとライト側がちょうど工事車両の進入口になりますので、そこが少し支障するというようなことで、ライト側へのバッティング練習に支障が出るというようなことで、そういうことでしたら市民球場のほうを代替施設として使ってくださいというようなことで、一応相談があったときにそういうことで、学校には市民球場のほうをお使いくださいというようなことで提案を申し

上げておりました。

経緯についは以上でございます。

下田寛委員

それで、結局学校側としては、市民球場ではなくて、隣にある久光のグラウンドを使うことになったので、有料になってその部分をＰＴＡ費から賄うということになったっていうことでいいんですよね。

江嵜充伸教育総務課長

結局、体育館を使用されている部活動については、鳥栖市民体育館のほうを使用されております。

あくまでも鳥栖市民体育館というのは、減免措置がききますので無料で使用するができるというようなことで、片や鳥栖市民体育館では無料で使用していただいていると。片や野球部のほう、じゃあ有料でもと、それに公費を支出してでも借りるのかというようなことで、内部で協議を行いました結果、それは不公平感があるだろうというようなことで、従来どおり公共施設での使用というようなことで学校側にはお願いをしました。

以上でございます。

下田寛委員

そこなんですけど、部活動をどう捉えるかっていうところで、部活動は一応教育の一環じゃないですか。

そこの部分を、結局鳥栖市から提案をしているんでしょうけれども、すいません、調べてないんですけど野球場がどのくらいあいているのかっていうところを加味したら、恐らく部活も制限されると思うんですよね。そこの中で、結局、久光さんのグラウンドをお借りするという経緯にもなって、ただ、当時まだ想定できなかったっていうことで、またそっちのほうに移動したっていうことも聞いてますんで、そこの部分というのは何か、もう一歩配慮ができる部分というのがなかったのかなと思うんですよね。

そこの部分というのはもう、一応話はついているというような認識でいいんですかね。

江嵜充伸教育総務課長

その点については、そういうことでＰＴＡのほうで対応されるというようなことを学校のほうからお聞きしております。

以上でございます。

下田寛委員

話がついているということであれば､内部で調整していただきたいと思うんですけれども、また今後も、恐らくこういったことって大規模改修ずっとやっていくので、出てくると思う

んです。

聞いた話では、金額にしてもＰＴＡ費からおそらく10万円弱ぐらいを支出するというふうに聞いています。この額が、全体からして多いのか少ないのかちょっとわからないんですけど、そこの部分というのも、市の施設であれば減免措置が可能でただになるということであれば、民間のグラウンドをそういったやむなく借りるということで対応するというのであれば、そこの部分も市としても何らかの対応というのができないんじゃないかなって私個人的には思ってますので、また次回以降、もう何か、こういったことがないように御検討をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

古賀和仁委員長

答弁は。

よかですか。

小石弘和委員

ちょっとそれ、附属してお聞きいたしますけど、体育館を使用できないバスケットとか卓球とか、そういうふうな児童が、毎朝もう部活のために自転車通学、相当多くの方が通学されているんですよ。

ところが、その部活のために体育館まで行く、合同で行く場合、誰か引率はされているんですかね。その点、ちょっと気がかりなんですよ。

ヘルメットをかぶってない方もいらっしゃる、目につくのは。だから、君はなぜって言ったら、きょうは部活だからと。

行きも帰りもね、やはり１年生、２年生が対象となりますけど、誰か先生方がね、引率されているかなというふうなことをちょっと疑問に思いましたので、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っております。

江嵜充伸教育総務課長

体育館を使用されている部活動はバスケットボールとバレーボール、この２クラブということでお伺いしております。

それで、市民体育館を使用される場合につきましては、顧問の先生が引率をされているというようなことで学校のほうからお伺いしております。

以上でございます。

小石弘和委員

結局、バレー部もバスケット部も市民体育館を利用しているというようなことですね。

江嵜充伸教育総務課長

そのとおりでございます。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに、ありませんか。

松隈清之委員

先ほどいただいたこの資料、先日お訪ねした分なんですけれども、これ、下の聞き取り内容の総括のところで、教育委員会及び建設課双方の担当者において情報を共有していたと。

それで、契約金額の変更が必要ない範囲で行うという方向性を示したということなんですけれども、これはどのレベルでその方向性が決められたのかっていうのを、ちょっとよくわかんないんですけど。

白水隆弘教育次長

少なくとも、当時の教育総務課長は情報を共有しておったという情報はいただいております。それと、ここにおります建設課の萩原参事のレベルまでは情報は共有されておるという情報を言葉でいただいております。

以上でございます。

松隈清之委員

ここで、通知を無視して万が一、落下事故などになってはならないという考えがあったということなんですけれども、ということは、場合によっては契約金額が変わってでもそこに、もうその基準でいこうという考え方もあるんですよ。考え方もね。

そこって判断じゃないですか。

その判断を課長レベルで終わらせて、上は知らなかったっていうことなんですか。例えば、教育長であり市長であり、そこの施設に関してこの通知が来てると。これに対して、契約金額の変更がない範囲で行うという決断を誰がしたんですか。

白水隆弘教育次長

聞き取り内容を総括いたしますとこういう言葉になってしまうんですが、少なくとも金額の変更がない範囲で改正内容に沿うような仕様にしようというような情報の共有は、今申しましたように教育委員会総務課、それから建設課の少なくとも参事レベルでの情報共有はされておったと思います。

発言を総合しますとそういうことになります。ですから、そのレベルでは、要は国の補助でもありますので、こっちの方向性としてやってくださいと。

しかしながら、その契約金額の範囲内でおさまるようにお願いしたいというような意見であったろうということでございます。

松隈清之委員

いや､だからその意思決定をしたと､その意思決定をして共有をしているとっていうのが、言ったら教育長、あるいは市長も含めてわかっているのかどうかなんですよ、その時点で。こういう方向にしましたと、まずそれ担当課で話をして、この方向でいきますと、契約金額はもう変えないということで、だからその契約金額を超えるような変更についてはもうできないけど、そこを契約金額の変更が必要ない範囲で行う。

これが仮にね、契約金額を変えなければ何一つできないことだってあり得るんですよ。結果としてですよ。いや、契約金額を変えずに変更なんか無理ですよって相手に言われたら、ああ、そうしたらもう何もできませんね、で終わる話なんですよね。それでもいいと思ってたかどうかなんですよ、つまり。

その判断を誰がして、そのことをトップが理解しているのかなんですよね。

さっき言ったように、通知が来てるのに無視できないという意識があるんだったら、最低でもその通知が来てる、じゃそこまで契約金額が変わろうとやらないかんだろうと。あるいは、どこまで寄せるのにこんだけかかると。それは、契約金額変えなくていいけど、これ以上寄せるのにお金がかかるとかっていう話をしないと判断できないじゃないですか。

例えば、契約金額を何一つ変えないとなれば、何もできんですよっていう回答が来たときに、結果として無視しているんですよね、通知を。結果としては。

ただ､その結構大事な判断を誰がして､そのことを共有しているのかっていうことですよ、その意思決定に関して。

白水隆弘教育次長

今回の再確認での聞き取り結果につきましては、再三申し上げておりますように、少なくとも教育委員会の担当課長、それから建設課で技術協力依頼を出しておりますので、建設課でいうところの萩原参事のレベルまではこの変更の共有はなされてあると。

皆様の発言を総合すると推測できるということでございますが、それ以上の、例えば教育長、それから副市長、市長あたりまでも情報共有がなされてあったかどうかというのは、皆さんの聞き取りによっては確認ができておりません。

以上でございます。

松隈清之委員

教育長はこのときおられますよね。(「おりました」と呼ぶ者あり)

だから、要はそういう判断をされているっていうことに対して、ああ、聞いてます。そういう方向になったということで聞いてますっていうことありますか。

天野昌明教育長

その当時はおりましたので、ただ、変更の共有ということで決裁がおりて、私、市長、副市長というレベルのところで決裁をしたっていうのはちょっと調べてみないとわからないんですけど、今のところ答えられない状況ですね。ちょっと今のところわからないです。

自分としては、押したのかっていうのは、重大なことではあったかもわかりませんけど、ちょっと正直言って記憶にないもんだから、すいません。

松隈清之委員

結構、前提として契約金額を変更しない範囲で行うっていう判断っていうのは、結構でかいんですよね。

要は、この通知に関して、結果として無視する可能性があるんだから。結果としては、契約金額を変えなければ、もう、そんな契約金額変えずにあれこれしてくれって言われても、こっち無理ですよっていう回答を業者さんとかね、されたときには、ああ、前提がもう契約金額の変更が必要ない範囲でっていうことにしてれば、もうできなくなるじゃないですか。

そうしたら、結果として通知は来ているけれどもできないっていうことになる可能性があるんですよね。それでも、教育長、もうこの方向でいったら場合によっちゃ何もできん可能ありますけどいいですかとか、市長よかですか、ということを確認をしてこの判断になっているのかどうかって結構、そのあとに影響を及ぼして、この事故云々っていうよりもね、意思決定として、そういうことをちゃんとわかった上で、理解した上でやってたかどうかっていうことなんですよね。もう、聞いている人では、そこでは共有していたと。もちろんそういう回答になってるんだけど。

結構大事な意思決定だと思いますけどね。わかんないですね。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに、ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

以上で、所管事務についての協議を終了いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

平成29年９月29日（金）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田　寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	実本　和彦
総務課秘書係長	森岡　敬晶
総務課庶務防災係長	古賀　庸介
総務課文書法制係長	江下　剛
総務課長補佐兼職員係長	山本　英規
財政課長	姉川　勝之
財政課財政係長	秋山　政樹
契約管財課長	三橋　和之
契約管財課管財係長	中溝　雄二
契約管財課管財担当係長	中嶋　浩一
契約管財課長補佐兼契約検査係長	森山　信二
会計管理者兼出納室長	松隈　久雄
出納室審査出納係長	長野　稚佐
選挙管理委員会事務局次長	立石　光顕
監査委員事務局長	岡本　昭徳
議会事務局長	緒方　心一
議会事務局次長兼庶務係長	橋本　千春
議会事務局議事調査係長	横尾　光晴

企画政策部長	石丸　健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛　晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田中　秀信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤川　博一
まちづくり推進課都市計画係長	古澤　貴裕
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐兼整備推進係長	下川　広輝
情報政策課長	古澤　哲也
情報政策課情報政策係長	楠　和久
情報政策課広報統計係長	熊田　吉孝

教育長	天野　昌明
教育次長	白水　隆弘
教育総務課長	江嵜　充伸
学校教育課長	平川　富久
生涯学習課長兼図書館長	佐藤　敦美

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　　武田　　隆洋

5　審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第 26 号　平成 28 年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第 26 号　平成 28 年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

開会

午前９時56分

開議

古賀和仁委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

審査日程の決定

古賀和仁委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定についてでございます。

審査日程につきましては、本日は総務部、企画政策部関係議案の審査を行い、来週２日は教育委員会事務局関係議案の審査、３日は現地視察、総括、採決ということでお願いをしたいと思います。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明いたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりといたします。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

下田寛副委員長

現地視察に関しては、今のところは予定をしておりません。もし、リクエスト等がございましたら私までお伝えいただきたいと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

現在のところ、現地視察についてはございませんが、もし御希望があれば、きょうまでぐらいによろしくお願いいたします。

なお、視察希望がなければ３日は現地視察を行わず、総括、採決のみとすることについて、よろしくお願いをいたします。

それでは、総務部準備のため暫時休憩をいたします。

午前９時58分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総務部

議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

古賀和仁委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

おはようございます。

それでは、平成28年度の決算について、総務部関係の主なものについて御説明させていただきます。

説明は、平成28年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行わせていただきます。

まず、決算書のほうの45ページ、46ページをお願いいたします。

その45ページ目、下段の一番下のほうになりますが、款２．地方譲与税のうち、項１．地方揮発油譲与税が6,793万3,000円となっております。

次に、45ページから48ページ、次のページにかけてでございますが、同じく款２．地方譲与税のうち、項２．自動車重量譲与税が１億6,463万9,000円で、合わせて地方譲与税といたしましては２億3,257万2,000円の交付を受けたところでございます。

次にその下の、款３．利子割交付金につきましては1,000万7,000円。

款４．配当割交付金につきましては1,986万2,000円。

款５．株式等譲渡所得割交付金につきましては1,309万3,000円。

款６．地方消費税交付金につきましては13億659万6,000円。

款７．ゴルフ場利用税交付金につきましては1,437万686円。

款８．自動車取得税交付金につきましては3,964万6,000円となっております。

続きまして、49ページ目、50ページ目をお願いいたします。

款９．国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては1,571万3,000円。

款10.地方特例交付金につきましては5,485万9,000円の交付を受けたところでございます。

款11.地方交付税につきましては10億5,105万円となっております。その内訳といたしましては、普通交付税が６億8,749万3,000円、特別交付税が３億6,355万7,000円となっております。

続きまして、款12．交通安全対策交付金特別交付金につきましては2,247万7,000円となっております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、51、52ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款の14使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料のうち、電柱敷地料等につきましては、九州電力の電柱やＮＴＴの電話柱、無線基地局鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、決算書67、68ページをお願いいたします。

款16．県支出金、項２．県補助金、目７．消防費県補助金、節１．消防費県補助金20万円は、県からの消防団員確保対策事業補助金でございます。

項３．委託金、目１．総務費県委託金、節１．総務管理費委託金のうち、次のページ、69、70ページの上から２項目めになります13万4,360円は、原子力広報紙配布に係る委託金でございます。

節４．選挙費委託金1,957万4,022円は、県から参議院議員通常選挙の委託金として受け入

れたものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

同じく、69、70ページの下のほうになります。

款の17財産収入、項１．財産運用収入、目１．財産貸付収入、節１．土地貸付収入のうち、契約管財課関係分といたしましては、京町ビル敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

その下の段になりますが、同じく目２．利子及び配当金につきましては、総額407万8,700円となっております。このうち、総務部関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子48万2,976円を初め減債基金利子、そして次のページになりますが、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じく、71、72ページでございます。

款18．寄附金、項１．寄附金、目１．総務費寄附金、節１．総務管理費寄附金については、ふるさと寄附金として94件、412万6,000円。一般寄附金として１件、50万円の寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、その下の段になります。

款19．繰入金になります。

71ページ目から次ページ目の、73、74ページ目にかけてお願いいたします。

款19．繰入金につきましては、項１．基金繰入金はそれぞれの基金を取り崩して財源として繰り入れを行ったものでございます。このうち、総務部関連といたしましては73ページ目、74ページ目になりますが、目１．財政調整基金繰入金817万2,000円、目２．減債基金繰入金1,616万5,000円となっております。

次に、款20．繰越金につきましては８億2,629万3,672円となっております。

次に、75ページ目、76ページ目の下段のほうをお願いいたします。

款の21諸収入、項５．収益事業収入、目１．競馬事業収入630万円につきましては、佐賀県競馬組合の平成28年度収益に基づいて配当されたものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、77、78ページをお願いいたします。

項６．雑入、目４．雑入、節３．消防雑入の消防団員退職報償金等542万4,644円は、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団された17人分の退職報償金等を受け入れるものでございます。次の、建物総合損害共済災害共済金13万8,280円は、鳥栖消防署敷地内走行設備品による事故損害賠償金を受け入れたものでございます。

次に、節４．雑入のうち、総務課関係の主なものについて申し上げます。

総務雑入、全国市町村職員研修助成金15万6,764円は、市町村アカデミー、国際文化アカデミーの受講負担金について佐賀県市町村振興協会から助成を受け入れたものでございます。

２項目下になります。

生活習慣病予防検診助成金54万3,672円、次の胃検診助成金８万8,500円、次の婦人検診助成金１万3,500円は、職員の健康診断に係る経費についてそれぞれ佐賀県市町村職員共済組合から助成を受けたものでございます。

次の、災害派遣職員経費負担金673万9,062円は、気仙沼市に派遣をしております職員の給料、手当及び共済組合費等に係る経費分を気仙沼市から受け入れたものでございます。

次の、宿舎敷金返還金８万5,000円につきましては、安東前副市長の退任に際し、借り上げていた住居の解約に伴う敷金返還金を受け入れたものでございます。

次の、退職手当企業会計負担金1,210万3,550円は、退職者のうち、企業に在職した者３人分の在職期間中の退職手当負担分を受け入れたものでございます。

２項目下になります。

宿舎入居負担金７万3,533円は、安東前副市長の住居借り上げに対する負担をお願いしたものでございます。

次のページ、79、80ページをお願いします。

中段あたりにございます情報公開に係る写し作成費用6,630円は、情報公開に際し、写しの作成費用を実費徴収したものでございます。

その２項目下になりますコミュニティ助成事業100万円は、消防団育成助成のため一般財団法人自治総合センターから受け入れたものでございます。

２項目下になります。

災害救助費負担金292万4,879円は、熊本地震の災害救助に係る鳥栖市が負担した費用を佐賀県から受け入れたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

同じく、総務雑入のうち、財政課分について申し上げます。

前のページ、77ページ、78ページ目に戻っていただきまして、その一番下の段になりますが、競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費として、ミニ場外馬券場での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

次に、79ページ、80ページ目をお願いいたします。

一番上の段になりますが、新市町村振興宝くじ収益金交付金は、オータムジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより佐賀県市町村振興協会から配分されたものでございます。

その下の、市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益についての鳥栖市配分金でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

ただいまの、市町村振興宝くじ収益金交付金の１つ飛ばした下になります。

建物総合損害共済災害共済金につきましては、スポーツ振興課所管の陸上競技場、四阿屋の破損に対する共済保険金でございます。

その下になります。

自動車損害共済解約返戻金につきましては、公用車の買いかえに伴うものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、85ページ目から88ページ目にかけてお願いいたします。

款22．市債につきましては、総額13億1,570万円で、それぞれの事業等に応じて借り入れを行ったものでございます。

総務部の関連といたしましては、85ページ目、86ページ目になりますが、目４消防債の防災基盤整備事業、これにつきましては消防団の小型動力ポンプ付積載車の購入に対する借り入れでございます。

次に、87ページ、88ページ目になりますが、目６．臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振りかえとして臨時財政対策債７億7,660万円を借り入れたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

まず、議会費でございます。

予算書89ページ、90ページをお願いいたします。

項１．議会費、目１．議会費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては議員21名分の報酬でございます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、職員７名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節９．旅費につきましては、議員職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節13．委託料の主なものといたしましては、次のページをお願いいたします。92ページの上段となりますけれども、市議会会議録等作成業務委託料及びインターネット議会映像配信業務委託料でございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じページ、款２．総務費でございます。

項１．総務管理費、目１．一般管理費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては、個人情報保護審査委員４人、固定資産評価審査委員６人、嘱託員76人の報酬でございます。

節２．給料は、市長、副市長の特別職及び職員66人の給料でございます。

次のページ、93、94ページにかけてでございますが、職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当を初め、期末勤勉手当、児童手当、退職手当が主なものでございます。

節４．共済費は、特別職及び職員66人分の共済費でございまして、職員共済費、社会保険料が主なものでございます。

節７．賃金は、産休・育休職員の代替職員及びマイナンバー制度等に係る事務職員等15人分の賃金でございます。

節８．報償費は、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金でございます。

節９．旅費は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などの職員研修旅費が主なものでございます。

節11．需用費の主なものとしては、庁内の用紙代等の消耗品費及び町区掲示板等の修繕料でございます。

節12．役務費の主なものとしては、通信運搬費は庁内の郵便代、健康診断手数料は職員、嘱託職員を対象とした定期健康診断の手数料でございます。

節13．委託料の主なものとしては、嘱託員70人分の研修委託料、新規採用職員研修、法制執務研修など職員研修委託料及び次のページ、95、96ページをお願いします。例規集差しか

えのための例規集データ構築業務委託料でございます。

節14．使用料及び賃借料のシステム借上料は、例規集をホームページ上で見るためのシステム借り上げ料でございます。

節19．負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、上から５項目めの職員研修等負担金は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などへの研修負担金。

また、下から４項目めの熊本地震避難生活助成金は、昨年４月に発生した熊本地震により被災し、本市へ避難された方への生活費助成でございます。

また、１つ下の全国高等学校駅伝大会出場補助金は、京都市で開催されました第67回全国高等学校駅伝競走大会に出場しました鳥栖工業高校に対する助成金でございまして、予備費から流用いたしております。

２項目下の防犯協会助成金は、防犯灯設置など防犯活動を行う鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

次に、目２．秘書費の主なものについて申し上げます。

節９の旅費は、市長、副市長及び随行者の旅費でございます。

次のページ、97、98ページをお願いいたします。

節10．交際費は、弔意、慶祝、接遇等に要した費用でございます。

節14．宿舎借上料は、安東前副市長の住居の借り上げ分でございます。

節19．負担金、補助及び交付金の市長会関係等負担金は、全国市長会、佐賀県市長会などへの負担金でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、99ページ目の下のほうから次のページの102ページ目にかけてになりますが、目５．財政管理費について申し上げます。

節９．旅費から節19．負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書の作成、市債の発行管理等に要する経費でございますが、主なものといたしましては、節13．委託料の固定資産台帳整備等委託料1,215万円につきましては､総務省からの通知により統一的な基準で公会計を実施するために鳥栖市の資産台帳を整備したものでございます。

以上でございます。

松隈久雄会計管理者兼出納室長

決算書101ページ、102ページをお願いいたします。

目６．会計管理費のうち、主なものについて説明いたします。

節12．役務費のうち、公金振替手数料96万4,025円は金融機関への手数料で、市民税、軽自

動車税、国保税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。また、指定金融機関公金取扱手数料111万2,400円は、指定金融機関への公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、目の７財産管理費につきまして御説明いたします。

節の７賃金につきましては、本庁舎当直嘱託員４名分の賃金でございます。

節11．需用費につきましては、共用車の燃料費や庁舎に係る光熱水費、並びに空調などの庁舎設備、公用車関係の修繕料などでございます。

節12．役務費のうち、通信運搬費につきましては庁舎の電話料でございます。建物共済保険料につきましては、庁舎を初めとする建物、構築物などの保険料でございます。

また、自動車保険料につきましては、公用車の自賠責保険及び任意保険料でございます。

次に、節13．委託料、101ページ、102ページの下段から103、104ページの中段にまで記載がございます委託料につきましては、庁舎の施設管理委託料、清掃委託料などの庁舎管理に要する委託料と土地開発公社への委託料でございます。

節の14使用料及び賃借料のうち、電気自動車等借上料につきましては公用車２台分のリース料でございます。また、ＬＥＤ照明借上料につきましては、本庁舎の照明リース料でございます。

節15．工事請負費につきましては、本庁舎の改修・営繕工事費でございます。

節18．備品購入費につきましては、共用車と本庁舎内事務用いすの購入費でございます。

次に、103ページから106ページに記載をいたしております目の８契約検査費につきましては、契約事務に要した旅費、需用費のほか、昨年度より導入をいたしております契約管理システムのシステム使用料などでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、109ページ目、110ページ目をお願いいたします。

下段のほうになります。

目12．財政調整基金費につきましては、決算資料といたしまして、別冊、平成28年度決算認定資料を提出いたしておりますが、それの６ページ目と合わせてごらんください。

まず、財政調整基金積立金につきましては、４億2,548万2,976円を積み立てており平成28年度末の残高は約26億6,000万円となっております。

古賀和仁委員長

ちょっと待ってください。

姉川勝之財政課長

それでは、最初からこの目12について御説明させていただきます。

目12．財政調整基金費につきましては、決算資料として、今、見ていただいております６ページ目と合わせてごらんください。

目12の財政調整基金積立金につきましては、４億2,548万2,976円を積み立てておりまして、平成28年度末の残高が約26億6,000万円となっております。

次に、減債基金積立金につきましては14万4,941円を積み立てておりますが、同じく年度末残高は約５億7,000万円となっております。財政調整基金費といたしましては、４億2,562万7,917円を積み立てたところでございます。

次に、目13．公共施設整備基金費につきましては、３億5,069万2,941円を積み立てまして、平成28年度末の残高は約30億円となっているところでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、115ページ、116ページをお願いいたします。

項４．選挙費でございます。

目１．選挙管理委員会費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬は、選挙管理委員４人の報酬でございます。

節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費は、選挙管理委員会事務局職員２名の人件費でございます。

節14．使用料及び賃借料のシステム等借上料は、選挙投開票管理システムのリース代でございます。

次に、目２．選挙啓発費は、節８．報償費のポスターコンクール賞品代など、選挙啓発に要した経費が主なものでございます。

目３．参議院議員選挙費は、昨年７月に行われた第21回参議院議員通常選挙に要した経費でございます。

以上でございます。

岡本昭徳監査委員事務局長

次に、決算書119、120ページをお願いします。

項６．監査委員費、目１．監査委員費のうち、主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては、監査委員２名分の報酬でございます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、事務局職員３名分の人件費でございます。

次に、節９．旅費につきましては、事務局職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、

全国都市監査委員会等の定期総会等への出席に要した経費でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ページ飛びまして、195、196ページをお願いいたします。

款９．消防費、項１．消防費でございます。

目１．総務管理費の主なものについて申し上げます。

節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費は、消防担当職員２人分の人件費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金は、鳥栖・三養基地区消防事務組合の構成団体のうち、鳥栖市の負担金でございます。

目２．非常備消防費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬の消防団員報酬は、団長、副団長以下消防団員の報酬でございます。

節８．報償費の退職報償金等は、平成28年度に退団されました消防団員17人の退職報償金及び消防団員の訓練活動に対する報償金でございます。

次のページ、197、198ページをお願いいたします。

節11．需用費のうち、被服費は新入消防団員の消防活動服などの費用でございます。

節19．負担金、補助及び交付金の主なものとして、公務災害補償組合負担金は消防団員の公務災害時の休業、療養などの補償金に係る公務災害補償組合に対する負担金、また退職報償金負担金は消防団員の退職報償金の支給に係る共済金に対する負担金でございます。

次に、目３．消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11．需用費は、各消防団の消防格納庫及び消防ポンプ車の維持管理に係る経費でございます。

節18．備品購入費は、小型動力ポンプ付積載車４台及び可搬型背負い式散水装置28基の購入費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金の消火栓増設等負担金は、消火栓増設及び維持補修のための上下水道局への負担金でございます。

次に、目４．防災費の主なものについて申し上げます。

次のページ、199ページ、200ページをお願いいたします。

節12．役務費の通信運搬費は、防災行政無線システムの電波利用料などでございます。

節13．委託料は、気象専門業者から気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等、防災無線システム等の保守点検業務の委託料でございます。

節19．負担金、補助及び交付金は、防災行政無線を運用するための負担金、自主防災組織

への補助金などでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、飛びますが、243ページ、244ページをお願いいたします。

款12．公債費についてでございます。公債費20億1,948万1,057円につきましては、目１．元金分が18億2,979万318円。目２．利子分が１億8,969万739円となっております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります。

款の13諸支出金、項１．土地開発基金費、目１．土地開発基金費、節28．繰出金につきましては、土地開発基金利子の相当額の繰出金でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、その下から次のページ、245、246にかけてでございますが、款14．予備費について申し上げます。

予備費につきましては、緊急の事態に対応するために492万5,000円を充用いたしたところでございます。

主なものといたしましては、栖の宿の井戸ポンプ等の修繕に伴うもの及び道路瑕疵等に伴うもの、あと市民公園駐車場街灯の漏電による故障の復旧などによるものでございます。

なお、残額が4,507万5,000円となったところでございます。

以上で、総務部関係の決算の主なものについて説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

なお、委員の皆さん方にあらかじめお願いをしておきます。

質問の前にはマイクのスイッチをオンにして、質問が終わりましたらオフにしていただくようお願いをいたします。また、質問については、ページ数を述べられ項目を一問一答の形で質問いただければ幸いと思います。

それでは、質疑を行います。

尼寺省悟委員

２点質問します。

１点は198ページ、消火栓増設等負担金ですね。これについては、増設等で上下水道局に対

してと、どうのこうの言われたわけですが、実は、京町でかつて火災があったときに消防車が通れない狭いところで防災道路が必要なんだっちゅう話を聞くのと同時にね、いや、あそこは消火栓が完備しとるから問題ないんだ、という話も聞いたんですがね。

そういう点で、消火栓ということについては、少なくとも市内どこでもそうばってん、京町に限らずに狭い道路っていっぱいあるけれども、そういったところにも基本的に全て整備されていて、問題ないというふうに理解してよろしいですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

全ての場所に問題なく設置がされているかということでございますが、そういうわけではございません。

例えば、宅地が広がっていったりっていうこともございますので、それに合わせて新規で増設をしたり更新をしたりということをしているところでございます。

尼寺省悟委員

少なくとも、例えば何メーターおきに整備するとかね、あるいはさっきされてないところがあると言われたけれども、そういったところについてはちゃんとどこが消火栓整備されてなくて、そしてこれについては今後こういうふうに増設していくんだというふうな計画っちゅうんか、そういったものは持っておられるんですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

尼寺委員の御質問にお答えします。

消火栓については、都市計画の用途地域において、その用途においてどういった基準で定めるかっていう基準を持っておりますが､基本的に空白地域がないような形で120メートルの円を描いて､そういった形で整備をし､空白地域が出ないような形で整備をしておりますが、今、課長が申したように開発地域などは、基本的には開発後に設置するというところで、十分にそのときに設置しているということではございませんが、その年の水道局への負担金の中で新設、あるいは古くなった分の修繕というところで予算措置のほうをしていただいているという形になります。

それで、京町の火災については、鳥栖消防署さんともそういった、京町はちょっと住宅が密接している、あるいは店舗が密集しているというところで、そういった新聞報道もございましたので、鳥栖消防署さんに問い合わせをして、火災のとき、実際にそういった支障があったかということで消防署の総務課だったと思いますが、お尋ねをしました。

そしたら、火災活動において、基本的には消防署でも消防団でも一緒なんですけれども、ホース１本20メートル程度になりますが、それを６本ぐらい連結して消火活動に当たるということで、京町については詳しい基数は覚えておりませんが、基本的には不足しているよう

な状態ではなかったというところで、消火活動においては、基本的に火災の起きている建物の前に消防車持っていって消火するっていうことのほうが少ないと考えていますので、基本的には支障がなかったというふうに聞いております。

以上です。

尼寺省悟委員

新たに開発したところについては整備されてないところもあるけど、と言われたね。そして、120メートルの円の中でというふうに言われたけど、そういったところから見て、その整備率というか、そういったものはどのくらいかっていうのはわかりますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

整備率という数字については、今把握しておりません。

尼寺省悟委員

わかりました。

いいです、その件は。（発言する者あり）

古賀和仁委員長

関連。

関連で。

小石弘和委員

今の消火栓は、鳥栖・三養基消防組合が、恐らく市内に何カ所というふうなことで把握していると思うんですよ、ね。

消火栓は、市内に幾つあるというふうなことであると思いまして、結局その消火栓を引くためにはですね、やはり地下の60ミリのパイプとか30ミリのパイプがなからんと増設はなかなか難しいんじゃないかなと。じゃあ、鳥栖市内で消防署が把握している消火栓の個数は、今何個ですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

小石委員の御質問にお答えします。

消防水利の整備状況につきましては、市総務課のほうでも、もちろん水道局のほうでも把握をしております。それで、消火栓については、３月31日現在で申しわけございませんが、平成29年３月31日現在で消火栓は1,008基となっております。

以上です。

小石弘和委員

そう答えられれば、今の質問のきちっとした質問の答弁になると思います。

以上です。

古賀和仁委員長

合わせて、ちょっとよかですか。

防火水槽はどのくらいあるんですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

委員長の御質問にお答えします。

防火水槽については、40立方メートル以上が93基、それから、２段階ございまして、もう１つ防火水槽20トンから40トン未満が27基となっておりまして、合わせて120基となっております。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと今言われたのから、もう一回戻るけれども、さっき言った整備率というのはさ、出せるのかな。

例えばさ、ここは狭くて救急車とか消防車が入れんけんと言う人おるったいね。でも、消火栓があるから大丈夫なんだというふうなことで安心されると思うけどさ。

そういった中で、実際の基準っちゅうか、例えば120メートルと言われたけど、そういった基準の中でどんくらいあるのかという――さっき千幾らかと言われたけどね。その辺で率がどんくらいあるかっちゅうのはやっぱりわからんの。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

整備率を出すということになれば、例えば分母が、全世帯があるその範囲というか面積で、分子が消火栓120メートルの円を描いた、それでカバーできる面積というようなことになるのなら、出すことは可能かもしれませんが、なかなか難しいというか、離れた家とかもございますので、なかなかカバー率というのは難しいと思います。

尼寺省悟委員

組合のほうに聞いてもいいけれども、基本的に私はね、何か整備の基準っちゅうんか、消火栓の整備の基準ってあるんじゃなかろうかと思うんよね。

その整備の基準っちゅうの、今言われた分母ね。その基準があって、分子がどうなのかっていった形の数字がね、あるんじゃないかなと思ったので。

もういいです、この件は。

２つ目ですけど、こちらのほうね。（「何ページ、ページ数を」と呼ぶ者あり）

決算認定資料の６ページで、さっき基金高の説明があったですよね、基金についての。財政調整基金が22.4億円から26.6億円と、公共施設整備基金が26億円から約30億円と、そして全体として67億円から78億円になっているということなんよね。

それで、公共施設整備基金とか減債基金とかそういったものが、特に公共施設整備基金がふえてるっちゅうことは理解できるけど、問題は財政調整基金たいね、財政調整基金。簡単に言ったら自由に使えるお金という話なんよ。

だからそういった意味で、私は金の使い方、財政運営のあり方について聞くけどね。これ例えばの例よ、小学校、中学校での特別教室のエアコンの整備の問題ね、３億円かかると。ところが、教育委員会に聞くと、いや、お金はいっぱいやらないかんことがあるので、とても手が回せませんという話を聞くったいね、３億円たい。

これ、例えば子供の医療費の助成とかいうことで年次、毎年それだけお金が要る話じゃないったい。単に、一回やれば済む話やろ。何で、こんなお金が出せんのかという気がするったいね。

そして、市長さんに一般質問で聞いてみたら、私は両方とも同じように考えていますと、福祉や教育も、大型事業も。そういった意味で、これだけ金があるんだから、何でそういったところについてね、お金を回さんのか、という質問やけれども。

姉川勝之財政課長

尼寺委員の御質問にお答えいたします。

まず、教育施設のそういう改修等に関しましては、基本的にはこの公共施設整備基金の中で計画を立てていく部分のものであるというふうに考えております。なおかつ、今現在各学校等につきましては、施設躯体等の大規模改修等も鋭意取り組んでいるところでございますが、それも今後老朽化が進んでいって、必ず躯体の大規模改修等はしていかなければならないというふうな中で、要はどこを優先してやっていくのかというのを教育担当課のほうで検討をされて、実施をされていっているというふうに考えております。

それで、財政調整基金のこの残高の規模といたしましては、平成28年度末で26億円というふうな形になっております。これは、標準財政規模の割合でいきますと約18.4％ぐらいというふうに今なっているところでございますが、県内各市の決算状況を見ますと、今10市中のうち、６市がもう20％を超えておりまして、６市の中のうち、２市についてはもう30％を超えているような基金を持っているような市もございます。

それなら、これがどの程度が一番適正なのかというふうな部分もあるわけなんですが、今、うちのほうといたしましては、標準財政規模の約20％でいくと約30億円前後のところぐらいまでは今後の大規模事業等がある中で、また扶助費が増加していくという財政状況の中では、ある一定程度備えておかなければ、今後うちのほうの財源構成がどうしても法人税の割合等もある中で、法人の経営状況の動きというのが非常に不確定でございますので、その安定的な財政運営を行うためには、ある一定程度の財政調整基金の確保というのは必要だと考えて

おります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

公共施設整備費の中に入るということであればなおさらね、これだけお金をためているんだから、だったら、そこで何で使わんのかっちゅう話になるけどね。

あなたがせっかく言われたからと言うけどね、この決算認定資料の１ページ目ね。１ページのところで、財政調整基金との標準財政規模比ね。下のほうに積立金現在高の標準財政規模の比が書いてあるわけね。

それで、財政調整基金については、鳥栖市は18％で積立金は54％、というふうなことで。そして、下を見ると唐津市とか伊万里市とは8.4％とか9.3％とか、小城市なんか14％ってあるね。下を見ればきりがない、そうばってんね。

それで、積立金については佐賀市とかわらないしね。だからそういった意味で、私は決して鳥栖市は少なくない金額をためていると思うったいね。そういった意味で、やはり――ためるなとか絶対言わないけどね、さっき言った一つの例として挙げた、特別教室ね。

私たちが市民アンケートをもらったけどね、38度Ｃになるという話よ。あったって、38度Ｃよ、夏休みね。

そういったことを考えてみると、これ教育委員会で言わないかん話になるけど、お金の使い方っちゅうたらあんたたちのほうであってね、教育委員会で幾らこれほしいと言ったって財政課がだめと言ったら、だめになるしね。

そういう意味で私としてはね、基金をため込む必要はあるけれども、もう少し市民の要求に対して応えていただきたいと思います。

終わりです。いいです。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

下田寛委員

主要施策の成果説明書６ページの、職員研修のところでちょっとお伺いしたいんですけれども、去年から新規採用のやり方が変わったじゃないですか。

それに伴って、やっぱり今いる先輩方も今までの研修とは違うようなやり方というのも検討していかなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、そういう点について、何か変化があったのかどうかっていうのをお伺いしたいんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

御質問としては、試験の内容が変わったので研修内容も変える必要があるということでご

ざいますか。

試験の内容は変わりまして、確かに一つは、募集をいたしましても応募してくる学生の方が、要は減ってきたので試験の方法を変えて募集をしたと。

ただ、ある一定の能力というか知識、学力等は、試験の中で検査は済んでおるということで、また入所後の私どもが求める職員というか、こういうふうに育ってほしいという内容については基本変わっておりませんので、研修内容については現状では変えておりません。

ただ、今後状況を見まして、必要があればメニューを入れかえたりして、例えば、不足していることがあればメニューの変更なんかを臨機応変にやって、対応していきたいと考えております。

以上です。

下田寛委員

昨年の委員会の中で、新しい新規採用の人に求めるものなんですかっていう質問したら、積極性だということをとても強く言われてらっしゃったんですよね。ということは、受けとめる側の先輩方もそれに負けないだけの度量っていうのをさらに育んでいかないと先輩方がそういったところでちゅうちょしているような環境がもしあるのであれば、多分新人が伸びていかないんじゃないかなと思うんですよ。

それを考えると、今の、もちろんこの既存のハウツーの研修というのはとても大切なことだと思うんですけれども、そこにプラスアルファで、人間性を育むというか、そういったところにももう一歩踏み込んだ研修というものが今後必要になってくるんじゃないかなと思っております。

その点についてどう思われますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

若い職員の人間性の向上というか、そういったものについては、集めての研修というのも当然重要だと思います。

そこで、座学でいろんな知識とか教養を身につけるという意味では大事なことでございますけれども、職員のそういった、例えば人間性という部分において言えば、通常の業務の中で、おっしゃったように先輩職員が例えば模範となって、例えば仕事に寄り添ったりしながらですね、現場で育てていく。そういう実地での研修というか、ＯＪＴとか申しますけれども、そういったものが重要になってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

下田寛委員

多分、今から何がどうなっていくかは、ちょっとわからない部分あるんですけれども、も

ちろんやってあるのはわかっているんですけれども、ちょっと今までの公務員とはこうだっていうところの、既存の価値観とまた違うところから持ってきて、こういう新しい考え方もあるんだなっていうところをよりふんだんに取り入れていくことが実は行政にとってものすごく大切なことの一つなんじゃないかなと思ってます。これ、僕の意見ですけど。

だから、また御検討いただければと思っております。

それで、次ですが、115ページの選挙啓発費についてなんですけど、すいません、ポスターコンクールはいつやったんですかね。

立石光顯選挙管理委員会事務局次長

下田副委員長の質問にお答えします。

ポスターコンクールについては、例年、毎年夏休みの課題としてポスターの募集をしていただいております。昨年についても、夏休みの課題としてポスターコンクールをし、９月の初旬に集めたところです。

以上です。

下田寛委員

例年、この時期ですよね。だから、去年で言うとちょうど参議院選挙とかぶっている時期にやってあったということでいいですよね。

それで、これですよ、例えばことしも市議選があって、これ毎年やってることで、どういった効果があるなっていうふうに認識していらっしゃるのかをお伺いしたいんですが。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ポスターコンクールの効果ということでございますけれども、当然、そのポスターを描く子供たちは、選挙はこうあってほしいっていうようなことを、願いを込めて描くと思いますし、例えば描いたものを学校で友達なんかが見て意思というか、そういったものを受け取ったりして伝わっていく、そういう効果があるのではないかと考えております。

以上です。

下田寛委員

これについては、わかりました。

何かもっと民間の人とも連携しながら、より効果的な選挙啓発というのが、ポスターだけに限らずできたらいいなといつも思っていますんで、また意見ができれば意見をさせていただきたいと思っております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。

久保山博幸委員

主要施策の成果の説明書の、７ページのホームページの件なんですけれども（発言する者あり）

ああ、ごめんなさい。企画政策部。

続いて、総務費の95、96ページの秘書費、この旅費、市長の出張費っていうのはここに入ってくるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そのとおりでございます。

久保山博幸委員

市長が上京された回数とかいうのは、わかりますか。

森岡敬晶総務課秘書係長

お答えいたします。

回数のほうはすいません、今、ちょっと手元の資料のほうにございませんが、一番この時期、ちょうど当初予算ですね。年度の当初予算に向けて10月、11月の出張の回数が特に多うございまして、週１回の程度で出張に行っている状況でございます。

以上です。

古賀和仁委員長

回数わかりますか。

質問は何回行かれたのかということですので。出ますか。

森岡敬晶総務課秘書係長

済みません。

ちょっと手元の資料ではわかりませんので、申しわけございません。

古賀和仁委員長

資料はすぐ出ますか。

出ますか、すぐに。（「はい」と呼ぶ者あり）

久保山博幸委員

今回の一般質問、国松議員のほうからも市長の出張の状況について質問があったときに、明確に、頑張っているっていうぐらいの返事で、回数とかの答弁なかったので。

大体どれぐらい出張されているのかなっていうところを知りたいので、その回数について教えていただけますか。

古賀和仁委員長

それは、年間の回数だけでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

森岡敬晶総務課秘書係長

委員会内におきまして、確認いたしましてお答えをしたいと思います。

古賀和仁委員長

じゃあ、お願いしときます。

ほかに。

松隈清之委員

予算書でいったら……、こっちの、成果の説明書のほうの10ページ。

固定資産台帳整備事業、平成28年度決算から総務省が示している統一的な基準に合わせ整備するというふうになっておりますが、これってもうでき上がっているんですよね。

姉川勝之財政課長

松隈委員の御質問にお答えいたします。

この資産台帳としては完成をいたしております。ただ、これをもとに通常であれば、12月議会時等に御報告というか御提出しております財務諸表、こういったものにこれを活用するというふうな形になっておりますので、その分については今鋭意作成中という状況でございます。

松隈清之委員

これ、以前の固定資産台帳ってちゃんとあったんですか。

姉川勝之財政課長

これをつくる前の、財務諸表をつくる際の資産の考え方といたしましては、総務省からのモデルの基準というのをうちは採用しておりまして、昭和44年ぐらいからの決算統計の普通建設事業費等を単純に積み上げる方式っていうのをやっておりましたので、財務諸表に活用するための資産台帳としては持っていないような状況でございました。

松隈清之委員

中身の基準はね、いろいろ今回は新たな統一的な基準っちゅうことなんだけど、これ、もう随分、多分10年以上前なのかなあ、固定資産台帳、まともなやつ、当時まだなかったんですね、あんまり。

何がいつみたいなのっていうのも結構、余り整備されてないような状態だったんで、これをつくる前にはあって、これをつくるときにまた基準が統一になったので、きれいにでき上がったのかなあと思ってちょっと確認だったんですけど。

姉川勝之財政課長

松隈委員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたが、その財務諸表をつくる際のこれまでの分としての台帳というも

のでの確認というのはいたしておりませんでした。なかったというふうな形でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

あと、先ほど尼寺委員からもあったけど、基金の考え方っていうか、その30％とかね、基準財政需要額の30％とか20％とかってあるんですけど、要は基本的に、そんなに大きな金額を単年度で動かすことってあんまりないじゃないですか。現実的にはあんまりないですよね。

どちらかっていうと、最低でも一借りしなくていいぐらいは持っとかないかんだろうけれども、実際、そういう支出が出てくる30％とか、うちは今20％って言ってるけど、30％とか20％とかっていう、要は目安もあんまり根拠はないんで、どういうことを想定するのか。

例えば、大型事業とか今後の、さっき言われたように公共施設とかっていうことを考えるんであれば、むしろ公共施設整備基金のほうに具体的にもう見えている部分もあるわけですよね。だから、もっと積むべきじゃないのかなっていう、その想定されるもののリアリティーとしては公共施設整備基金のほうがあるのかなと思うんですよ。

だから当面、もちろん入れないかん分は入れないかんと思うんですけどね。ただ、20％っていうものにも余り根拠がないと思うんで、それであれば公共施設整備基金とかのほうがもっと明確なような気はするんですけど、そこら辺の基金の考え方はどうなってますか。

姉川勝之財政課長

松隈委員の御質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金につきましては、確かにおっしゃるように明確な基準っていう、国が定めたような基準というのはないような状況でございます。

ただ、現在うちの当初予算の編成の際に、当初予算の際はどうしてもあらゆる歳入等についてまだ見込みが立てづらい部分もございまして、その財源不足額っていう形を財政調整基金で当初繰り入れを行っているというのが１つございます。

それと、もう１つが、委員のほうが今おっしゃったような、資金繰りとしての一借りのかわりとして使っている部分という部分もございまして、そういったものを加味した上で、あとは尼寺委員のときにもお答えしたんですが、急な市税等の増加っていうのが、結構うちのほうは企業の経営状況によって大きく変わるという部分を勘案したところで今のところ約20％ぐらいは必要ではないかと考えているところでございます。

それで、そのあとの公共施設整備基金に積む必要があるんじゃないかというふうなお話につきましては、この部分とあわせて公共施設整備基金についても鋭意積み立てを行っているところではございます。

ただ、まださまざまな大きな事業の分の事業費等が出てない部分で、ちょっと不明な部分

はあるわけなんですが、現時点30億円というところで、ある一定程度の金額は積み立てができてきているんじゃないかというふうな考えは持っているところでございます。

ただ、今後、本当に具体的に大規模事業が動き出すと、事業費が出てくるという中においては、今後当然この基金の活用もなんですが公債費。当然、事業を行う際に起債、市債を借りるような形になりますんで、今後、その減債基金等への備えっていうのもあわせて検討していかなければならないんじゃないかというふうな形で考えているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

多分そういう、いろんな多方面のものを考えて、ミックスしながら多分考えないといけないんだろうなと思うんですよね。

基本的には、公共施設なんていうのはもう全部起債でもいいと思うんですよ、だってその受益はそこから発生するわけだから。そこから長期にわたって回収するっていう考え方からすると、要は事前に集めてため込んどくっていうのは、その負担した人はもしかしたら受益を受けられない可能性もあるわけですよね。

だから、そういう意味からしたら、基本的には公共施設は借金してやっていいと思うんだけれども、さっき言われたように、そうすると大型事業が続く中でね、借金の額っていうのが短期的にであるにせよ、膨らんでしまう可能性って出てくるわけじゃないですか。

だから、そこら辺を勘案しながら基金の積み方っていうのも考えていかないかんだろうしね、確かにいろんなこと想定されるんで、企業のね、景気によって市税の見込みが大きく狂う。ただ、結構当初辛目に見ているじゃないですか。法人関係っていうのは、その年その年。

だから、極端な減収っていうの、今の基金をね、大きく一気に食い潰すっていうようなレベルではないのかもしれんけれども、だから、いずれにしても今がいいとか悪いとかじゃないですよ。

ただ、今言われたようなバランス考えながら、その20％ありきではなくて――何がベストミックスのわかんないですけど。基金はある程度ね――余ってるから使え、とは決して僕は言わないんだけど――今後出てくることを想定しながらその基金の考え方っていうのは、ぜひ考えていただきたいなと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。（「さっきの答弁は」と呼ぶ者あり）

まださっきの……、ちょっと、暫時休憩します。

午前11時６分休憩

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午前11時７分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

小石弘和委員

関連ですけど、この一般旅費278万9,530円、これは特別職の出張旅費というふうなことでございますので（「96ページの」と呼ぶ者あり）、96ページ。

じゃあ、年間市長が何回、幾らかかった。副市長が何回行って、幾らかかった。どこにどういったという、それから、その他特別職の出張、何回、誰が行って、幾らと。この金額どおり出していただきたいと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

ただいまの資料提出について。（「ちょっと、その前に」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

どうせ時間がかかることであればと思うんですけど、一般質問、さっき言われたように国松議員から質問あってたんですよね。

答弁は、回数とかどこに行ったかっていうのは、ちょっと覚えておりませんみたいな答弁だったかのように思うんだけれども、あれ通告ってされているんだったら、今ここで調べてわかる話だったらあの場でも答弁できたんだろうなと思うんですよね。

あれって、通告されてたんですかね、そういう質問があるっていうのは。誰か、ここの場ではわかんないのかな。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

通告はいただいておりました。

松隈清之委員

それは、いつ、どこにお願いとか陳情に行ったかっていうことを聞かれるっていう通告があったということですか。何回行ったかとかっていう。

あれ、課がどこだったかな、どこの御質問だったかなというのは覚えていないんだけど。建設部だったのかどうかわからんけど。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

通告の内容としては、市長の要望活動についてということで言われておりました。

松隈清之委員

当然、聞き取りはされていると思うんで、こういうこと聞くよっていうのがあったのか、あの場で、その延長で回数とか。我々は、普通そんなの調べないとわかんないっていうのわかっているんで、その場でね、答えられるような内容ではないというのはわかるんですよ。

だから、通告をしてて、もしそれが出ないということであればね、例えば、どこに行ったとかいつ行ったとか、何回行ったとかっていうのが、そういう記録がそもそもないのか。東京に行きました、じゃ例えばそんときに、国交省に行きましたとか、あるいは国会議員のところに行きましたとかっていう記録がそもそもないんであれば聞いてもわからんのかなと思うし、あるんであれば一般質問のときに、何で答弁できなかったのかなという疑問が残るので、何でなのかなと。

そこら辺が、通告がちゃんとやりとりできていて、なおかつそういう市長の答弁だったのかどうかが、ちょっとわかんないんだけど。

そこも含めてちょっと時間はあるので、別に今すぐお答えいただかなくていいんで。そういうことをちょっとお尋ねしたいなと思います。

古賀和仁委員長

このほかに、ありますか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、市長の出張回数等については、改めて質疑を行いたいと思いますので、資料の提出をお願いいたします。

それでは、総務部関係の質疑を(「中断。終わったらもうできんけん」と呼ぶ者あり)

総務部の質疑については引き続き行うということで、この部分を外して質疑を終わりますということで、終わります。(発言する者あり)

資料を提出して、それについての質疑を改めて行いたいと思いますので、(「一旦、保留でしょう」と呼ぶ者あり)(「一旦、保留して、次、企画政策」と呼ぶ者あり)

この分については……、ちょっと暫時休憩します。

午前11時11分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前11時12分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

このほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ありませんが、市長の出張等についての部分については質疑の中で保留をしておりますので、次の企画の質疑が終わり次第、この部分について質疑を行いたいと思います。

それでは、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、総務部関係の質疑を終了いたします。

企画政策部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時13分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時27分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

企画政策部

議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古澤哲也情報政策課長

それでは、議案乙第26号平成28年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、企画政策部関係について御説明をいたします。

説明は、平成28年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明をいたします。

決算書の51ページ、52ページをお願いいたします。

歳入でございます、中段あたりです。

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料中、２行目の情報センター使用料につきましては、市庁舎南側情報センターの、民間事業者への情報システム共同アウトソーシングセンターの貸し付けに伴う土地、建物の使用料でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

次、55ページをお願いいたします。

中段のほうです。

目４．土木手数料、節１．都市計画手数料１万8,000円につきましては、用途証明などの諸証明手数料でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、57ページ、58ページをお願いいたします。

款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目１．総務費国庫補助金、節１．総務管理費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、個人番号の情報連携に向けたシステム運用テスト等に対する補助金。

その下の、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、通知カード、個人番号カードの交付事務に対する補助金でございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、地方創生推進交付金46万5,000円は、地方創生のさらなる進化のための新型交付金として創設されたもので、当初、鳥栖駅周辺整備事業基本計画策定事業の内示を受けたところでございますけれども、基本計画は繰り越しとなったため関連経費を充当したものでござ

います。

その下、地方創生加速化交付金1,217万9,000円は、国の平成27年度補正予算により平成28年３月補正にて予算計上し、繰越明許により平成28年度に執行した商工振興課におけるふるさと・しごと創生促進事業に充当したものでございます。

古澤哲也情報政策課長

同じく、その下になります。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金につきましては、個人番号を利用する端末への指紋認証の導入など情報セキュリティー強化対策に対する補助金でございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、63ページ、64ページになります。

款16．県支出金、項２．県補助金、目１．総務費県補助金、節１．総務管理費県補助金、土地利用規制等対策費交付金の26万9,000円は、国土利用計画法に基づく土地取り引き届け出事務及び遊休土地利用促進事務に対して交付されたものでございます。

１つ飛ばしまして、その下ですね。

さが未来スイッチ交付金327万4,000円につきましては、９月補正で計上いたしました農林課実施事業分と３月補正により計上した商工振興課事業分に充当したものでございます。

67ページ、68ページ、下から２行目をお願いいたします。

権限移譲交付金259万5,560円でございますけれども、これはパスポート申請など県から移譲を受けました18事業の事務処理に対する委託金でございます。

古澤哲也情報政策課長

同じく、その下になります。

県広報紙配布委託金につきましては、県広報紙であります県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

69ページ、70ページです。

国土利用計画法関連調査委託金15万4,000円につきましては、年４回実施しております無届け取り引き調査事務に対する委託金でございます。

古澤哲也情報政策課長

同じページ、中段より少し上になりますけれども、節５．統計調査費委託金につきましては、経済センサス活動調査を初め、平成28年度に実施されました国の基幹統計調査、並びに

統計調査員確保対策事業に対する県の委託金でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

次、71、72ページをお願いいたします。

款17．財産収入、節１．利子及び配当金につきましては、上から５行目です。鳥栖市開発基金の利子12万4,000円を上げております。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、77ページ、78ページをお願いいたします。

款21．諸収入、項６．雑入、目４．雑入、節４．雑入のうち、備考欄の下から４項目め、３項目め、２項目めのホームページ広告収入、市報広告収入及び情報案内板広告収入につきましては、市ホームページのバナー広告料、それに市報の広告掲載料及び市庁舎、市民ホール等に設置しております情報案内板の広告料でございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じく、平成27年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金の41万274円は――失礼しました、ページ数は80ページになります。

上から７つ目でございます。

平成27年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金の41万274円は、一部事務組合の運営に係る負担金の返還金でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、先ほどの項目の６つ下になりますけれども、光熱水費雑費654万6,091円のうち、464万3,786円につきましては、アウトソーシングセンターの光熱水費として収入したものでございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

次、83ページ、84ページでございます。

同じく、節４．雑入でございますが、上から11行目でございます。

都市計画図及び白図の販売代金10万2,500円を上げております。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、85ページ、86ページ、中段となりますが、款22．市債、項１．市債、目１．

総務債、節１．総務管理債の九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業１億円は、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金として市債を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

同じく、その下になります。

情報セキュリティ強化対策事業につきましては、個人番号を利用する端末への指紋認証導入など情報セキュリティ強化対策事業に対する市債でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

97ページ、98ページをお願いいたします。

中段あたりになります款２．総務費、項１．総務管理費、目３．広報費の主なものについて申し上げます。

節７．賃金につきましては、記者室の嘱託職員の賃金でございます。

節11．需用費につきましては、市報とすの印刷製本費が主なものとなっております。

節13．委託料につきましては、ケーブルテレビはっぴとすビジョンでのテレビ広報とすの放送経費でございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、市ホームページサーバーの賃借料が主なものとなっております。

続きまして、目４．情報管理費の主なものにつきまして申し上げます。

節11．需用費につきましては、情報関連機器の消耗品費、情報センターの光熱水費が主なものとなっております。

次に、99ページ、100ページ、次のページをお願いいたします。

節12．役務費につきましては、庁外施設のネットワーク及びインターネット接続に要した通信費でございます。

節13．委託料につきましては、個人番号の情報連携に向けたシステム運用テスト委託料、個人番号を利用する端末への指紋認証の導入など、ネットワーク強靭化の委託料及びコンビニ交付システムの導入委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、財務会計システム、文書管理システムなど内部情報システム及び基幹係の業務システム、さらにはパソコン、プリンターなどの機器の借上料などが主なものでございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、県施設や県内市町等を結ぶ佐賀県公共ネ

ットワークの管理運用に要する負担金及び通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金が主なものでございます。

なお、翌年度繰越明許費542万4,000円につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金を繰り越しさせていただいたところでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、資料105ページ、106ページをお開きください。

目９．企画費につきまして、その主なものにつきまして御説明申し上げます。

節８．報償費10万9,800円は、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員８名分の謝金及び会長、副会長の手当分でございます。

節９．旅費45万3,000円は、部長関連旅費及び職員の調査・研究等のための特命旅費及びまち・ひと・しごと創生有識者会議委員の費用弁償分でございます。

節11．需用費の43万6,843円は、消耗品、コピー及びコピー用紙代等やその他事務用品購入費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金１億381万2,240円でございます。これにつきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合運営費負担金、グランドクロス広域連携協議会負担金、九州経済調査協会会費、福岡地域戦略推進協議会賛助会費、佐賀県地域経済研究会会費、地域活性化センター会費、筑後川流域クロスロード協議会負担金、出席負担金をそれぞれ支出いたしております。

また、がん先進医療治療費助成金の160万円につきましては、主要施策の成果説明書11ページにありますように、公的医療保険の適用のないがん先進医療の普及を図るために、１年以上居住している市民に対し治療費の15分の１、上限20万円でございますが、これを助成する制度でございまして、８名分の助成申請があったところでございます。

次に、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金の１億円につきましては、同じく説明資料の12ページをごらんください。

平成25年５月臨時議会におきまして議決いただいたもので、公益法人佐賀国際重粒子線がん治療財団の施設整備に対し補助をいたしたところでございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、決算書のほうの117ページ、118ページをお願いいたします。

中段あたりになります項５．統計調査費のうち、目１．統計調査総務費の主なものについ

て申し上げます。

節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、広報統計係２名分の人件費でございます。

節９．旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成に係る経費などでございます。

次に、目２．基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては、経済センサス活動調査の調査員報酬でございます。

節３．職員手当等から次のページの119ページ、120ページの上段の節12．役務費までにつきましては、経済センサス活動調査を初め、学校基本調査など国の基幹統計調査に要した経費でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、187ページ、188ページをお願いいたします。

中段です。

款８．土木費、項４．都市計画費、節１．報酬７万4,100円につきましては、都市計画審議会委員の報酬でございます。

続きまして、節２．給料から節４．共済費までは、まちづくり推進課６名分の内数を申し上げます。

給料につきましては、5,829万2,157円のうち2,567万2,000円。職員手当につきましては、3,025万6,107円のうち1,417万3,972円。

節４．共済費につきましては、1,834万6,068円のうち827万9,113円がまちづくり推進課分でございます。

続きまして、節９．旅費につきましては、一般旅費５万4,000円のうち8,800円、それと下の費用弁償２万1,520円、これは都市計画委員の研修旅費でございます。合計３万320円がまちづくり推進課分でございます。

続きまして、節11．需用費でございます。

消耗品費６万7,862円のうち２万4,000円、印刷製本費30万420円のうち13万1,213円が、まちづくり推進課分でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

節14．使用料及び賃借料につきましては、19万9,246円のうち、10万7,320円が都市計画審議会研修時のバス借上料でございます。

続きまして、節19．負担金、補助及び交付金につきましては、下から３行目、全国都市計

画協会負担金13万3,000円。その次の行、県都市計画協会負担金６万3,900円がまちづくり推進課分でございます。

続きまして、節23．償還金、利子及び割引料につきましては、都市再生機構立替金償還金として7,337万8,888円を上げております。

続きまして、次のページ、191ページ、192ページでございます。

中段の下です。

目６．まちづくり推進費でございます。

節８．報償費につきまして24万3,100円は、まちづくり検討委員会の謝金でございます。

続きまして、節９．旅費につきましては、11万7,840円につきましては、まちづくり検討委員会の一般旅費、委員長、副委員長の費用弁償となっております。

続きまして、節14．使用料及び賃借料6,920円につきましては、まちづくり検討委員会開催時の会場借上料でございます。

続きまして、節25．積立金３億12万4,000円につきましては、都市開発基金への積立金でございます。

以上で、平成28年度鳥栖市歳入歳出決算、企画政策部の御説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

大きく２点質問します。

100ページにマイナンバー個人番号カード関連の決算額が占めておりますが、結局マイナンバーの取得数、それと、コンビニ交付のシステムのことを書いてあるけど、この利用者数、まずそれを聞きたい。

古澤哲也情報政策課長

まず、マイナンバーカードの申請状況でございますけれども、平成29年８月31日現在で、カードの交付申請数が6,678件、５月末の人口に対しまして申請率が9.14％というふうになっております。

次に、コンビニ交付システムの利用状況でございますけれども、コンビニ交付サービスを開始いたしました２月から直近の８月末までの利用状況ですけれども、住民票の交付が165部、それに印鑑登録証明書の交付が124部、戸籍証明書の交付が19部、それに戸籍の附票の交付が１部ということで、合計の309部というふうな状況となっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、マイナンバーについては9.14%、コンビニ利用者数は合計で309部と言われたんですが、これについてあなた方の想定した数に比べてみたらどういうふうにこれについて総括、考えておられますか。

古澤哲也情報政策課長

今現在での交付率が9.14%というふうなことで、ちなみに３月31日現在の申請率が8.6%というなふうなことと比較しても、申請率は若干ですけれども伸びてきていると。

ただ、全国での交付の申請率のデータはございませんけれども、全国平均で交付の状況で申し上げますと、平成29年５月時点ではございますけれども全国が９%、それに佐賀県内が7.1%というふうなことになっておりまして、平均的な数字じゃないかというふうに思っております。

尼寺省悟委員

高いお金を出して、大きな騒動した割にはまだ１割にも満たないという状況だと思うんですが、それでもう一つの質問はね、マイナンバー関連とコンビニ利用者数の全体の金額と、このうちの鳥栖市の負担分はそれぞれ幾らか。

古澤哲也情報政策課長

まず、マイナンバー関連でございますけれども、システムのテスト関係、改修関係、それにセキュリティー対策事業と合わせまして、あとマイナンバーカードの交付事務、それにコンビニ交付の分を全て合わせますと、平成28年度、約8,700万円の事業費でございます。

そのうち、補助金といたしましては3,000万円の補助を交付いただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。(「コンビニは」と呼ぶ者あり)

すいません、先ほどのを内数で申し上げますと、コンビニ交付につきましては約2,000万円ほど支出をいたしておりまして、全額が単独費と。ただ、そのうちの２分の１については交付税措置があるというふうなことで伺っております。

尼寺省悟委員

わかりました。

次に106ページですね。

ハイマット関連で質問します。１億円ということで、患者さんの数ですね、全体と佐賀県と鳥栖市。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ハイマットの治療実績でございますけれども、全体的でいきますと、これまで累計で2,200

名の方、これは平成29年８月31日現在でございますが2,200名。そのうち佐賀県は375人、約17％となります。さらには、そのうち鳥栖市ということになりますと、これすいません、データが直近でまいりますけど、ことし９月29日、本日現在で治療費助成を受けた方が延べ33名いらっしゃいますので、恐らくほとんどの方が治療助成を受けているということを考えると、本市の治療患者数は33名ということになろうかと思います。

以上です。

尼寺省悟委員

33名で、患者さんが2,200人だから１％、２％ぐらいかな。そんなもんやね。

それでね、これ去年も質問したんですが、結果として施設整備補助金が全体で４億5,000万円と。平成28年、29年で１億5,000万円ということで、市長さんがこの額を少しでも減らせるように資金収集に努めて、昨年削減できたのは700万円にすぎなかったということなんですけれども、結果的にどうなったわけですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今ありましたように、平成25年５月の臨時議会で施設整備補助金の議決いただいた以降、市長のトップセールスということで資金収集に努めてまいりました。

それで、4,700万円というふうなことで、資金収集の実績につきましては御報告をさせていただいところですけれども、そのあと、平成29年度におきましても引き続き市長のトップセールスを行っておりますけれども、実績としては増額、追加になったものはございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

結局ね、全然。努力はしたということやけど、全然実績としては上がっとらんということですな。いいです。

次、サガハイマットの資金調達状況について聞きますけれども、平成27年度、これ８月末の現在で65億円のところが27.5億円しか入金されなかったということを聞いている。

それで、この差は九電からの入金分というふうになっているけど、平成28年度決算では最終的にこれ、どういう状況になっているんですか。資金調達状況ということで調達額と入金済みの額、それを聞きます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ハイマットの資金調達状況でございますが、平成29年８月末現在でいきますと、調達額につきましては65億7,000万円。これに対しまして、入金済み額が28億2,000万円でございます。

尼寺省悟委員

65.7億円のうちで入金済み額が28億2,000万円やね、私は平成27年の８月のあれを持ってる

けど、結果的に幾らね。7,000万円ふえたんか。

7,000万円しかふえてないと。九電はいったい何をしよるかと言いたいんですけどね。

何してるかと、たった7,000万円しかね、入金してないというふうなことで、私はちょっとどうかと思います。（「尼寺委員、ちょっと質問を」と呼ぶ者あり）それ、私の意見。そういうことです。

終わります。

古賀和仁委員長

ほかに。（発言する者あり）

質疑もあると思いますけど、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時11分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に引き続き、質疑を続行します。

小石弘和委員

小さく２点ほど質問します。

平成28年度の企画政策部で、予算現額に対し支出済み額、そして不用額が何ぼ出たのか。それから、繰越明許が幾ら。

それから、84ページの雑収入の部で、都市計画図が何枚で幾らか。白図が何枚で、幾らかと。

この２点をお伺いいたします。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

まちづくり推進課から申し上げます。

都市計画図が単価1,000円です、それで、白図が単価が500円となっておりまして、都市計画図のほうが64枚、白図のほうが77枚売れております。これの合計が10万2,500円ということでございます。

総合政策の交付金、我々の鳥栖駅周辺まちづくり基本計画の策定に充てていただいており

ました。昨年度、平成28年度で策定するということでございましたが、御存じのとおりことしまで繰り越しておりました。

それで、昨年度、平成28年度の分の委託料といたしましては3,154万5,000円予定しておりましたが、翌年度に繰り越しをさせていただいた金額が3,117万5,000円になっています。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

企画費のうち、不用額の主なものでございますが、資料の105ページ、106ページになりますが（「いやいやいや、私が言っているのは不用額が何ぼあるかって」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

結局、平成28年度のね、企画政策部の予算現額に対してその支出済み額が幾らであって、不用額が全部で幾らあるのかというようなことですよ。

古賀和仁委員長

全体出ますか。

各課別に出ますか、どうですか。支出済み額、不用額、明許。

ちょっと、暫時休憩します。

午後１時15分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時32分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

石丸健一企画政策部長

企画政策部、３課合計の現計最終予算額が10億2,484万5,000円でございまして、支出済み額が９億7,940万4,947円でございます。

なお、翌年度、平成29年度に3,659万9,000円を繰り越しておりますので、不用額といたしましては884万1,053円となります。

以上でございます。

小石弘和委員

すいません、部長の、あんまり早口でわかりませんので数字で言ってください、ゆっくり。

石丸健一企画政策部長

予算額が、１、０２４、８４５、０００です。10億2,484万5,000円でございます。

支出済み額が、９７９、４０４、９４７。９億7,940万4,947円でございます。

繰越額が、３６、５９９、０００。3,659万9,000円でございます。

不用額が、８、８４１、０５３。884万1,053円でございます。

小石弘和委員

わかりました。

ありがとうございました。

古賀和仁委員長

ほかに、質問は。

尼寺省悟委員

午前中、ハイマットの件でちょっと私、勘違い、早とちりをして7,000万円ふえたことを九電からの入金済みだと早合点したんですけれども、正確に言うと九電のほうから入金はなされていないということですね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

先ほどの、入金済み額7,000万円ふえたということでございますが、この増加分につきましてはハイマットのホームページのほうにも寄附金の一覧とか掲載されておりますが、聞きますところによりますと、寄附の時期とか金額とか、そういったものにつきましては非公表、なおかつ全てのものを公表していないということから、どなたが寄附をされたのかっていうことは特定できないというようなことになります。

尼寺省悟委員

ということは、九電から入ったかどうかということもわからないということですね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

こちらの聞き取りの結果では、そういうことになります。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

105、106ページ、企画費の負担金、補助及び交付金の中で、グランドクロス広域連携協議会負担金とか九州経済調査協会会費とか、福岡地域戦略推進協議会賛助会費とか佐賀地域経済研究会会費、地域活性化センター会費とか筑後川クロスロードもあるんですけど、これって、もちろんその会が存続しているので会費は当然発生するんでしょうけど、内容的にどう

なんですかね、協議とか。例えば、年度年度ごとにことしはこうでしたっていうのは、何かホームページとかで公表されて、成果とか、ことしはこうでしたとかっていうのは。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現在、負担金等を支出しております団体等、各種ございますけれども、例えばクロスロード協議会等々につきましては総会等が開催されておりまして、そこで取り組み方針等を決定した後、その取り組み成果等につきましては、一定報告等を行っております。

あと、ほかのそれぞれの協会等におかれましても、取り組みの成果等について報告がなされているものもございます。

松隈清之委員

それは、ホームページとかがあって公表されているっていう意味での報告ですか。

それとも、市のほうに報告が来ているとかっていう程度ですか、どっちですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

市のほうもここに出席等もしておりますので、そこで資料等いただいたりとか報告が出てきたりとか、あとそれぞれの団体のほうでのホームページで公表されているものもございます。

松隈清之委員

ホームページで出ている分は調べたらわかるのかもしれないですけど、要はそれぞれいろんな会議があってね、参加をされておると思うんですけど。効果っていうかね、なんらか政策的に出てきているものとか、あるいはこういうのに参加して、だからよかったみたいなのっていうのは実感として何かあるんですか。誰が出てるかわかりませんけど、出席をされているのか。

とりあえず、会があるからお金を払っておかないかんみたいな感じなのか、こういうのに参加しているからよかったっていう、効果というのは何かあるんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

さまざまな会合等に出席することで異業種の方と交流であったりとか、あとセミナー等への御案内も頂戴しておりますので、そういったものに可能な限り出席をしていくというようなところで、職員のスキルアップとかそういったものにつなげていっているところでありますけれども、そういった出席した会合等の出席者の方と意見交換等をする中でさまざまな情報いただいてそれを施策に反映していくと、具体的にそれがどういったものにつながっていったのかっていうところでここで具体的例をお示しすることはできませんけれども、そういったところでこういった場での経験をですね、生かしていくというところで活用しているところでございます。

松隈清之委員

もちろん、無駄ではないんだろうと思うんですよね。無駄ではないんだろうと思うんだけど、ちょっと見えにくいなという、そのかかわりっていうのがね。

例えば、グランドクロス広域連携協議会なんていうのも金額は大したことないですよ、もちろん。金額よりも、じゃここで、どういう議論されて、広域でこういう連携していこうというのが、ことしはこういうことが協議されましたとかっていうのも何らかの形で――調べればわかるのかもしれんけど、ホームページ見たらわかるのかもしれんし、出てないのもあるのかもしれないし。

せっかく、こういう会に会費を払っているんであれば、その額はね、大きい額ではないけど、もちろん別に使おうと思ったら使うことはいっぱいあるわけだから。参加している意義とかメリットが、わかるようにしていただきたいなと思います。

久保山博幸委員

成果の説明書の７ページ、７ページのホームページの件でお尋ねをいたします。

まず、アクセス数ですね。例えば、この３年間のアクセス数の推移とかいうのはわかりますでしょうか。

古澤哲也情報政策課長

ホームページのアクセス数ですけれども、まず、平成28年度98万2,701件でございます。それで、平成27年度92万5,928件。（「一番下に」と呼ぶ者あり）

済みません、主要施策の成果にもありますね。（「ああ」と呼ぶ者あり）

それで、平成26年度82万1,776件ということで、主要施策の成果の下のほうにも記載いたしておるところでございます。

主要施策の成果のほうは、過去５年掲載をしております。

久保山博幸委員

ありがとうございます。

それで、鳥栖市のホームページがちょっと見づらいという意見も耳にするんですが、そういうホームページに対する市民の何か意見っていうのは、執行部のほうで何か把握されてますでしょうか。

古澤哲也情報政策課長

ホームページに対する御意見でございますけれども、今現在のホームページにつきましては平成22年に全面リニューアルをし、運用をいたしております。

年数経過とともにですね、情報量も増大しまして、当初設定した構成ではなかなか目的のページにたどり着けないと、たどり着くのが難しいと。また、スマートフォン、タブレット

など新しい端末、こういったものでの閲覧のときに一部レイアウトが崩れるというようなこともございまして、平成27年度にわかりやすい、見やすいホームページのリニューアルをしたところでございます。

直接的にそういった御意見は、お伺い、聞いたことはございませんけれども、そういったこともございまして、リニューアルをして今運用しているような状況でございます。（「それが見づらいっちゃんね」と呼ぶ者あり）

久保山博幸委員

今回、私、市内の公園だとか子供たちの遊び場っていうところで、サイト内検索をやってみたんですが、特にその遊び場に関しては、前にも申しましたけれども、結構、鳥栖市報の古い、平成一桁台の記事がトップで出てきたりとかで、ちょっと使っているほうからすると物足りなさを感じたんですね。

それで、他の、実際のホームページも同じキーワードでアクセスしますと、やっぱりリアルタイムな情報が入ってきたりして、特に若い世代、例えば鳥栖市に住みたいとか定住交流を促進する意味ではですね、その辺の子育て世代の情報っちゅうのはやっぱり充実させたほうがいいなと。させんばいかんなあとは思うんですが、サイトの管理者のほうで、どういうふうなキーワードで検索されているかっていうのは、把握はそれぞれでされていると思うんですが、その辺、今後ホームページの定住促進、例えば定住促進という観点から、もう少し見やすい、使いやすいホームページにしていただく、していく必要があるのかなというふうに思っておりますが。

古澤哲也情報政策課長

ホームページの検索なんですけれども、現在のホームページには過去の記事とか出来事とか、多くの情報を載せておりまして、検索する場合にはホームページ全体の中から検索をしたものが抽出されるというふうなことになっております。

それで、検索機能、ホームページに登載しております検索機能につきましてはフリーのソフトウェアを使用いたしておりまして、前回、一般質問で御質問いただきましたけれども、その際に実際検索をしてみますと、漢字を使用した場合と平仮名だけで検索した場合と違う結果が出てきたような状況でございまして、その検索エンジンの内容とか、もう少し調べたところで、調べさせていただければというふうに思っております。

いずれにしても、委員からいただいた御意見とか市民の皆さんの御意見、それと他市の状況も参考にしながらわかりやすい、見やすいホームページの運用に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

久保山博幸委員

つけ加えると、例えば公園とかいうキーワードで検索すると、当たり前の広さだとかトイレ完備してますよとか、基本的な情報は出てくるんですけれども、一部写真とかはもうちょっとこう、やっぱり公園とか遊び場とか検索する、使う側からするとやっぱり期待する部分あると思うんですよね、こういう情報がほしいと。もうちょっと楽しそうな情報だとか、ああ、行ってみたいなっていう情報だとか。行ってみたいという気持ちにさせるような情報提供をお願いしたいなと思っております。

意見です。

下田寛委員

すいません、私も同じところでちょっとお尋ねしたいんですけれども、ホームページの閲覧者数が、すいませんね、まず平成24年度より平成25年度がふえたところっていう大きな要因は何ですか。

古澤哲也情報政策課長

すいません、そこの分析まではちょっといたしておりませんけれども、多分Ｊ１のサガン鳥栖の関係だとか、そういったもので傾向的には閲覧数が上がる傾向がございますで、そういった時期と重なったのかなというふうには思っております。

下田寛委員

あと、たしかこれ、私過去に閲覧者数のデータも載せてくれって、ほしいという要望を出したことがあったと思うんですけど、載っけていただいてありがとうございます。

それで、どこのページが見られているかっていうアクセスランキングを出すことっていうのはできますか。教えてほしいんですけどね。

古澤哲也情報政策課長

ちなみに、見られているページでございますけれども、平成28年度、当然のことながらトップページが一番多うございます。

その次にベストアメニティスタジアム、その次に鳥栖市民プール、その次に鳥栖市民文化会館、その次に、大きなカテゴリーにはなりますけれども産業、ビジネスといったようなところがよく見られているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員

じゃあそこで、今さっきのサッカーと言われるところはベアスタに入るんですかね。

古澤哲也情報政策課長

ベストアメニティスタジアムのほうからＪ１のほうにも飛ぶようになってますんで、多分

そういったことで――検索したときに、これも検索条件にもよるとは思いますけれども、ベストアメニティスタジアムがヒットするんだろうなというふうには思っております。

下田寛委員

それがいいか悪いかっていうところじゃなくて、大体鳥栖市の、恐らくサッカーだけちょっと別格なのかなと思うんですよね。

そこに、もし平成24から25年度で、ここの30万の閲覧がサッカーによるものであったとするならば、どんくらいですか、３分の１ぐらいはサッカーを見ると同時に鳥栖市のホームページが見られているということになるわけですよね。

それが別に悪いとかじゃないですけど、そこと連動してさっき御意見があったような、もうちょっと鳥栖市の観光の部分というところとさらにリンクしていくことが非常に必要だと思ってますんで、まだこれからどんどん発展していくんでしょうけれども、その辺、よろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係の質疑は終了いたしました。

引き続き、総務部関係の質疑が一部残っておりますので、これを行いたいと思います。

暫時休憩します。

午後１時50分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後２時５分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に引き続き、総務部関係の総務費旅費についての質疑を行いたいと思います。

それでは、お手元に資料が配付されておりますので御確認ください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

先ほど資料ということで、御準備をさせていただきました。

まず、Ａ４のほうから見ていただきまして、そちらには市長、副市長、随行者の出張の回数と旅費の内訳について記してございます。

Ａ３の資料のほうでございます。これにつきましては、まず一番上の大きな枠では市長の出張の日程、それと項目、行き先、それと市長の旅費、随行者の旅費、それで合計。それで、その下の枠、副市長の日程、項目、行き先、それぞれの旅費、それと随行者の旅費。それで、一番下に職員の出張の日程、項目、行き先を整理してございます。

説明は以上でございます。

古賀和仁委員長

ただいまの説明に対し、質疑があれば受けたいと思います。

小石弘和委員

１点ですけど、これ、先ほども申し上げたんですけれども、やはり首長たる者が出張されるということであれば随行者が３回、結局、８回は随行者がついていないと、ね。

首長たる者は必ずですね、出張する、自宅から市役所に来る、帰る。これは、必ず慣例として随行者がいる、つけて行かなくてはいけないと。万が一事故があったときにはどう対応するのかというふうなことも、これは山下市長のときから続いていることだろうと私は思うんですけど、そういうふうな点を意見として述べておきます。

古賀和仁委員長

答弁は、いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに、何かありますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係の質疑を全て終了いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時８分散会

平成29年10月２日（月）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

教育長	天野　昌明
教育次長	白水　隆弘
教育総務課長	江嵜　充伸
教育総務課総務係長	原　祥雄
学校教育課長	平川　富久
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	木村　嘉身
学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	中島　達也
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊増　秀文
学校教育課学校教育係長	有馬　秀雄
生涯学習課長兼図書館長	佐藤　敦美
生涯学習課参事	山津　和也
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長	八尋　茂子
生涯学習課文化財係長	久山　高史
生涯学習課図書係長	栗山　英規

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　　武田　　隆洋

5　審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第 26 号　平成 28 年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前10時開議

古賀和仁委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

教育委員会事務局

議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

古賀和仁委員長

本日は、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平川富久学校教育課長

おはようございます。

歳入につきまして、まず学校教育課から御説明します。

平成28年度鳥栖市歳入歳出決算書、51、52ページをお開きください。

款13．分担金及び負担金、項２．負担金、目２．教育費負担金、節１．小学校費負担金と節２．中学校費負担金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金でございまして、小学校、中学校ともに児童生徒１人当たり460円の負担金を保護者からいただいております。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、53ページ、54ページをお願いいたします。

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目５．教育使用料、節１．社会教育使用料につきましては、主に勤労青少年ホームの使用料でございます。

以上でございます。

江嵜充伸教育総務課長

それではページ、２ページめくっていただきまして、57ページ、58ページをお願いいたします。

上から５行目でございますけれども、款15．国庫支出金、項１．国庫負担金、目２．教育費国庫負担金、節１．中学校費国庫負担金の公立学校施設整備費負担金につきましては、田代中学校普通教室棟の増築工事に係る国庫負担金でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、59ページ、60ページをお開きください。

下のほうでございます。

項２．国庫補助金、目５．教育費国庫補助金、節２．小学校費国庫補助金と節３．中学校費国庫補助金のうち、主なものは特別支援教育就学奨励費補助金で半額の補助を受けたものでございます。

以上でございます。

江嵜充伸教育総務課長

それでは、同じ節の２行下でございます。

学校施設環境改善交付金でございますけれども、この交付金につきましては、田代中学校普通教室棟の大規模改造工事に係る交付金でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節４．社会教育費国庫補助金の説明をいたします。

一番上の埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、一般開発に伴う市内の埋蔵文化財の確認調査に伴う補助金で国から補助をいただいたものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う国からの補助金でございます。

次のページをお願いいたします。61、62ページです。

子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から補助を受けたものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは続きまして、67、68ページをお開きください。

上のほうでございます。

款16．県支出金、項２．県補助金、目６．教育費県補助金、節１．教育総務費県補助金は、スクールカウンセラー事業補助金となっております。

同じく、節３．中学校費県補助金のうち、主なものは放課後等補充学習支援事業費補助金

で、５分の３の補助を受けたものでございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節４．社会教育費県補助金の説明をいたします。

上から、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う事業費に対し県から補助を受けたものでございます。

次の、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対して県から事業費の３分の１補助を受けたものでございます。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業に対して県から事業費の３分の２の補助を受けたものでございます。

その下、放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金につきましては、夏季休暇期間だけ臨時に開設いたしました放課後児童クラブに対して県から事業費の２分の１の補助を受けたものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う県からの補助金でございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

続きまして、69、70ページをお開きください。

中ほどでございます。

同じく、項３．委託金、目４．教育費県負担金、節１．教育総務費委託金は、児童生徒の活用力向上研究指定事業委託金でございます。

以上でございます。

江嵜充伸教育総務課長

続きまして、ページめくっていただきまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

下のほうでございます。

款18．寄附金、項１．寄附金、目２．教育費寄附金でございます。

節１．教育総務費寄附金のうち、１行目の育英資金貸付基金寄附金につきましては、本町１丁目の任意団体でございます、なんばしよっ会様からの寄附でございます。２行目の交通遺児寄附金につきましては、ブリヂストン労働組合久留米支部鳥栖分会様からの交通遺児に対する寄附でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、73、74ページをお開きください。

中ほどでございます。

款19．繰入金、項２．特別会計繰入金、目１．国民健康保険特別会計繰入金、節１．国民健康保険特別会計繰入金のうち、８万6,190円がフッ素洗口事業国民健康保険調整交付金でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、75、76ページをお願いいたします。

款21．諸収入、項４．受託事業収入、目１．受託事業収入、節５．教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

それでは続きまして、83、84ページをお開きください。

中ほどでございます。

節４．雑入のうち、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校から光熱水費に係る費用を負担金としていただいたものでございます。

以上でございます。

江嵜充伸教育総務課長

続きまして、ページめくっていただきまして、85ページ、86ページをお願いいたします。

款22．市債、項１．市債、目５．教育債、節１．小学校債及び次の節２．中学校債につきましては、それぞれの事業に伴う借入金でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

ページ飛びまして、199、200ページをお願いいたします。

款10．教育費、項１．教育総務費、目１．教育委員会費のうち、主なものを申し上げます。

節１．報酬につきましては、教育委員４名の報酬でございます。

ページめくっていただきまして、201、202ページをお願いいたします。

目２．総務事務局費の主なものを申し上げます。

節２．給料から節４．共済費までにつきましては、教育長、教育次長、教育総務課職員５人、計７人分の人件費でございます。

節７．賃金につきましては、小中学校の学校用務及び学校事務補助の嘱託職員、合計20人分の賃金でございます。

節13．委託料のうち、１行目の警備委託料につきましては、小中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。また、２行目の中学校日直代行委託料につきましては、土日祝日及び年末年始の中学校の管理業務に関するものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは続きまして、203、204ページをお開きください。

学校教育課のほうから、同じ項の、目３．学校教育事務局費の主なものを御説明します。

節１．報酬の主なものは、新入学児を対象としました就学時健康診断の際の医師報酬となっております。

節２．給料から節４．共済費までは、学校教育課長以下、学校教育係、教育相談係、学校給食センター係、合計で９名分の人件費でございます。（140ページで「学校教育課長以下、学校教育係、教育相談係、合わせて６名分の人件費」に訂正）

節７．賃金は、学校図書館事務補助員12名、学校適応指導教室みらい指導員２名、教育相談指導員１名、嘱託指導主事３名等の賃金でございます。

節８．報償費のうち、スクールカウンセラー謝金は、スクールカウンセラーの配置に係る謝金でございます。保護者や児童生徒、あるいは学級担任等の相談業務に当たっていただいております。

この事業は県の補助事業で、謝金のうち３分の１が県の補助金でございます。

スクールカウンセラー活用につきましては、詳しくは主要施策説明書78ページの教育相談業務に記載をしております。

節11．需用費で、印刷製本費の主なものは、改定を行いました教科「日本語」教科書の印刷製本費となっております。

小中一貫教育・日本語教育事業につきましては、主要施策説明書76ページに記載しております。

節13．委託料についてでございますが、語学指導業務委託料として外国語指導助手ＡＬＴ５名の民間委託料でございます。

語学指導業務委託料につきまして、詳しくは主要施策説明書77ページに外国語指導助手配置事業として記載しております。

続きまして、205、206ページをお開きください。

節19．負担金、補助及び交付金のうち、主なものは鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置しておりますスクールサポーター配置負担金でございます。詳しくは、主要施策説明書78ページに記載をしているところでございます。

以上でございます。

江嵜充伸教育総務課長

続きまして、同じページでございます。

項２．小学校費、目１．学校施設管理費の主なものについて申し上げます。

節２．給料から節４．共済費までにつきましては、学校用務員３人分の人件費でございます。

節11．需用費のうち、修繕料につきましては学校施設の修繕に要した経費でございます。

節13．委託料のうち、１行目の鳥栖小学校屋外トイレ改築工事実施設計委託料につきましては、老朽化に伴います屋外トイレ改築工事の設計に要した経費でございます。

次の、鳥栖北小学校ほか校舎外壁調査委託料につきましては、鳥栖北小学校、田代小学校、旭小学校３校の外壁調査に要した経費でございます。

次の、鳥栖小学校ほか屋内運動場非構造部材改修工事実施設計委託料につきましては、鳥栖小学校、若葉小学校、旭小学校３校の屋内運動場の照明灯の落下防止対策工事の設計に要した経費でございます。

次の、学校施設管理運営委託料につきましては、小学校８校の各種設備点検、樹木剪定等施設の管理に要した経費でございます。

節15．工事請負費のうち、１行目の営繕工事費につきましては、各学校の施設営繕に要した費用でございます。

２行目の空調設備設置等工事費につきましては、各学校の特別支援教室等の空調設備の設置及び改修に要した経費でございます。

３行目の鳥栖小学校屋外トイレ改築工事につきましては、委託料で御説明しました工事に要した経費でございます。

ページめくっていただきまして、207ページ、208ページをお願いいたします。

一番上の田代小学校普通教室黒板灯改修工事費につきましては、普通教室棟の20教室分の照度不足による黒板灯の改修に要した経費でございます。

節23．償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の建てかえに関する都市再生機構への償還金でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、同じく207、208ページの続きでございます。

学校教育課から同じく項２．小学校費、目２．学校事務管理費について御説明します。

節１．報酬は、校医15名、歯科校医12名、合計27名の校医と学校薬剤師８名の報酬と産業

医１名の報酬でございます。

節７．賃金は、小学校特別支援学級生活指導補助員25名分でございます。

特別支援学級生活指導補助員配置事業につきまして、詳しくは主要施策説明書82ページに記載をしておるところでございます。

節８．報償費は、１校当たり５名配置をしております学校評議員謝金及び卒業記念品として児童に贈ります英和辞典及び卒業証書入れの筒が主なものでございます。

節11．需用費は、小学校８校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

節12．役務費の主なものは、小学校の電話代、切手代、検査手数料等になっております。

節13．委託料は、塵芥収集委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料、学童輸送委託料、健康診査委託料等になっております。学童輸送業務委託料は、高田・安楽寺町から鳥栖小学校へ通う児童のタクシー輸送に係る費用でございます。さらに、健康診査委託料は、小学校児童の各種健康診断に係る費用に対するものでございます。

節14．使用料及び賃借料は、児童用パソコンの借上料、デジタル教科書のソフトウエアライセンス使用料が主なものとなっております。

節18．備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは、児童用の机、椅子、保管庫、放送用機器でございます。

続きまして、209、210ページをお開きください。

目２．学校事務管理費の続きになります節19．負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は児童がけがをしたりしたときのそれに対する負担金でございます。

続きまして、211、212ページをお開きください。

同じく、項２．小学校費、目３．教育振興費でございます。

節18．備品購入費は、教材費、理科備品購入の費用でございます。

同じく、目３．教育振興費の節20．扶助費は、要保護、準要保護の学用品費や学校給食費等の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

続きまして、項２．小学校費、目４．学校給食センター費について御説明をします。

節７．賃金は、嘱託職員、調理臨時職員、配送配膳洗浄臨時職員、調理洗浄臨時職員、学校配膳臨時職員、代替臨時職員の賃金となっております。

節11．需用費の主なものは、調理消耗品、手洗い等に使う薬品等の消耗品、光熱水費、修繕料となっております。

続きまして、213、214ページをお開きください。

目４．学校給食センター費の続きでございます。

節12．役務費の主なものは、ノロウイルス検査手数料、腸内細菌検査などに係る手数料となっております。

節13．委託料の主なものは、炊飯調理等業務、配送業務、保守点検業務、廃棄物運搬処分等に係る費用となっております。

以上でございます。

江嵜充伸教育総務課長

続きまして、同じページでございます。

項３．中学校費、目１．学校施設管理費の主なものについて申し上げます。

節２．給料から節４．共済費までは学校用務員１名分の人件費でございます。

節11．需用費のうち、修繕料につきましては学校施設の修繕に要した経費でございます。

節13．委託料のうち、１行目の基里中学校屋内運動場非構造部材改修工事実施設計委託料につきましては、屋内運動場の照明灯落下防止対策工事の設計に要した経費でございます。

次の、学校施設管理運営委託料につきましては、中学校４校の各種設備点検、樹木剪定等施設の管理に要した経費でございます。

次の３事業、田代中学校関係でございますけれども、田代中学校におきます普通教室棟大規模改造及び増築工事、また屋内運動場大規模改造事業に要した経費でございます。

最後の鳥栖西中学校ほか校舎外壁調査委託料につきましては、鳥栖西中学校、基里中学校２校の外壁調査に要した経費でございます。

節15．工事請負費のうち、１行目の営繕工事費につきましては、小学校費同様、学校施設営繕に要した経費でございます。

２行目及び次の、めくっていただきまして、次のページの１行目でございますけれども、田代中学校における普通教室棟の大規模改造工事及び増築工事に要した経費でございます。

最後の、鳥栖中学校ほか普通教室照明器具改修工事費につきましては、鳥栖中学校25教室分及び鳥栖西中学校21教室分の照度不足による照明器具の改修に要した経費でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、215、216ページをお開きください。

項３．中学校費のうち、目２．学校事務管理費について御説明をします。

節１．報酬は、校医７名、歯科校医６名、合計13名の学校医と学校薬剤師４名分となっております。

節７．賃金は、中学校選択制弁当の嘱託栄養士１名分と特別支援学級生活指導補助員６名分でございます。

特別支援学級等生活指導補助員配置事業につきましては、主要施策説明書87ページに記載をしております。

節８．報償費の主なものは、放課後等補充学習支援事業の講師謝金、学校評議員謝金及び卒業記念品として渡す印鑑及び印鑑入れ、卒業証書ファイル等となっております。

節11．需用費は、中学校４校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

節12．役務費の主なものは、中学校の電話代、切手代、検査定数料等となっております。

節13．委託料の主なものは、塵芥収集委託料と開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料でございます。給食業務委託料は、中学校選択制弁当に係る委託料となっております。

節14．使用料及び賃借料は、生徒用パソコンの借上料、デジタル教科書のソフトウエアライセンス使用料が主なものとなっております。

節18．備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは、生徒用の机、椅子。それから、教科用等備品購入費は生徒用図書、楽器代が主なものでございます。

続きまして、217、218ページをお開きください。

節19．負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金とその次のページでございますが、219、220ページになります中学校スポーツ大会等出場補助金が主なものとなっております。

続きまして、目３．教育振興費について御説明をいたします。

節18．備品購入費は、教材費、理科備品等の購入でございます。

節20．扶助費は、要保護、準要保護生徒の学用品費や学校給食費等の補助。特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払っているものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続きまして、項４．社会教育費、目１．社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

まず、節１．報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、そして社会教育指導員の報酬でございます。

次に、節２．給料から、次のページになりますが、節４．共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係及び文化財係の職員12名の人件費でございます。

次に、節７．賃金につきましては、同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

次に、節８．報償費につきましては、生涯学習講座などの講師謝金、並びに成人式記念品

代などでございます。

次に、節13．委託料につきましては、社会教育関係施設などの管理委託料及び市内の小中学生を対馬に派遣し、青少年の健全育成を図る少年少女派遣研修事業を鳥栖やまびこ研修団へ委託したものでございます。

次に、節15．工事請負費のなかよし会空調設備改修工事費につきましては、旭小学校なかよし会Ａクラスの空調設備が故障したために改修工事に要した経費でございます。

次に、節18．備品購入費の主なものにつきましては、同和教育集会所の掃除機などの施設用備品、合わせて人権・同和啓発用ＤＶＤの教材費の購入費でございます。

次に、223、224ページをお願いいたします。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体等に対する補助金でございますが、主なものといたしましては、下から４番目になります放課後児童健全育成事業補助金について御説明いたします。

市内で放課後児童クラブを運営する事業者に対する補助金でございまして、平成28年度は市内の全ての校区で放課後児童クラブ、なかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会及び旭小学校区で放課後児童クラブを運営いたします社会福祉法人和貴福祉会に対し運営補助を行いました。

なお、平成28年度における放課後児童クラブ事業の状況につきましては、主要施策の成果の説明88ページに記載しておりますので御参照ください。

次に、節23．償還金、利子及び割引料の平成27年度国庫補助金返還金につきましては、平成27年度放課後子どもプラン推進事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、目２．文化財保護費について御説明いたします。

主なものといたしましては、勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業となっております。

まず、節１．報酬につきましては、文化財保護審議会委員報酬でございます。

次に、節７．賃金につきましては、史跡等の保全管理作業に伴う作業員賃金でございます。

続いて、節８．報償費につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員謝金等が主なものでございます。

飛びまして、節13．委託料の主なものにつきましては、文化財整理室の警備業務や遺跡の管理業務の委託料のほか、歴史・文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございますが、平成28年度は鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定に伴う鳥栖駅舎の取り扱いについて、文化財保護審議会において鳥栖駅舎の文化財としての価値を検証するために、鳥栖駅舎建築物調査を委託して実施したところでございます。

次に、節15．工事請負費につきましては、古野町文化財収蔵庫を文化財の活用を図るため

に、収蔵展示室として新たに整備を行うために室内の照明及び配線工事を行いました。

続いて、節17．公有財産購入費につきましては、葛籠城跡地区の史跡買い上げ事業に伴う費用でございます。

次に、節19．負担金、補助及び交付金につきましては、市の有形・無形文化財の保存、管理、公開に係る補助金となっております。

なお、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業の平成28年度の実績につきましては、主要施策の成果の89ページに記載しておりますので御参照ください。

次に、227、228ページをお願いいたします。

目３．図書館費の主なものについて御説明いたします。

節２．給料から節４．共済費につきましては、図書館職員５名分の人件費でございます。

節７．賃金につきましては、図書館で司書業務を担当しております嘱託職員10名分の賃金が主なものでございます。

節11．需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞などの購入に伴う消耗品費及び電気料、上下水道料金の光熱水費でございます。

節13．委託料につきましては、清掃、警備業務などの図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節14．使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては図書館システム及び関連機器の借上料となっております。

節18．備品購入費につきましては、シュレッダーの購入費及び図書やＤＶＤなどの視聴覚資料の購入費となっております。

なお、図書館の利用状況や貸し出し冊数などにつきましては、主要施策の成果90ページに記載しておりますので御参照ください。

229、230ページをお願いいたします。

続きまして、目４．埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費でございます。

主なものといたしましては、現場や作業員などの人件費と機械器具などの借上料でございます。

続きまして、その下、目５．埋蔵文化財調査受託費につきましては、民間開発に伴う市内の遺跡の本調査を受託したものでございます。平成28年度は、京町遺跡の本調査、並びに本原遺跡、京町遺跡の整理報告を実施し、開発と文化財の保護に努めました。

次に、235、236ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、目８．勤労青少年ホーム費につきまして、主なものについて御説明

いたします。

節７．賃金につきましては、勤労青少年ホームの嘱託職員１名の賃金でございます。

節８．報償費につきましては、ホームのほうで開設いたします教養講座開設に伴う講師謝金でございます。

節13．委託料につきましては、施設の管理や警備及び清掃等の委託料でございます。

以上です。

江嵜充伸教育総務課長

ページ飛びまして、243、244ページをお願いいたします。

款11．災害復旧費、項３．教育施設災害復旧費、目１．単独災害復旧費につきましては、平成28年４月に発生いたしました熊本地震により被災いたしました学校給食センター天井部分の災害復旧工事に要した経費でございます。

以上で、平成28年度、歳入歳出決算の教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

平川富久学校教育課長

大変申しわけありません。説明を少し間違えておりましたので、訂正をさせていただいてよろしいでしょうか。

決算書の203、204ページをお開きください。

項１．教育総務費、目３．学校教育事務局費の節２から４までのところ、給料から共済費までででございますが、学校教育課長以下、学校教育係、教育相談係、合わせて６名分の人件費でございます。

学校給食センターのほうにつきましては、決算書の211、212ページをごらんください。

項２．小学校費、目４．学校給食センター費、節２．給料から節４．共済費、ここまでの中で給食センターの事務員３名及び調理をしております学校保健員８名、合わせて11名分の給料、職員手当等、共済費がここに計上しているところでございます。

大変申しわけございません。以上、訂正をさせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

ちょっとお伺いします。

212ページ、学校給食センター費の賃金5,436万7,390円。これ再度ですね、どういうふうな明細になっているかというようなことをお答え願いたいと思います。

平川富久学校教育課長

嘱託職員15人掛ける14万9,310円でございます。こういったお答えの仕方でよろしいでしょうか。

それでは、調理臨時職員16人掛ける時間単価が917円でございます。

それから、配送配膳洗浄臨時職員３名でございます、7,110円。これは日給でございます。

それから、調理洗浄臨時職員３名、時給が917円でございます。

学校配膳臨時職員14名、時間単価が917円でございます。

それから、代替臨時職員でございますが、これが７名おるところでございます。これちょっと、いろいろ単価があるということでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

これ、できれば書類でもって出していただきたいと思います。

今、最後に、課長がいろいろ単価があるというふうなことでございますので、詳細にわたってですね、書類で出していただけないだろうかと思います。

以上です。

白水隆弘教育次長

書類の整理につきまして、少しお時間を頂戴したいと思いますので、本日終了までに間に合えばそれまでに、間に合わないようであれば、あすに御提出ということでよろしゅうございますでしょうか。

古賀和仁委員長

そしたら､委員会資料として出していただくようよろしくお願いします｡(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前10時41分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前10時41分開議

古賀和仁委員長

再開します。

じゃあ、委員会中に資料の提出をお願いいたします。

質疑を続行します。

尼寺省悟委員

簡単に質問します。

５点します、５点。

212ページですね。扶助費の中に学用品費、修学旅行費等々書いてありますけれども、就学援助費というくくりで書いてないんですが、就学援助費ということで言うならば、この中から一番下の特別支援教育、これを外したものだというふうに考えたらいいんですかね。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

次に、その就学援助率ということを聞きたいんですね。率わかりますかね。全体の児童生徒に対して就学援助を受給している子供の率ですね。

これについて、できれば10年でも12年前でもいいんですけれども、それと近年の率――前もってちょっと言っとったから。それ、ちょっと教えてください。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

まず、小学校でございますが、平成18年度から申し上げたと思います。（「あとで資料を。簡単にぱっと言ってもらっていいです」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

あとで資料としてもらいたいんで、ちょっと口頭で簡単にぱっと言ってくれん。小学校だけでもいい。一応、とりあえず。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

まず、小学校でございますけれども、昨年度の分について申し上げたいと思います。

小学校の扶助率でございますが、9.49％となっております。

続いて、中学校でございますが、13.45％となっております。

小学校、中学校合わせまして、全体で10.69％となっております。

以上です。

尼寺省悟委員

今から十数年前のやつだけも、ちょっと言って。率を。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

平成18年度の実績について申し上げます。

小学校でございますけれども、扶助率3.92％、中学校が4.21％、全体での扶助率が4.01％となっております。

以上です。

尼寺省悟委員

今のやつについては、あとで資料として出していただきたいんですが、十数年前と比べてみると今非常に高くなっているんですね。

この原因についてはどんなふうに考えてますか。

古賀和仁委員長

尼寺委員、今の資料は、委員会の資料として出していただく。(「はい」と呼ぶ者あり)

ようございますか、それで。

それでは、委員会資料として出していただきたいと思います。

平川富久学校教育課長

10年前、平成18年度から比べますと児童生徒数がおよそ1,100人ほどふえております。そして、全体の扶助率が２倍強というふうになっているところでございます。

やはり我々、ずっとこういう制度について周知をしてまいりました。たくさんの方にこの制度を御利用いただいて、周知をしているところ、そしてその制度について理解をされて、申し込まれている方がふえているところもあるかと思いますし、昨今の社会の状況と合わせてそういう家庭がふえていることもあるのではないかなというふうに思っているところでございます。

尼寺省悟委員

私、一般質問の中で、子供の貧困率と就学援助率がかなり近接しているといったことをちょっと言ったことを憶えておるんですけど。

今、日本の子供の貧困率が15%ぐらいということでね、それで見ると今の10%というのはちょっと数字が開いてるような気がするんですが、将来的にもっともっと鳥栖市において、今の10%からもっと上がるというふうなことについてはどんなふうに、もっと上がると思うのか、これがもうリミットなんだと。

その辺についての見解をちょっと聞きたいんですが。

平川富久学校教育課長

大変難しい御質問かと思います。

今後につきましては、予測がなかなかつきにくいところでありますが、現在の社会の状況等からするとこういう制度が必要な家庭はふえていくのではないかなと危惧しているところでございます。

尼寺省悟委員

いいです、この件はいいです。

古賀和仁委員長

尼寺委員、ちょっとマイクを入れてください。

尼寺省悟委員

次に、こちらの資料の主要成果。

これの82ページと87ページに、小学校と中学校の特別支援学級の資料が書いてありますよね。

この中で、小学校のほうについては、平成26年度、27年度、28年度、かなりふえていますよね。一方、中学校のほうはそれほどでもないんですが、平成28年度だけでもいいんですが、これの比率というのはわかるのかな。小学、中学の比率というのは。

平川富久学校教育課長

比率というのは。(「全体の子供の生徒数に対する、在籍児童数の率ですね」と呼ぶ者あり)

全体の生徒に対するその在籍生徒の割合ということでございますかね。

すいません、具体的な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、児童生徒数の増加に比べますと在籍する生徒の数がふえているというふうなことから、まだ数字を出しておりませんが、割合的にはふえていっているものというふうに認識しております。

古賀和仁委員長

資料ができましたので、お配りします。先ほどのですね。

〔資料配付〕

尼寺省悟委員

今の比率、わからないと言われたんですけど、これ、ちょっと調べればわかるわけでしょう。あとで教えてください。

それから、ちょっとこれに戻るんですけどね、すいません、この扶助率の項に戻るんですけど、これね、各小学校中学校で、この扶助率に違いというのはあるんですか、ないんですか。

ないならば、いい。あれば、ちょっとその辺。

平川富久学校教育課長

若干の差はございます。

尼寺省悟委員

その差は何であると思われるんですか。

さっき言われたようにね、ふえたのは広報をした、よくお知らせしたからと。こういった制度がありますよ、というふうにしたからふえたと言われたんですが、私が聞いてるのは、各小学校中学校に差があるとするならば、特定の地域にそういった困っている人が集中してるかどうか、その辺がどうなんかなと、そういった意味で聞いたんですが。

何か、その辺がわかるなら、わからなければわからないでいいですけれども。

平川富久学校教育課長

非常にその率が少ない校区につきましては、新しい家が建って、そこへ転居された方が多いかなというふうに思っております。

扶助率が高いところにつきましては、大きな県営のアパートであったりとか、そういうのが多いかなというふうに思っております。そういうところが関係している、可能性もあるかなというふうに思っているところでございます。

尼寺省悟委員

それで、ほんなら――わかりました。

特別指導員のほうに話変わりますけれども、ざっと見ると小学校と中学校と比べてみると中学校のほうが少ない、何か理由があるんですかね。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

お答えいたしたいと思います。

先ほど御質問がありましたけど、平成28年度、生活指導補助員の総計は31名。それで小学校が25名、中学校が６名。

それで、小学校に対しましては、児童生徒が236名在籍をしておりましたので、9.4人に１人。それから、中学校につきましては、51名在籍をしておりまして、延べ大体8.5人に１人という数字になっております。

この配置につきましては、教育委員会のほうでは生命、安全、学習、それから学校生活の保障、それから社会性の育成という配置の視点によりまして大きく４点ですね。

移動はもちろん食事、排せつ、着替えなどが１人では困難な児童生徒。

それから２点目に、場合によっては命にかかわる行動する恐れがある児童生徒。

それから３点目に、言葉によるコミュニケーションを図ることが非常に困難な児童生徒。

それから４点目に、行動に多動性や衝動性がある児童生徒などを対象に配置をしているところです。

各小学校の実態を把握しながら、学校とも話をしてですね、適正配置に努めているところでございます。

尼寺省悟委員

今、9.4％と8.5％と言われたでしょう。ちょっと違うっちゃないと。

いや、私は236名というのが、全体の児童数の中で何％かというふうに聞いたんですね。236名が9.4％ということは全体で二千三百何人なんですかね。そういう理解でいいんですかね。

いや、何でこういう質問するかというとね、特別支援学級の児童数が、教育長がかつて言

われたんですが、全国的な数字と比べてみるとまだまだ鳥栖市は少ないと。だから、今後とも伸びる必要があるというふうなことを言われたような記憶があるんで、この支援児童数の比率というのは9.4％でいいんですか、間違いないですか。

古賀和仁委員長

ちょっと、暫時休憩します。

午前10時53分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時４分開議

古賀和仁委員長

再開します。

休憩前に続き、質疑を続行します。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

１点、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、尼寺委員へお答えしたところですが、先ほどの回答につきましては、支援員１人当たりの児童数ということで回答をさせていただきました。それで、全児童生徒数に占める特別支援学級の児童生徒の割合についてお答えをさせていただきます。

昨年度、平成28年度、小学校では4.8％、中学校では2.4％、合わせまして4.0％となっております。

以上です。

尼寺省悟委員

合わせて4.0％ということですが、以前、たしか教育長のお話だったと思うんですけど、全国的にはもっと数値が高いということで、鳥栖市もやがてそういった形になっていくというふうなことも聞いたことがあるんですけれども、今全国的にはどれぐらいで、今後ともその辺についてはもっともっと伸びると、これ、平成27年度と28年度比べたらかなりふえているんですけれども、今後とも、かなり鳥栖市においてはこの比率は高くなるというふうな、その辺の見通しはどんなふうに考えておられますか。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

今、委員御指摘があったとおり、平成27年度は小学校が3.9％、それが平成28年度は4.8％

となっております。本年度につきましては5.6%。

それから、中学校につきましても平成27年度が2.0%、平成28年度が2.4%、本年度が3.2%と。

それで、合計しますと平成27年度が3.3%、平成28年度が4.0%、平成29年度が4.9%ということで、やはり非常にふえてきているということがわかります。

以上です。

尼寺省悟委員

それでね、ちょっと気になるのが、そういった形で今後ともどんどんどんどんふえていくということ。

その一方で、当然、生活指導補助員――これ、さっきあなた9.5%と言われたんですけどね、私が聞いている範囲では、基山町とかもっともっと高いと、10%超えているというようなことで、その辺の補助員の増加といったものも今後、当然なってくると思うんでね、その辺については、ぜひふやすというふうなことでね、頑張っていただきたいと思います。

次に、今度216ページです。

給食業務委託料ということで8,756万円。給食業務委託料ですね、216ページ。

これ、中学校給食の関係だというふうなこと言われたんですが、現在この給食弁当ですか、比率は何%ですか。

平川富久学校教育課長

おおよそですが、50%ぐらいでございます。

尼寺省悟委員

これ、だいぶ前から、始めた当時から四十数%ということで、50%を超えて60%にいきたいという話を言われとったんだけれども、ずうっと50%ですよね。

この辺は何で、もっともっと伸びないっちゅんか、もうこれ頭打ちなんでしょう。これ以上伸びる余地っちゅうか、何かその辺の原因っちゅうかおいしくないとか、いや、やっぱり家の弁当がいいとか、何かその辺の分析っちゅうのはされましたか。

平川富久学校教育課長

少しずつでありますが伸びて、注文数がふえている現状にございます。

なかなか調理の個数が限界もありますので、はっきり申しまして職員の数で子供たちの注文を優先させて職員の注文を減らすような形で対応しているところです。ずっとふえてきているのは確かでございますし、残食率も昨年に比べて中学校は減っております。

それから、先月でしたか、試食会を保護者向けに、希望者に行ったんですが、温かいものは温かく、冷たいもの冷たくということで非常にアンケートの結果、保護者から好評で、子

供にも勧めたいという御意見も多数ございました。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ふえていると言われたんですけど、50%ということを見るとね、私はどうかなと思うんですよね。結局、半分の人が給食以外の物をね、家庭の弁当かもしれんしコンビニで買った物かもしれんですけど。

あとの半分の人はどういった物を給食で食べておられるんですか。

よくね、学校の給食で栄養っちゅうんか、基本的なことをやっているという話も聞くんですよね。特に、中学生っちゅうのは伸び盛りで、その半分の人がそうじゃない物を食べてるっちゅうことについてはね、ちょっと私は問題があるんじゃないのかなっちゅう気もするんですけどね。

平川富久学校教育課長

残り半分の生徒につきましては、家庭から持ってきたり、今、御指摘いただいたようにコンビニ等で買ってきた物とか、そういう物を食している生徒でございます。

給食につきましては､御指摘があったように栄養を考えて好き嫌いがなかなかできないと、食べなさいという指導もしておりますので。

家庭から持ってくる物についてはそこも考えてあるかとは思いますが、好きな物というところもあって、選択できるなら自分が好きな物を食べたいという子供も、それに流されているっていうか、そうしていらっしゃる保護者の方も多いのではないかなというふうに思っております。

尼寺省悟委員

それでこの件でね、一般質問したんですけれども、中学校完全給食、これについての見通しですよね。早いところ完全給食やるんだやるんだという話も聞いておるんですが、なかなか具体的にいつからやるかっちゅう話も、展望も見えてないんですけど。

何が問題でなかなかそこまで踏み切れないんですかね。

平川富久学校教育課長

昨年度は、保護者からのアンケートを取っておりませんが、過去において取った中では保護者からは完全給食を望む声は大変多うございます。

逆に、生徒からは余り望まないという数字が多いところでございますけれども、アンケート以外のさまざまな会合でも保護者のほうから完全給食を望む声をいただいていることは確かでございますし、特に生活困窮家庭の子供たちには、完全給食で育ち盛りに必要な栄養を摂取することができるという点からしても完全給食の実施は大変必要なことというふうに思

っております。

完全給食に向けて、さまざまな課題等を計画的に解決して準備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

尼寺省悟委員

いや、教育委員会としても完全給食が必要だというふうに考えていると思うんですよね。だから具体的に、今の話ではね、何が問題なのかというがいま一つ、さまざまな課題とか言われたんですけど。何が課題なのかっていうのがね、どうも今の答弁では私にとってもわからないんよね。課題がはっきりすればそれに向かってね、簡単に言うとお金がないからとかお金回せんからといったらね、そんなもんかと思うけれども。

その辺は何か、もう少し具体的にこういった問題があるからなかなかふっ切れんと。あるいは、何年後に立てるんだと、完全給食やるんだというところまで言えないという、何かその辺。ないんですかね、その辺は。

平川富久学校教育課長

先ほど御説明をしましたように、完全給食の必要性については十分認識をしているところでございますし、それに向けていろいろ準備をしていることもございますが、まだ、いつから始めるというようなところまでは御説明ができない状況でございますので、御理解をいただきますようお願いしたいと思います。

尼寺省悟委員

なかなか、さっきと同じような答弁でね、なかなか理解はできないんですが、はい、ちょっときょうはいいです、これで。

それから、次ですね。

こちらの資料、主要成果の90ページに図書館のことが書いてあります。

この資料を見ると、貸し出し本とか利用者とか一貫して減っているわけですね、平成26年、27年、28年と。これ、何でこんなふうに減っているのかというふうな、評価というかされているかちょっと教えてください、その辺を。

栗山英規生涯学習課図書係長

図書館の利用の減少につきましては、昨年度につきましては、隣接する基山町に新しい図書館が建設されたっていうのが大きな要因だと考えております。特に、弥生が丘地区の利用者のほうが、昨年度上半期は大きく減少いたしました。

年間を通しても７％ぐらい、実際、利用者につきましても貸し出し冊数につきましても減少いたしております。

ただ、今年度の状況を見てまいりますと、やはり基山町の図書館につきましては、蔵書数

とかがまだ多くない、鳥栖の市立図書館のほうが多いということで、やはり本をたくさん読みたいっていう方は市内の方、鳥栖市立図書館のほうを今御利用なされているような状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私も基山町の図書館のところに行ってきました。

それであそこね、幾つか問題あるのは、駐車場が少ないんですよね、車が。それで、なかなかとめられないということで、それともう一つね、よそのこと言っちゃ悪いんですけど、古い本が多いんですね。

そういった意味でね、ちょっと基山って――あんま人のこと言ったらいかんですけどね。基山に行ったとしても、こんなもんかと思ってこっちに戻ってくるのはある。私がちょっと言いたいのはね、この事業費ということで5,935万円書いてあるんですけど、図書館の機能の充実を図るという点でね、充実を図ると。行った人がね、自分が読みたい本があるかとかね、新しい本が来ているのかと。

自分が希望するようなものがあるのかという点では、ちょっとまだまだ私はね、不足しているような気がするんですよ。だからね、新しい基山のに行ったらこんな本があるかもしれんというふうなことで行くと思うんですよね。そういう点で、私、もともとこの図書館の機能っちゅうんか本を、その辺を充実させてほしいと思うんですが、何かあんまり、私、一番の原因はね、その辺の充実さが不足しているということではなかろうかという気がするんですけど、その辺はいかがですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

機能という点で、一番充実を図ってほしいというお気持ちについて十分お応えできているかどうかっていうのは、私も自信がございませんが、ただ鳥栖市の図書館については、例えばですけれども、リクエストという制度をとりまして、もし御要望がある場合については、こういう本が欲しいというリクエストにお応えをできるような制度もございますし、また、鳥栖市立図書館のほうに置いてない本であっても、よそにある場合はそれを取り寄せてお貸しするという制度もございます。

また、３市１町で、鳥栖市と久留米市と小郡市と基山町で連携を取りまして、そちらのほうでも鳥栖市民であればお借りできるというような制度もございます。そういったものを利用して、いろんなサービス充実に努めているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

もう一点ありますが、ちょっと質問を頭ん中で整理しますので一応これで、とりあえずあれします。

あとでまたしますけど。

古賀和仁委員長

ほかに。

下田寛委員

今の図書館のところで、ちょっと考え方をお伺いしたいところがあるんですけれども、今のお話だと基山町の図書館ができたという点で、少し貸し出し冊数が鳥栖のほうが減ったということではありましたが、僕、児童書が結構極端に減っているんじゃないかなっていうふうに思ってて、もっと子供たちが本に触れるような環境づくりっていうのを、図書館はもちろんですけれども、学校も巻き込んだところで何かできんのかなと思うんですが、その点について何かお考えがあれば、お伺いしたいと思うんですけれども。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

児童書等の充実という点においては、確かに児童書も含めて児童に対するさまざまなサービスというものに力を入れていきたいというふうに考えております。

その一環ではございますが、今度、移動図書館車の買いかえに伴いましてサービスの見直しを図っております。

その中の一つとしてでございますが、今までのサービスポイントを大きく見直してまちづくり推進センターや、それから子供さんがたくさんいる保育園、幼稚園、そういったところを中心にですね、移動図書館として臨時の図書館を開設するというようなイメージで、今後サービスの展開をしていこうと考えております。合わせてソフト事業、例えば読み聞かせというようなことも今後はその場で提供できるように図っていきたいというふうに考えております。

また、学校図書館と何とか連携を図って、学校での学習支援にも図書館としても取り組みたいというふうに考えておりますので、そのあたりもシステムの連携も含めて、今後積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

下田寛委員

よろしくお願いしたいと思います。

それで、ちょっと指摘としてなんですけど、前、旭小学校だったかな、図書館のところ見させてもらうと、各小学校によって電子……、何て言うんですか、ピッピッとできるところと（「バーコードですね」と呼ぶ者あり）手書きでやるところとあって、もう休み時間じゃ、

たしか旭小学校だったと思うけど、休み時間だけではもう行列ができて借りられないというような状況があって、学校によって全部ばらばらの状況なんですよね。ここはちょっとならしていく必要があるのかなというふうに思ってます。

そういったところが、鳥栖市内のそういう図書サービスなんかとも連動できると、何か新しい展開ができるのかなと思って、予算との兼ね合いが当然あるんでしょうけれども。御検討いただければありがたいなと思ってます。

ちょっと続けてなんですけれども、放課後児童クラブですが、これ、去年からことしも夏休みにあったと思うんですけれども(「ページ数を言ってください」と呼ぶ者あり)88ページ。なんか改善点等があったら、お伺いしたいと思うんですが。

放課後児童クラブ、夏休みに開設をした部分について、特に勤労青少年ホームに特別に開設をしているわけで、当然、これは地区によってどうしてもここには通えない子とかもおったりするわけで、この施設開設のあり方とか、もっとここを改善してことしにつなげましたというところがあれば、お伺いしたいと思うんですけれども。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

実際の運営、例えば、場所とか時間とかいう大きな改善点はございません。

平成28年度に初めて夏休み臨時開設をいたしまして、そのときに、６月の補正予算で上げさせていただいておりましたので、実質、なかなか短い期間での御案内、それから決定ということになりましたので、平成29年度、今年度は２年目ということもあり、できるだけ早い時期に御案内ができるように改善を図ったところでございます。

ただ、当然、これまでの、今それぞれの希望する学校のなかよし会、あるいは、ほかの放課後児童クラブに通えない方に対する御案内でございますので、時期的に、最終的に決定をするのが夏休みの決定が７月１日現在で最終決定になってまいりますので、その後のどうしても御案内ということになりまして、タイミング的に早目の御案内というのがなかなかできない状況ではございますけれども、ことしに限っては、実は御案内が遅かったこともあるかもしれませんが、一応待機児童、全ての方に御案内をすることができました。

それは１つの成果だったかなというふうには考えておりますが、どうしてもやっぱり案内のタイミングが、夏休みについてはもう計画しておりますということで、行かないという選択をされる方も多数いらっしゃいましたので、そのあたりは今後の課題だというふうに考えております。

以上です。

下田寛委員

わかりました。

また、継続していただきたいなと思ってますんで、お願いしたいと思います。

あと、また82ページ、さっきもありましたけど、82ページ特別支援の補助員の件なんですけど、ことしからでしたっけ、各学校に特別支援コーディネーターを配置してますよね、担当となる先生を。

平川富久学校教育課長

委員の御質問は、特別支援教育コーディネーターということであろうかと思いますが、これにつきましては､10年ほど前に特殊教育から特別支援教育というふうに変わったところで、そういうコーディネーターの先生を校長が指名をして、各学校に置くようにというふうに制度が変わり、県からの指導もあり、それぐらいから各学校に１名、特別支援教育コーディネーターという係を、配置を鳥栖市も全12校でしているところでございます。

古賀和仁委員長

質問の途中ですけど、資料ができてますのでお配りいたします。

〔資料配付〕

下田寛委員

すいませんが、そもそもそのコーディネーターの役割というのをもう一度教えてほしいんですけど。

平川富久学校教育課長

お答えします。

学習面､あるいは行動面等でもいろいろ困り感のある子供たちがふえてまいっております。そういう子供たちにもわかる授業、学校での落ちついた生活、それからそのほか身体的に障害のあるお子さん、視覚・聴覚等に障害のあるお子さんも含めて教育が受けられるようにということで、そういった子供たちの支援をするために専門家等につないだり、あるいは校内で組織的に対応ができるように校内での委員会を組織したり、あるいは保護者と連携をしたり、そういったことをコーディネートする役目として、そういう役職といいますか、役割の特別支援教育コーディネーターが指名をされているところでございます。

下田寛委員

特別支援学校との連携というのも当然やっているんですよね。

平川富久学校教育課長

先ほど申しました、特別支援教育になってたときにですね、特別支援学校、昔、養護学校と言っておりましたが、その特別支援学校という名前に変わるときに、制度の中に特別支援学校の中の専門の教員がその近隣の小中学校の特別支援教育に指導的立場、センター的機能っていう言い方をしておりますが､特別支援学級に通う子供たちの指導で悩んだり困ったり、

保護者のお願いがあったりしたときに、そういう特別支援学校の専門の先生が、市町の小中学校の特別支援学級の子供たちとかを見ていただいたり指導の仕方を見ていただいたりして、指導、助言、アドバイスをいただいたりするような役割を特別支援学校の中に持つことになりました。

それがもう、今定着しておりますので、市町の小中学校でどういうふうに指導したらいいだろうかっていうときは、そういうところの先生をお呼びして子供たちの様子とか先生たちの指導を見ていただいて、そのあと会議を開いてアドバイスをいただいたりしております。

そこで見ていただいて、これは専門家につないだがいいというようなときにはそこから、例えば臨床心理士であったり、そういう専門の病院の先生であったり、療育施設の専門家であったり、そういう方をまた学校に招くと、そして指導、助言をいただくというようなことも行っているところでございます。

下田寛委員

わかりました。

すいません、ちょっと私が不勉強なところもありまして、説明わかりました。また、個別の件とかがあればまた個別に相談させてください、すいません。

次、78ページのスクールサポーターの件なんですが、この相談者は生徒が対象なんでしょうけれども、どういった生徒なんですか、不登校の子なんかも含まれるんですかね。

平川富久学校教育課長

まず、いろいろな横文字が並んでおりますので、整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

スクールサポーターというのは、警察職員ＯＢを１名ずつ鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置をしております。これにつきましては、問題行動、非行防止等への適切な対応について学校を支援し、児童等の安全確保、健全育成を目的に学校に配置をされているところでございます。

もちろん、これだけではなくて学校のいろんな問題行動とか、先生たちが指導に困るような子供たちの相談にも乗っていただいているところです。

それから、スクールカウンセラーにつきましては、子供たちの心の悩み、あるいは保護者の子育ての悩み、あるいは学校での教員が子供たちに接するときの悩み等について話を聞いていただいて心を軽くしたり、あるいはアドバイスをしていただいたりというような役目をしていただいている臨床心理士等の資格を持った先生でございます。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、先ほどから出てますが、生活、あるいは家庭的にもいろいろ課題があるようなところ、それと教育と。そしてその子供たち

のために、あるいは困っている保護者の方に福祉関係とか、中央児童相談所とか医療機関とか、就労支援の施設とかそういうところにつないで、紹介をしていただいたりする仕事をしていただいている方々でございます。

先ほど、委員のほうから御指摘のあったのは、恐らくスクールサポーターではなくカウンセラーではないかなというふうに思うんですけれども。

各小学校中学校のほうに、中学校とかは週に一度とか１日勤務とかということの中で予定を組んでおりますので、スクールカウンセラーがこられる日を児童生徒、保護者、職員に係の者が周知をしまして、そこに予定を入れてカウンセリング、あるいは相談に応じていただいているところでございます。

以上、御説明させていただきます。

下田寛委員

すいません、ちょっとごちゃごちゃになってまして。

それで、これの効果がどうだったのかっていうところって、非常に数値とか目で見えてわかるものではないものだと思うんですけど、実際どうだったのかっていうのを、感触としてでもお伺いできればと思うんですが。

平川富久学校教育課長

相談とか自分の気持ちを話すということで、この相談件数というのが小学校が特に伸びているところです。

人間対人間ですので､合う合わないもございますけれども､そうやって相談をすることで、過去には子供たちが思い切って相談をして、大きな問題行動につながるところを未然に防げた――カウンセラーの先生は相談者から聞いた情報は漏らさないというのが鉄則ではございますが、場合によっては内々にいただいて、そして大事に至らないように解決できた事例も幾つかございます。

数字で、この人が相談して、この人は悩みは解決した、この人は継続だ、していないとかそういう数字は持ち合わせておりませんけれども、こういう先生がいることで子供たちもその日には学校に来て、例えば話を聞いてもらうとかいうようなことで、安心して相談できる人が学校にいるということは、そういう子供たち、保護者にとっても非常に役に立っているところというふうに認識をしております。

下田寛委員

継続して、お願いをしていきたいと思っております。

不登校の子たちも相談したりするものなんですか。

平川富久学校教育課長

基本、スクールカウンセラーの先生は学校にいらっしゃいますので、時間を上手くして保護者が、例えば、児童生徒が帰った夕方とかにですね、連れて来て、話を聞いてもらったりとかいうこともあります。

先ほど言いましたように、学校にこられる日は事前にそういう家庭にもお知らせをして、どうですかっていうお勧めも学校のほうからしておりますので、全部が全部そういうふうに必ず不登校の子たちがスクールカウンセラーに相談するということではありませんが、利用している児童や生徒、それから保護者の方も多数いらっしゃいます。

下田寛委員

不登校ってたしか、一応、まあまあくくりですれば問題行動のくくりになるわけですよね。

そこ、個人的にはすごく嫌なんですけど、もちろん学校に来たほうがいい、行ったほうがいいと思うんですけど、行けない理由があって、なかなかそういう子供がどうなっていくのかっていうところを見守りながらやんなきゃいけないというのは、もちろん先生方が一番現場では苦労していらっしゃると思うし、当の本人も苦労していると思うんですけれども、そういったところをもっといろんな手を使いながら、もしかしたら違う道のほうがいい子ももしかしたらいるかもしれんし。

ただ、あくまで中学校とかまでは義務教育でもありますので、どうケアしていくのかっていうところはもちろんこの体制を維持しながらいろんな資源を活用してやっていただきたいなといつも思ってますので、継続してお願いしたいと思います。

とりあえず、以上です。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

松隈清之委員

今のスクールカウンセラーの件なんですけど、実際、今、相談件数ってあっているんですが、その内訳として児童からの相談、あるいは保護者からの相談、あるいは先生からの相談とかっていうのは、わかりますか。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

昨年度につきまして御回答いたします。

昨年度につきましては、小学校のほうから申しますと、小学校のほうが生徒件数267件、348人です。

それから教職員が212件、571名です。保護者が58件、73名です。

それから、中学校のほうが生徒のほうからが74件、94名です。

それから、教職員が190件、259名。保護者が247件、308名となっております。

松隈清之委員

やはり、結構教職員の方のお悩みが、多いんだなっていうふうに思いました。

それはそれで悩みがあるっていうことは、その事業としてね、置いている効果があるんだろうなというふうに思いますが、今、常駐じゃないじゃないですか、こられるときに御案内してっていう感じですよね。こんだけ、実際悩みがあって、どれくらいの頻度でこられるのかわかんないですけど。

児童、あるいは保護者なんかっていうのはね、なるだけ早いタイミングでそういうお話、カウンセリングとかっていうのができたほうがいいんだろうなと、深刻になる前にね。そういう意味ではもちろん予算のことありますよ、ありますけれども、こういうのは、できれば常駐したほうがいいんだとかっていう考えとかってありますか。

こうすべきなんじゃないのかなあみたいなの、お金のことはさておきながら。

平川富久学校教育課長

スクールカウンセラーのみに学校も頼っているわけでございませんし、ここ一、二年、教育委員会のほうにもこれに特化した指導主事も配置をしまして、そこがうまくコーディネートをしまして、先ほど申しましたスクールソーシャルワーカーとか、あるいはそういう専門機関の先生方等とも連携をして学校でケース会議、保護者の方を交えたりしながら、それを頻繁に行うようになってまいりました。

そのおかげ、それが全てではないんですけれども、そういうこともやりましたので学校に復帰をしたり、学校に復帰できなくても全然これなかった子が学校に足を向けたりというような成果も昨年度出ているところでございます。

先ほど、御指摘のあった常駐の件に関しましては、文科省のほうがチーム学校というような中でそういう専門家も職員の１人として配置したらというような考えも示されているところです。海外では、そういう専門家は学校に常駐している国もありますので、本来であれば、そういう方が常駐しないでもやっていけるような人間関係だとかがあればよろしいかと思うんですけれども、現状から考えてそういう方の常駐とまではいかずともう少し頻度がふえればいいなとは思っているところでございます。

松隈清之委員

それこそ僕らのころはそういう方いらっしゃらなかったんでね、そのときには学校とかで解決をされとったんだろうなというふうに思うんですが、先ほど言われましたように、ほら、基本的に聞いた内容については他言しない。その安心感も含めて御相談をされているケースもあるのかなっていう、先生とわかった上でね、先生に相談できることもあればなかなか、

そこを心配して相談できないケースっていうのもあると思うんですよね。

だから、先生で対応できる部分はそれこそその信頼関係も含めてね、今後もそういういろんな相談を受けられるような体制をつくっていただきたいなと思う反面、やっぱりそこに相談しにくい案件っていうのもやっぱ存在するんだろうなと。それこそ先生がね、相談するところが結構な件数あるじゃないですか。先生が病んでしまってはいよいよどうしょうもないわけなんで、そういう意味では常駐できるのがベストなのかなあと、言われたようにね、海外なんかは結構常駐されているんですよね。

だから、もちろん予算のこともあるんだろうけど、何がベストなのかっていうのは考えておいたほうがいいと思うんですよ、そこに持っていこうっていう。ちょこちょこね、できればこう、もっと充実させてもらいたいということじゃなくて、初めから常駐を目指すんだということであればそういう考えでやっぱり取り組んでいくべきだろうなっていうふうに思うんですよね。

そこは、今後の取り組みに期待をしたいっていうふうに思います。

それと、続けて、中学校の給食の件、212ページ。

完全給食を目指すということで、随分以前からね、初めの考え方っていうのは鳥栖市に南北に設置をしようっていう考えだったんですよ。一番最初はね、南北で。

そんときは、小中学校含めて北部とか南部とかっていうふうに分ける、そのときには、もう必然的に中学校は同時に給食に移行するんですよね。という考え方が最初示されてたんで、基本的にはもう中学校も含めて完全給食するという考えは、当時あった。

ただ、小学校を先行するっていうことで変わったんだけれども、それで中学校がちょっといろいろね、トラブルではないですけど、遅れてきてるんだろうと思うんですけど。

今の選択制も初めからね、例えば温かい物は温かい、冷たい物は冷たいといろいろ工夫をされて導入されているんですよ。だから、よそみたいに残食率がね、半分以上とかっていうひどいことにはなってないんだけれども、ただずっと前から言われているのは、体格の違い、男女の違いね、あるいは部活をしているとかやっぱりいろんな違いがあっても全部同じじゃないですか、量が。

だから、そういう課題っていうのは、今の選択制弁当方式では改善は多分されづらいですよね。難しいんだろうなと思うし、そうすっとやっぱ配膳とかで工夫ができるような、完全給食のやり方のほうがいいのかなと思うし、今、先生が調整しているって言うけど、そもそも1,500食のキャパしかないところですよね。1,500食ならもっと頼めるんじゃないかなっていう気はするけど。

なかなかこれ、変動すると事業者のほうも多分すごくやりづらいんだろうなあと思うんで

すよ。

だから、今の選択制のやり方っていうのは、もちろん子供が選べると、子供が選べるという意味ではいいところもあるんだろうけど、福岡から来る保護者とかね、完全給食がないのが信じられないんですよ、正直言って。この辺の人は、もう中学校は弁当っていう意識があるかもしんないけど、鳥栖市はまだ選択制とか中途半端なことやってるんですかって。

いろいろ鳥栖市もね、もっと人口ふやしたいとかっていうところも言っているところもあるんでね。やっぱりそういう意味じゃ、今どき弁当ですかと言われるようなもんでもいかんだろうし、先ほど尼寺委員も言われたけど、タイムスケジュールをちゃんと立てないとだめだと思うんですよね、いろいろあるとは思いますけれども。

もうタイムスケジュール決めて、いつに給食を開始するという目標を決めないと、全ての課題が解決されることってないと思うし、アンケートとか取っても今の中学生で給食を体験している人、例えば今の小学校の給食を体験している人っていうのは少ないんじゃないですか。

あんまりね、まだいないのかな、そんなに。過去取ったアンケートとかって言っても。自校方式のときは知ってるけどセンター方式の給食を食べたことある人って少ないでしょう、多分。

だから、今後来る子供たちのアンケートはまた変わってくるかもしれないし、子供たちの意見よりも保護者の意見のほうが僕は大事かなと思うんですよね、やっぱり。

だから、必要性とかっていうのがまずあるんだったら、まずいつまでに実行するっていうところの目標を決めて進まないと、多分、保護者の意見をとか、子供の意見をとかって聞いていると何年たっても進まないんですよね。

だから、完全給食をするんだっていう方向性があるんだったら、きちっとタイムスケジュールを示すべきだと――ここで示す必要はないですけど、ちゃんと示すべきだろうなっていうふうに、これは御意見を言っておきます。

それと、引き続きなんですけれども、これ時々ね、議会のほうに要望とかで上がってくるんですけど、理科教育等備品購入費、もっと上げるべきじゃないかっていうのを陳情してくれみたいな要望書が議会に上がってくるですね。これは、足りている、足りてないっていう部分ではどういうふうな認識でおられますか。

古賀和仁委員長

何ページですか。

松隈清之委員

これは、220ページが中学校。

平川富久学校教育課長

私も現場の中学の教員ではありましたが、ちょっと理科の教員ではなかったので十分に把握をしておりませんが、十分もう足りているという状況ではないかもしれませんが、そこそこといいますか、基本的なところについては足りているものというふうに思っております。

詳しく数字まで挙げて調べたわけでございませんので、大変無責任な回答になっておりますがそのように考えております。

松隈清之委員

いや、現場が足りていると言われれば別にそれ以上言うことないんですけど、そういう要望をしてくれとかいう議会のほうにね、要望書が来るんですよ、陳情。意見書として出してくれみたいな。

だから、鳥栖市は充実しているんだろうなということで、そういうことだろうなと思っておきます。

それと、216ページ、デジタル教科書ソフトウエアとかパソコン借り上げとかってあるんですけど。飛松議員とかもデイジー教科書とか言われるんだけれども、今、このデジタル教科書の活用状況はどうなっているのかなっていうのは。

平川富久学校教育課長

我々、学校に出向きまして授業等もよく見学をさせてもらうんですが、１時間中、全部デジタル教科書を使うということは当然ございませんけれども、ポイントポイントで、時間で使っている姿はもう定着をしております。

ただ、その教材によったり、あるいは単元によったりしてデジタル教科書ではなくて別の教材を使ったり、あるいはデジタル教科書じゃないものを電子黒板に投影して授業を行ったりすることはあるかと思いますが、電子黒板を使ってデジタル教科書を使用するというその流れといいますか、その活用については定着をしているものというふうに思っております。

松隈清之委員

以前も申し上げたんですけど、電子黒板導入のときにね。要は、使いこなす技術が先生によって差があるとね、言うたら子供たちが先生によって教育の質と言うべきなのか、クオリティーでという判断をしていいのかどうかわからないけれども、使いこなせればわかり易いんだけど、使いこなせない先生だと子供たちにわかりやすい授業が提供できないとすると、そこはそこで、まだ問題というわけじゃないけど課題が残るわけですよね。

以前もそういう質問したときに、先生のそういう研修とかもされていますと、される予定ですという御答弁をいただいているんだけど、実際電子黒板入って若干時間もたってきているし、それこそ台数もふえて環境的にはデジタル教科書も含めてね、その環境は大分整って

きたなと思うんだけど、教員のスキル的には追いついているのかなっていうのはどうなんですか。

平川富久学校教育課長

御指摘のとおり､教員によって若干差がある部分は否めないところはございますけれども、もう他の市町も全部入っておりますし､御承知のように教員は他の市町とも異動があります。

ですから、いろんなところでいろんな使い方を勉強してきてですね、そしてこちらに来てそれを生かしてと。あるいは、こんな使い方もあるんだっていうのをそういう職員から習ったりとかいうようなことで、お互いに使い方等の情報交換をしたり、困ったときに声を上げると、ああ、これこうしたらいいよというようなところもふえてきておりますし、また、学校としてそういう研修会も継続して行っているというところでございます。

したがって、日々少しずつ、そして年々その活用のスキルについてはアップをしているというふうに思っておるところです。

松隈清之委員

ありがとうございます。

ぜひ、スキルアップに努めてわかりやすい授業に取り組んでいただきたいと。せっかくハード面とかね、整備されたんでわかりやすい授業に努めていただきたいと思います。

それと、この主要成果の説明書の82ページ、先ほども質問ありましたけれども、特別支援学級。在籍児童数がふえているということですよね。

これは、以前は特別支援学級になかなか行かれなかったけれども、特別支援学級に、割と理解が進んで早い段階から行くようになったからふえているのか、圧倒的に数がふえているのかっていうのは、どういうふうに捉えられていますか。

平川富久学校教育課長

大変難しい御質問ではありますが、確かに私が、前この仕事をしていたときには、なかなか周りの保育園、幼稚園の先生も理解を示されないところが多かったんですが、今はもう積極的にですね、保育園、幼稚園の先生からも教育委員会の担当のほうに御相談があっております。

そして保護者の方からも、やはり非常にネットワークが広くて、つながりが強くて、こういうふうにしてもらったほうがいいとかいうことで、こういうふうにしてもらえるよというようなことで、積極的に入級を望んであったり、保護者の方もよく勉強してあります、そういう障害とか、そういう困り感とかについてはですね。

ですから、そういう方がもう積極的にふえてきたっていう部分もあるかと思いますし、そういう障害のあるお子さんがふえてきたというところもあるのかもしれません。お答えにな

っているかどうか、ちょっとわかりませんが。

松隈清之委員

そこは非常にね、大事なところなんだろうけれども、これ先天的なものでね、もう、どうしたって数がふえていく理由がよくわからないと。ふえてきているとしたらなぜふえているんだと、食べ物なのか、あるいは晩婚化なのか、いろんな理由があるのかもしれないけれども。

もう、先天的なもんでどうしようもないけど数がふえているっていうことであれば、それに対応していかないかんですよね、学校としてはいかないかんのだけど、例えばそこが、じゃ学校では直接関係ないんだけれども、幼児教育だとか、もっと生まれたあとのね、幼児とか乳幼児とかも含めて、接し方で変わるものなのかどうかっていうのは僕は専門家じゃないんでわかんないですよ。わかんないけど、気づく段階ってあるじゃないですか。

明らかに先天的な場合ももちろんあるんですよ、あるけど今回こういう特別支援学級に入ってなくて、ちょっと気になるな程度のお子さんているわけじゃないですか。どこで線を引くかっていうのも、別に基準ってないわけですよね、極論すると。

完全に色分けができない部分ってあるじゃないですか､こういうお子さんっていうのはね。どこからが特別支援学級に行くべきなのかっていうようなラインも、きちっと分かれているっていうより、すごく段階的に、いろんな程度が違うわけなんで。

そうすると、この中のどういう部分に関しては、あるいは、もう学校以前のところからのケアがあればもっとそういう子たちは減らせるのかなとか。

分析ができないと手の打ちようがない、だから教育委員会だけではないですよ、やるとしたら。じゃあ、もっと子育てのこども育成課とかそういうところまでさかのぼって市全体で取り組むのか、いろんなことを含めて。結局、もうちっちゃい子供のところだけで終わる。でも、そこから先の子供の成長も含めて、じゃ学校に入ってきたときにはもうこうなんだけれども、これってもしかしたらもっと年齢が若い段階で何らかの取り組みをしていればもっと違ったのかなっていうようなケースがあるんであれば、逆にこども育成課とかもっとね、乳幼児の段階で気づける、あるいは気づいたあとの対応も含めて連携をとってね、変えていかないとどんどんどんどんふえていったら対応するの大変じゃないですか、実際現場のほうは。

だから、特別支援学級は特別支援学級でもいいけど、さっき言ったように特別支援学級に入らないけど落ちつかない子とかも、いろんなその障害と言うべきなのかどうかわかんないけれども、落ちつきがない子とかっているんですよね。

だから、そういう子たちも含めて学校の、今、小人数学級だとかティームティーチングと

かって言われるけど、通常の学級のほうも運営が大変なんですよね、完全に何の問題もない子供たちばっかりで構成されているわけではないので。特別支援学級に行く子も多いけど普通学級にいる子の中でも若干問題行動がある子もいるわけですよ。

だから数字であらわれないんですけどね、そういうのは。

ただ、学級運営にとっては、そういう子が１人いるかいないかとかって大いに影響するわけじゃないですか。

それは、特別支援学級に行かないんだけれども、もっとちっちゃい段階でいろんなケアをしていれば変わったのかどうかはわかんないですけど、そういうことも含めて。既に後手なんですけど、そういうことも含めて、教育委員会だけじゃなくてね、もっと生まれたときからのそういう取り組みも含めて連携していかないと、数字で見える特別支援学級の数以上にね、現場っていうのはもっと大変になるのかなあ今後、という気もするので、これも意見なんですけどね。

先ほど、幼稚園とか保育園とかの連絡もあるみたいなんで、さらにさかのぼって乳児期、幼児期も含めてね、早く気づいていろんなケアとかを受けていけば、もっとそのあとの行動に対してコントロールできるような状況に持っていけるようになったほうが、のちのち学校教育の中でベターになるのかなっていう気はするんで、そういう教育委員会だけじゃなくてもっと生まれたときからさかのぼって連携をとって、いずれ学校教育で引き受けないかんことになるんで、そこも含めて検討していただきたいなと。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

今、委員御指摘があったとおり、やはり事務局、こども育成課とか福祉のほうとの連携っていうのは非常に大事になってくると思っているところです。

やはり、そのつながりの部分ですね、つながりの部分をやっぱり大事にしていこうということで、今、本市でもようやくと言ってはなんですけど、連携を始めたところでございます。

以上です。

古賀和仁委員長

いいですか。（発言する者あり）

休憩入れますか。

暫時休憩します。

午後０時１分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午後１時６分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

小石弘和委員

先ほど、211ページに賃金5,436万7,390円でございますけど、６項目ぐらいありますので、一つずついきますか、６項目一緒にいいですか。

古賀和仁委員長

一つずつ言ってください。

小石弘和委員

それでは、平成28年度の資料の、この資料の６職種の賃金が組まれておりますが、不用額が23万9,610円出ている。その不用額の要因は何であったのか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

不用額の要因といたしましては、特にこれといったは要件はありません。

大体、予算どおりということの執行ができたというふうには考えているところでございます。

小石弘和委員

賃金の時給917円の基準はどのように出されているのか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

この基準といたしましては、この表の嘱託以下の金額につきましては、毎年度総務課のほうで単価を算定いたしまして、それを採用しているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ､代替の臨時職員の391万382円の７人分の賃金単価はどのようになっておりますか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

代替職員につきましては、嘱託職員及び調理の臨時職員等が休んだときに入るようになっております。それでございますんで、あるときは調理の方の単価、917円で働いていただいたり、あるときには、配送、配膳、洗浄の7,110円、１日当たりということで働いていただいている場合もございますので、ちょっとここについては空欄にさせていただいたところでございます。

小石弘和委員

じゃあ、その7,110円と時給の917円を採用してあるというふうなことで、391万382円で出してあるわけですね。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

委員さんの言われるとおり、２つをその時々で採用しているところでございます。

小石弘和委員

それでは、学校の配膳臨時職員、各小学校に何名ずつ配置されておりますか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

各学校には､直接学校に行かれる方がこちらの表の一番下から２番目の14人でございます。

この内訳といたしましては､鳥栖小学校に２人､鳥栖北小学校に３人､田代小学校に１人､弥生が丘小学校に２人、若葉小学校に１人、基里小学校に１人、麓小学校に２人、旭小学校に２人となっておるところでございます。

小石弘和委員

次に、配送配膳洗浄臨時職員の３人の仕事の内容、調理洗浄臨時職員の３人の仕事の内容はどうなっていますか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

配送配膳洗浄臨時職員の仕事の内容でございます。

この方たちにつきましては、ちょっと何種類かパターンがあるんですけれども、一人一人は朝８時15分からセンターに来ていただきまして夕方５時までと、その場合は８時15分から10時半過ぎぐらいまで野菜の下処理等をしていただいて、その後、学校のほうに行っていただくと。

その後、午後２時40分ぐらいに帰ってきていただきまして、その後、午後からの洗浄、またそのあとの片づけ、洗濯に入っていただくっていう方が１人いらっしゃいます。

また、８時45分から17時30分までという方もいらっしゃいますけれども、その方につきましては、センターに８時45分に入られましたら真っすぐコンテナ室のほうに行かれまして、その日学校に送り出します食器が入ったコンテナ、またその後、食缶が入ったコンテナ等を整理して、そのあと学校のほうに行かれて、その後センターにまた午後３時前ぐらいに帰ってこられて、その後洗浄、そのあとの片づけ等に入られるという内容で、少し種類が、同じような内容ではございますけど、ちょっと時間帯及び種類が違うような形でしていただいている内容でございます。

以上です。

小石弘和委員

それで、学校配膳臨時職員と、何か聞くところによると配膳洗浄臨時職、それから洗浄臨時職、これを兼務してある臨時職がいるというようなことをお聞きしてますけど、そういう事例はありますか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

平成28年度につきましては、そういう方はいらっしゃいません。代替臨時職員は別でございますけれども、それ以外の方で兼務している方はいらっしゃいません。

ですけれども、ちょっと平成29年度につきましては、調理の臨時職員の方で以前代替職員だった方が、調理にかわられた方がどうしても人が足りないときには学校に行っていただいたりということで、調理及び代替兼務というようなことでお願いしている事例が平成29年度２学期からはございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、平成29年度には、そういうふうな人がいらっしゃるというふうなことで理解していいんですね。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

委員言われるとおりでございます。

小石弘和委員

それから、嘱託職員の給与、月の14万9,318円。これは本給なのか、そしてこの中で、厚生年金、社会保険、その他が引かれた金額の内容であるのか、ちょっとお答えをお願いしたい。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

この14万9,310円につきましては本給でございまして、先ほど言われた社会保険料、あと雇用保険、また所得税等につきましてはこれから引くような形で、実際手取りはそういうふうなのを引いた残額というふうになっておるところでございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、14万9,310円というのは手取りの金額で理解していいですか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

いえ、手取りにつきましては、14万9,310円から社会保険料、雇用保険料、また年齢によって介護保険料、また所得税等を引いた残りが手取りということになりますんで、実際の手取りはその14万9,310円よりは少なくなっているところでございます。

小石弘和委員

わかりました。

ちょっと次に質問いいですか。

教育総務課と、それから学校教育課、生涯学習課、この３課の平成28年度予算現額――補正を含んで。支払い済み額、不用額はどのくらい出ているのかなと。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

生涯学習課分をまず最初にお答えしたいと思います。

平成28年度の予算額ということで、補正予算も含めて３月末の予算現額、総額でございますが３億1,351万8,000円。

これに対しまして決算総額、執行額、総額ですが、３億582万7,580円。不用額といたしまして769万420円となっております。

不用額の主なものといたしましては（発言する者あり）

以上でございます。

小石弘和委員

再度、不用額の数字をゆっくり言ってください。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

不用額総額といたしまして、769万飛んで420円でございます。

白水隆弘教育次長

ただいまの御質問でございますが、残りの２課につきましてはただいま資料を整理いたしておりますので、若干のお時間をいただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

古賀和仁委員長

それでは、ただいまの質問は、資料が出次第、質疑を行いますので。

ほかに。

久保山博幸委員

そしたら、教科「日本語」の件で若干お尋ねをいたします。

成果の説明書の76ページですが、他の自治体から視察にお見えになっておると思うんですが、どれぐらいの自治体から平成28年度視察にこられたのかをまずお尋ねいたします。

平川富久学校教育課長

申しわけありません。

ちょっとそこの資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答させていただいてよろしいでしょうか。

古賀和仁委員長

じゃあ、後ほどお願いします。

久保山博幸委員

それから、事業内容で教科書の作成経費ってございますが、内容的にはどういう内容になっておりますか。

平川富久学校教育課長

作成経費につきましては、著作権の許諾委託料、著作権の使用料等を含めましてそこに計上している額でございます。

久保山博幸委員

これ、例えば冊数とか、どれぐらい作成されたのかお尋ねいたします。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

教科「日本語」の作成の部数でございますが、小学校低学年用が3,000部、中学年が同じく3,000部、高学年も同じく3,000部です。

それと、中学校用の教科書につきましても同じく3,000部でございます。

以上です。

久保山博幸委員

ありがとうございます。

それと、検討委員会が開催されておりますが、検討委員会の中で課題とか、どういった議論が行われているのかっていうをちょっと教えていただきたいんですが。

木村嘉身学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

検討の内容としましては、例えばですけど、内容的に見て前回の分とどのように変えたらいいのか、今度の新学習指導要領等もありますので、それを踏まえてどのように変えたらいいかとか、あと誤字脱字そういうところを見落としてないかとか、あと詩とか俳句、またはかるた。そういうので、今、何か新しいもの、もしくは子供たちの作品、そのようなものが入れることができないか。それとか、あと内容を全部するに当たって、内容の構成表、系統表そのような物ができないか。

あと、せっかくですので写真も多く入れられないか。それと、あと論語につきましても、小学校低中高そして中学校までそれぞれありますけど、それの難しさとか、またはその必然性とかありましたので、そのようなのを踏まえながら入れかえとかも行いました。

そのようなものを改定委員会で検討いたしました。

以上です。

久保山博幸委員

教科「日本語」の大きな目的の一つが、ここに書いてある郷土の伝統や文化継承・発展さ

せるっていうことと、それから効果の中で、市立中学校離れというふうにうたってある。

中学校離れもそうなんですが、せっかく市立中学校に通ってよかったなって、通うことで鳥栖のことをよく勉強できるっていうか、自分たちの住むまちの、鳥栖のことをよりよく、深く知る、出会うっていうかな、それも教科「日本語」の大きなメリット、その部分をやっぱり、特色を生かしていかなければいけないと思うんですが、そういう文化継承とかいうところの教科「日本語」にどうそれを取り入れていくかというような議論等は行われておるんでしょうか。

木村嘉身学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

現在のところ、教科「日本語」の中にも割と郷土的なところは入っております。それも見直しをいたしました。

それと、あと、先ほど申しましたかるたですけど、そういうところもぜひ、子供たちに根づいたもの、または地域に根づいたものということで、鳥栖良かとこカルタっていうのが鳥栖まちづくり推進センターから出ております。そういうのも活用させていただいております。

写真等も鳥栖市になじむ物を今回使わせてもらっております。

以上です。

久保山博幸委員

今、おっしゃったように、私もそういうかるただとか、少し遊びの要素も入れたような形で、子供たちに取っつきやすいっていうか、いろんな鳥栖市の史跡やったり文化であったりとかいう、どうしても教科書いうとかた苦しくなってしまう、文章と写真とでかた苦しくなってしまう。

どういう方法が、どういうやり方があるのか、アイデアがあるのかなという、私もいろいろ考えたりもするんですが。

どれだけ子供たちが、今鳥栖市内にいろんな史跡とか、いいところ、おもしろいところいっぱいありますよね。この前ちょっと一般質問の中で、あそこマンキン山、マンキン山って地域性があるんでしょうけど、やっぱり子供たちにとっては、そういうものを通して、ああ、あそこにはああいうものがあるんだとか、例えばああいうものも漫画チックに、鳥栖駅舎の継承の仕方もそうなんですが、教科書っていうかた苦しい体裁をとらなくて、何かもう少しこう、例えば市内の冒険マップとか教科書以外の何か別冊みたいな感じで、鳥栖のことをもっと、歴史とか文化を知れるような、何かそういうものも検討されていくと子供たちにとって親しみやすいような、取っつきやすいようなことも必要なんじゃないかなと、これは意見として思うんですが。

これは意見として申し上げます。

松隈清之委員

この教科「日本語」の取り組みとしては、一定評価できるのかなと思っています。

それで、日本人としての、ここで言うところの豊かな日本語とか豊かな感性とか、情操とかっていうことも書かれているんですけれども、やっぱ、国際社会、あるいは地域としてね、地域の誇りだとか郷土に対する愛着とか、郷土の誇りっていうことも含めて、そういう地域の人間としてのアイデンティティー。教育っていうのも大事なんだろうなと、日本人としてのアイデンティティー教育もそうなんだけれども、地域としてのアイデンティティー教育ね。

例えば、いろんな地域で過去の偉人がいて、やっぱりそこが歴史的にね、例えば福井県とかにしたって、あるいは山口県の萩市にしたって、やっぱり偉人が出ているところっていうのはそれを生かして地域のアイデンティティーとか、そういう教育をしているところって結構あるんですよね。だから、いまでも萩市とか行くと、吉田松陰先生の言葉を小学校とか、ずっと覚えていくみたいなのが、中学校までのカリキュラムであるじゃないですか。

だから、鳥栖市の偉人ってなかなか難しいのかもしれんけど、佐賀県はね、明治維新に関してもいろんな偉人がいるわけだし、それ以前も含めて佐賀県人としてのね、アイデンティティーの持ち方、それが例えばUターン、Ｉターン、あるいは地元でもっと頑張っていこうとかっていう気持ちにつながっていくっていうことを考えると、もちろん日本人としての誇りもさることながら地域の、佐賀県人としての誇りもね、合わせて取り組んでいくべきではないのかなあと。

まだ、小学校、中学校とかっていう年齢で、どこまでそういうところに踏み込んでいけるのかっていうのは難しいのかもしれないですけど、結構やっているところあるんですよ。やっぱ、それぞれの地域の偉人を取り上げたりとかして。

難しいかなって感じるよりも、そういうもんだっていう部分も一方では要ると思うんですよね。やっぱり人としての手本っていうのをこう示してやることっていうのは必要だし、そこで例えば、それが佐賀県の人だったりとかね、地域の人だっていう身近さと、地域に対する誇りをつくっていく上でもそういう取り組みっていうのは――まあ、この中でできるのかどうかわかんないですけど。

そういう取り組みは、今後検討できないのかなと思うんですが。

木村嘉身学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

委員御指摘のとおり、偉人ですね、そういうところもやはり触れるべきだと、もうそういうところもわかっておる、こちらとしても承知しているところです。

今のところですけど、ちょっと鳥栖市の偉人っていうのはまだ、すいません、申しわけございませんけれども、これからまた考えないといけないところですけど、佐賀県の偉人とし

ましては、前回の教科書では佐賀の七賢人っていうのを掲載させてもらっておりました。

やはり、そういうところを教えるべきだと思いましてこちらとしましても掲載しておりまして、最近では八賢人ということで言われておりますので、今回の改訂では七賢人を八賢人として１人ふやしております。

それで子供たちに学習を広げていきたいなと思いますし、来年度から佐賀の維新のがありますので日本語を通しながらそこの、今度佐賀県が取り組んでいる維新博、そこのところまで広げていけたらと思います。

以上です。

松隈清之委員

そこで、いわゆる教科書の中で、知識とか情報としてそういう人を取り上げる、これ最初のきっかけとしては大事だと思うんですね、それを知るっていうのは。大事だと思うんだけれども、それを、こういう人が佐賀にいて、そういう人として、お手本としてね、そういうものに気持ちの上でも取り組みに対する覚悟とか情熱とか、そういったところをやっぱ手本にしていく教え方っていうのかな、知識とか情報で知るっていうのはもちろんそれはそれで大事なことなんだろうけど。

やっぱりよそで取り組んでいるところっていうのはお手本なんですよね、人としての。やっぱり、いろんな困難があって、その中で信念を通して、地域のためにとか日本のためにとか貢献した人をやっぱりお手本にしましょうみたいな。

今、なかなかお手本にする人って結構減っている気がするんですよね。

何か昔は、伝記ものでも偉人のやつとかってよくあったけど、あんまり最近。あるんでしょうけど、何かそこに対する取り組み、お手本にする取り組みっていうのがちょっと薄いのかなっていう感覚を持っているので、せっかく地域にそういう偉人がいるんであればね、やっぱり格好いい生き方だったり結果を残す、そのときに不幸なね、人生の終わり方をした人いっぱいいらっしゃいますよ、偉人の中では。ただ、その生き方とか信念だったりっていうのに対する、やっぱすごいなって、お手本になるなっていう教え方をもっとできないのかなと思っているんですよ。知識だけじゃなくね、いかがでしょうか。

木村嘉身学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

ありがとうございます。

そういうふうに、伝記的なものがやはり、ちょっとなかなかなくて、今後やはりそういうところも必要だと思いますので、例えば佐賀県でいうと鍋島様とかいろいろいらっしゃいます。その方々の伝記とか著書を、またそれの関連書類、図書とかもできるだけ図書室とかにですね。

また、最近新聞記事もあり、そういうところの新聞も取り寄せておりますので、そういうところも生かしながら学校のほうにも声をかけていきたいと考えております。

ありがとうございます。(「結構です」と呼ぶ者あり)

久保山博幸委員

もう１つ、教科「日本語」の件で、大きな可能性があるのが地域交流の大きな機会が教科「日本語」になるのかなと思うんですが、例えばその地域人材、これ人材リストみたいなやつをつくっていらっしゃると思うんですが、その動きを教えていただけますでしょうか。

木村嘉身学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

人材リスト、人材バンクとも言いますけど、大変大事だと思っております。

それで、各学校にそれぞれ、今、教科「日本語」が浸透し始めておりますので、また推進しておりますので、そこで使った――使ったというと語弊ありますけど。そこで活躍していただいた方々はこちらのほうに、市教委のほうに教えていただいて、そしてネットのほうに挙げて、それを共有できるように少しずつふやしているところでございます。

これからも声をかけていきたいと考えております。

以上です。

下田寛委員

すいません、これ決算書には載ってないようなんですけど、中学校の放課後授業ってやってましたよね。

これがどうだったのかをお伺いしたいんですけど。

平川富久学校教育課長

決算書の211ページでございます。

これにつきましては、国から５分の３の補助をいただきまして、市からの５分の２と合わせて事業を行いました。昨年度、数学と英語の指導者の謝金として４校で延べ８名分ですが、支払いをしているところです。

各中学校３年生を対象に基礎、基本の定着を目的に、夏休み以降１クラス25名程度ということで、冬の入試前まで週１回、25週行ったところでございます。

生徒数の状況から、鳥栖中学校、田代中学校、鳥栖西中学校は２クラス、基里中学校は１クラスとしたところでございます。

それから、講師には英語と数学それぞれの教科の教員免許状を所有した講師を配置したところでございます。

実施をいたしまして、参加者の平均点は、開始前と開始後では、やはり伸びが見られます。開始前と開始後の学年全体の平均点の伸びよりも参加者だけの平均点の伸びが大きかったの

が、数学が３校、英語で２校、平均点が同じ伸びだったのが数学で１校。逆に、参加者の平均点の伸びが小さかったのが英語で２校でございました。

一定の成果はあったかと思います。

そのほか、生徒や地域や保護者の方からも、参加した感想としては、教員のほうからは、学習意欲が上がって、生徒間で教え合ったり学び合ったりする姿が見られるようになってきたとか、勉強に対して少しずつ積極的になっている。それから、家庭学習の習慣化が若干見られるようになってきた。それから、家に帰って勉強を始める時間が早くなったなどがあります。

課題としましては、１クラス25名というところが、もう少し数が少なくなれば個別に当たる時間もふえてくるのではないかというような先生方からの御意見もいただいているところです。

以上でございます。

下田寛委員

成果があったということで、よかったと思いますが、これどうなんですか、一応ターゲットとしてはやっぱ成績の悪い人を恐らく対象にしていると思うんですけど、そこはちゃんと目的と合致した子たちが、たしかこれ、自主的な参加でしたよね。

平川富久学校教育課長

呼びかけ方としては、全部の３年生の保護者、生徒に同じように案内はしております。

しかし、自分からっていうのはなかなかいませんので、そこは教科担任とかから、それなりの進路の希望とも合わせながら、頑張ったらどうかっていう個人的な声かけ等で集めております。

やはり、成績はどちらかというと基礎、基本が定着してない子を中心に声かけをして、生徒の補習をして、そういう生徒が集まったという状況はございます。

下田寛委員

ことしも継続してやって、多分来年もやっていくのかなと思いますんで、また引き続きその辺お願いしたいと思います。

もう１個いいですか。

226ページの、旭から宿町のほうに遺跡物が移動された部分がありま――遺跡物、遺物。

これは、今後何か活用する政策なんかがあれば、お伺いしたいんですが。

久山高史生涯学習課文化財係長

今、言われたのは、旭に文化財収蔵庫っていうのが以前ありまして、そこに発掘で出てきた土器とか、あと近くからいただいた民具類ですね。そういったものを展示しております。

これは、もう30年以上前からだったと思うんですけれども、そちらのほうの施設、もともと旭小学校が移転する前の校舎でしたもんで、かなり老朽化が進んでいろいろと、ちょっと改修することはないということを聞いておりましたので、思い切って町なかの、今、鳥栖北まちづくり推進センターの敷地内に、以前私どもが文化財の収蔵庫として使っておりましたところがありますが、あそこは、割と立地的にもよくて、建物的にも割と頑丈なものですから、あそこのほうに考古遺物、民具をなおす作業を昨年度いたしました。

今年度は、長崎街道まつりあたりから公開しようと思っておりますが、常駐の人がおりませんので、268号機関車のように事前に問い合わせがあった方にお見せするか、今言った長崎街道まつりのイベントというのを基本に考えております。

ただ、それとあと別に、学校教育のほうでぜひ活用していただきたいということで、先日も学校のほうの先生方に、ぜひこういう形でいろいろ活用があるということで申し上げたところです。

以上です。

下田寛委員

よろしくお願いします。

以上です。

江嵜充伸教育総務課長

先ほどの、小石委員の不用額についての御質問のお答えをさせていただきたいんですが、よろしゅうございますか。

教育総務課分でございます。

予算現額13億8,183万4,000円、１、３８１、８３４、０００。

これに対しまして支出済み額７億5,294万4,503円、７５２、９４４、５０３。

それに繰越明許費がございましたので、繰越明許費の分が６億2,682万5,000円、６２６、８２５、０００。

それで、不用額が206万4,497円、２、０６４、４９７でございます。

不用額の主なものといたしましては、小中学校委託料の入札残が主なものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

大変申しわけありません。

係長が答えます。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

学校教育課分です。

まず、学校事務局費としまして、補正後の予算額が１億1,214万円に対しまして、不用額が92万3,434円となっております。

この不用額の主なものとしましては、教科「日本語」の著作権使用代行業務の不用額でございます。

続きまして、小学校費になります。

学校事務管理費及び教育振興費（「学校教育課のトータル」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

トータルを言ってください。

〔発言する者なし〕

じゃあ改めて、また結果出次第、報告をお願いします。

尼寺省悟委員

220ページの社会教育指導員報酬について６点質問します。

653万9,520円と出ておりますが、たしか３人社会教育指導員いると思いますが、それぞれの年収と通算の職年数ですね、それを言ってください。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員の３名のそれぞれの報酬額、年額で申し上げます。

まず１名、これが生涯学習課に配置しております社会教育指導員の年収額179万1,720円でございます。あわせて、通算の勤務年数でございますが、平成28年度末現在で満４年。丸４年というふうになります。

続いて、同和教育集会所に配置しております２名の社会教育指導員のうち、１名につきまして年収額250万8,240円。こちらのほうが、平成28年度末で満３年でございます。

もう１名の社会教育指導員の報酬額が年額223万9,560円でございます。こちらの指導員につきましては、平成28年度末で満４年９カ月でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

あとの２人については、同和集会所に勤務しているということですので、全日本同和会の関係者ということですね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

そうでございます。

尼寺省悟委員

３番目ですけど、この社会教育指導員のそもそもの職ですね、確か前の要綱では、成人教育とか、女性教育とか青少年教育、高齢者教育、こういったことに携わる、そういったこと

がたしかあったと思うんですけれども、どういった仕事をせろというふうになっていますか。要綱とかたしかあったはずと思いますけど。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

鳥栖市社会教育指導員設置要綱の中に、職務を第２条で定めております。

この中では、１つ、成人教育に関する指導助言、２つ目、青少年教育に関する指導、助言、３つ目、学習相談指導、助言、４つ目、社会教育関係団体の指導、育成、この４項目を挙げております。

以上です。

尼寺省悟委員

たしか社会教育指導員というのは、上司は社会教育主事もしくは佐藤さんか、どちらかでもいいんですけれども、仕事の内容の報告ですよね、日報でもいいし週報でもいいし、月報でもいいんですが、そういった報告書については上がっていますか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

生涯学習課に配置しております社会教育指導員につきましては、日誌がございます。

また、同和教育集会所に配置しております社会教育指導員２名については、同和教育集会所におります事務職員と同じ日誌で業務の報告を行っております。

以上です。

尼寺省悟委員

業務の報告が上がっていると言われましたですね、きょうはいいですけど。

どういった中身っちゅうのはあとで、きょうはいいです。あとで聞きたいと思います。

それで、５番目ですけどね、要綱が変わったと。任期の要綱ね。

以前は、任期について社会教育指導員の任期は１年以内とされている。ただし再任することは認められているが、その通算年数は３年を超えてはならないというふうな要綱があったと思うんよね。

ところが、実際問題として私が聞いてる、記憶している限りではね、１人の人なんかは28年とか30年とかね、その人は元の全日本同和会の支部長さんだったという話も聞くけれども、自分たちがつくった要綱を全く無視して、破ってね、そういったことがかなりあったと思う。

最近、その要綱を変えたというふうに聞いているけれども、どういうふうに変えられたわけですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員設置要綱の中で、これまで年齢制限とそれから任用の任期の最長３年というものがございました。

平成28年４月１日から、この年齢制限とそれから任期の最長３年という部分を削除いたしまして、今はその設置要綱に基づいて運用しております。

尼寺省悟委員

変えた理由は何ですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

まず、実質的に任期をこの設置要綱に基づかず、任期を延長していたということもございますけれども、そういった年齢とかそれから任期の制限にとらわれることなく、社会教育に対して熱意や識見を持った方を社会教育指導員として業務に当たっていただきたいということから、この要綱を改正しております。

以上です。

尼寺省悟委員

もう質問はしませんけどね、結果的に悪いほうに変えてしまったんよね。

もともと、無理やり現実の悪い方向に改める、本来ならば、きちっとした要綱があるからその要綱に基づいて現実を変えないかんやった。ところが、その現実を変えないで悪い現実に合わせるために、無理やり年齢制限を外して、そして任期も外したわけよね。

それでね、最後にちょっと、私これ以前も言ったことがあると思うんですけど、これ加藤雅晴さんという社会教育指導に関する専門家だと思うんですよ。これ、以前私言ったと思うけど、こういうふうに言っているんですよ。

任期について、さっきも言ったように社会教育指導員の任期は１年以内とされていると、ただし再任することは認められていると、その通算年数は３年を超えてはならないと――だからこれ、恐らく全国一般的にこういった要綱になっていると思うんよね。

何でそういうふうにしたのかということで、２つ理由が書いてあるんやけれども、１つの理由はちょっと外してね、もう１つの理由は、この制度そのものが、地域の中で潜在化している有為な人材を顕在化して、社会教育の指導者として活躍してもらうことを基本的な狙いとしていると。

つまり、１人の任用期間はできるだけ短期間にして、さまざまな能力を持つ多くの人々に活躍の機会を与え、地域の社会教育を活性化することこそ重要であると考えていると。職務内容について、今、あなたが言われたけどね、成人教育とかね。

現在ね、今、社会教育指導員の職務内容を見ると、もっともっとその学習内容の充実を図り、進化を図り、多様化、専門化、高度化して、そういう地域住民の学習要求に応えるようなことを期待していると、より高度にね。やっぱり社会教育指導員に対してものすごいことを要求しているわけ。

それが今ね、あなたも言ったように、３名のうち２人が、２人がよ、同和関係者と。これ20年、30年前からずうっとそうなんよ。おかしいったいね。その社会教育の同和の人、２人を詳しく知らないけどね、この２人が少なくてもこういったことに対して応えられるかと、私、応えられないと思うったいね。

そういった意味じゃ、さっき言った任用期間を短くして、１年とか２年にしていろんな社会の中に埋もれたいろんな人を入れてね、そしてその人に社会教育員として活躍してもらうと。これがね、一番のあり方だと思うんよ。

だからはっきり言って、何回も言うけど、全日本同和会の圧力に屈してね、歪んだやっぱりやり方をしているっちゅうことは私はね、納得できないし、やっぱり早急にね、改善すべきだと思います。

終わります。いいですこれで。(「よか」と呼ぶ者あり)

いいです。もう、よか。

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

今、同和教育集会所にいらっしゃらない社会教育指導員は、日誌があるということなんですが、具体的にどういう活動、指導をされているのかっていうの教えていただけますか。

その方の仕事、こういうのが、相談があってとか、こういうのに指導に行ってますとかっていう、仕事の内容を教えていただけますか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

生涯学習課のほうに配置しております社会教育指導員の主な仕事内容でございますが、主に鳥栖市青少年育成市民会議という青少年健全育成に、いろんな活動をしている任意の団体がございまして、その事務局が生涯学習課のほうにございます。そちらの事務等について、中心になって活動していただいているところでございます。

それ以外にも、例えば、まちづくり推進センターにおける人権・同和教育に関する講師となって講座を行ったり、あるいは、まちづくり推進センターにおけるさまざまな生涯学習関係の指導、助言を行っていただいているところでございます。

そういったものが主な業務内容になってきます。

以上です。

松隈清之委員

その、さまざまな指導、助言と言われるとよくわからんのやけど、具体的には、どういうふうに動くんですかね。

例えば、指導、助言するってことは相談にこられるんですか。指導員の方が出ていかれるんですか。どこどこに行って指導、助言をされる。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

基本的には、要請、あるいは相談があったときに、指導、助言、相談に応じるという形になります。

以上です。

松隈清之委員

どんな相談があっているんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

具体例を申し上げますと、例えば、青少年教育に関する事業について、どういう活動がふさわしいというか、どういう活動がいいのかとか、あるいは、そういった活動に対して具体的に指導に当たってくださる方を教えてほしいとか。

それから、人権関係の講座、教室については、こういった内容の講演をしてくださる方を教えてほしい､あるいはこういった内容の講演をしてほしいという相談や要請がございます。

以上です。

松隈清之委員

その社会教育指導員っていう、全国的にもね、どこにも多分あるんだろうけど、活動っていうのがよく見えない、わかりづらい。わかりづらいですよね。

私は、別に生涯学習課にいるか同和教育集会所にいるかは別としても、何か青少年市民会議の事務をされているとかね、事務は別に指導員の仕事じゃないんじゃないかなっていう気がするし。相談があったら指導に行きますとか、その講師の御紹介とかっていうのも、極論するとそんぐらいの仕事しかないのかなっていう気がするんですよ。実際、どんだけ仕事があっているかが見えないからなんだけれども。

成人教育とか青少年教育とかね、いっぱいこう書かれているけれども、これ全国の中ではすごく活発に活動されているところがあるのか、それとも全国的にも似たような取り組みしかしてないのかっていうのってわかりますか。

どこも、あんまりこのくらいの活動しかしていませんよって言われるのか、地域によってはすごく活躍して、何かいろんな取り組みをされている。あんま考えたことないですかね、よその取り組みなんていうのは。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員のそれぞれの自治体、あるいはそれぞれの社会教育指導員の実際の業務の内容については、あまり詳しく把握はしておりません。

ただ、うちには社会教育指導員という形で配置をしておりますが、自治体によっては社会教育、あるいは青少年教育、あるいは人権教育といって、特化した形で指導員を配置しているところもございます。

以上です。

松隈清之委員

そうするとね、さっき言ったように専門性とかも含めて出てくるとすればですよ、同和教育集会所にいる人っていうのは、人権に特化したほうが、そういう意味でここに置かれているんじゃないですかね。

特化したほうがいいだろうしね、そうなればですよ。要は、全国的にそういうポジションの人がいらっしゃるんで、鳥栖市も同じように置いているのかもしれないけれども、課長自身があんまり、違う側面ではいろいろ質問とかね、今もそうなんだけど、いろいろ聞かれているけど、じゃ本来的に社会教育指導員がどういう位置づけでどんな活動しているかっていう、よその事例すら知らないわけでしょう。

そうすると、本当に要るんですかみたいな感じになるんですよ。全般的にどんだけの仕事してるんですかっていう。

これが、本当に必然だっていうぐらいにここに求められている役割がすごく大きくて、実際こんだけの活動されて、相談もこんだけあって、実際この人たちが指導するおかげで成人教育、青少年教育とかね、生涯学習に関してもすごく活躍されていますっていうのがあんま見えないんでね、正直。実際されているのかもしんないですよ。

ただ、今の説明では余り見えないかなあと。

それで、言われたように、同和教育集会所におられてもね、多分普通の人は余り行けないんですよ。普通に成人教育、青少年教育の相談に行こうと思っても、まあ、多分行かないですよ。

それが、２人そこに配置されているってことはそんだけそこにいる必要がある。例えば、さっき言ったように人権に関する相談とかっていうのがすごく多いとか、それに対する課題がすごくあるから２人置かなきゃいけないということであれば、それこそ人権に特化した２人っていう、別に置いたっていいんだけど。そこに関しては、今言われたように、そこにおられる事務職員と同じ報告書で報告をされていると、そのフォーマットがどういうものなのかわからんけれども。

課題があるから、そこに人が２人必要だから２人置いているっていう根拠はやっぱ示されないといけないと思うんですよね。

例えば相談もね、別にその事細かくプライベートな部分を、特に人権に関することで上げ

る必要はないけれども、少なくとも、例えばそれが就職差別の相談ですとか、あるいは言葉の差別ですとか、あるいは門地による差別ですとかっていうジャンルとかぐらいは把握しないと、結局いろいろなところで言われているように、実際こんだけの課題が見えているから、それに対して配置しているんですっていう根拠が見えないじゃないですか。

だから、事務職員と同じ報告書っていうのでどれくらい把握をされているのかわからんけど、過去の答弁でも、要は、非常にセンシティブな問題だからその内容についてはね、報告を受けていませんとかって言われるけど、それ、はっきり言ってナンセンスなんですよね。報告がないのにどうやって課題が見えるんですかっちゅう話なんですよ。

だから、それは別に同和教育集会所にいる方でも、そうじゃない生涯学習課にいる方でもそうなんだけど、社会教育指導員としてね、何を求めてて、何をやってて、どういう成果が上がっているのかっていうのが見えなければね、我々としては決算で金額とか出されるんだけれども、成果が見えなければ続ける必要あるんですかって言わざるを得ないんですよ。

だから、そこは今後の課題としてはね、やはりもしそこに２人、人権関係として必要であると思うなら、人権関係の課題がこれだけあってそれに対する指導員は１人じゃ足りないっていう根拠を出してやらないかんし、そうじゃない生涯学習課におられる方にしてもね、こんだけのことをやって、逆に、今そこに求められているのが非常にニーズがあって、そうであればもっとふやさないかんというんだったらそうだし。いや、今でも十分ですって言われればそうなんだし。

ちょっとね、当たり前にいるポジション、職っていうかね、の方みたいな感じで、いるのが当たり前であんまりそこ、逆にね、求められてないんじゃないのかなと。

だって課長も知らないわけだから。よその取り組みも知らないっていうことは、言えばね、さっきの質問もあるけど、目が同和教育集会所のほうにしかいってないんですよ、逆に言えば。そこだけ、何か言われたら応えないかんなみたいな感じで。

本来、社会教育指導員として求められているものとかね、役割について、逆にちょっとおろそかになっているんじゃないのかなっていう気がするんで、そこは課題として、今後その方々に求められる仕事とかね、担いに関しては整理をして、報告もやっぱりちゃんとすべきだと思いますけどね。課題として捉えられるぐらいの報告は必要だと思います。

いいですけどね、答弁は。

古賀和仁委員長

答弁はいいですか。

それでは、先ほどの学校教育課のほうの答弁をお願いします。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

先ほどは失礼いたしました。

学校教育課分、予算額のトータルでございますけれども、７億4,143万9,000円に対しまして、不用額652万5,555円となっております。

この不用額の主なものとしましては、就学援助等扶助費の減額に伴うもの、また人事異動に伴う給料の減額に伴うものでございます。

以上です。

小石弘和委員

これ３課でね、不用額の合計幾らになるかな、３課で。

江嵜充伸教育総務課長

３課、不用額の合計でございます1,628万飛んで672円。１６、２８０、６７２円でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

わかりました。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

木村嘉身学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

先ほどの、久保山委員の議員視察の回数についてお答えさせていただきます。

平成26年度からでもよろしいでしょうか。

平成26年度、議員視察２回あっております。平成27年度、これ変わったときですけど、15回。そして平成28年度、５回。そして今年度、今１回です。行われております。

以上です。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係の質疑を終了いたしました。

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午後２時８分散会

平成29年10月３日（火）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田　寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	実本　和彦
総務課庶務防災係長	古賀　庸介
総務課文書法制係長	江下　剛
財政課長	姉川　勝之
契約管財課長	三橋　和之
会計管理者兼出納室長	松隈　久雄
監査委員事務局長	岡本　昭徳
議会事務局長	緒方　心一
企画政策部長	石丸　健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛　晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田中　秀信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤川　博一
情報政策課長	古澤　哲也
教育長	天野　昌明
教育次長	白水　隆弘
教育総務課長	江嵜　充伸

教育総務課総務係長　原　　祥雄
学校教育課長　平川　富久
生涯学習課長兼図書館長　佐藤　敦美

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　　武田　　隆洋

5　審査日程

議案審査

議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前10時13分開議

古賀和仁委員長

定刻を過ぎておりますが、これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総　　括

古賀和仁委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

総括を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

採　　決

古賀和仁委員長

これより採決を行います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

古賀和仁委員長

議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分の採決を行います。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第26号　平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分は、原案のとおり認定することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成29年９月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時15分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長　　古　　賀　　和　　仁　　㊞